

君ヶ野部落全景

はしがき

東海学園と美杉村とが協力して三ヶ年計画で美杉村の総合学術調査に着手したのは、一昨年（昭和40年）からである。歴史・地理班は初年度資料の蒐集を行うために美杉村各地区を歩いた。その際八手俣地区の一部が近くダム建設によって水没するから、できることならば水没前に部落に残った文化的遺物を調査しておいてほしいという相当強い要望を村当局から受けた。

そこで我々は、試みに現地を見て廻ったのであるが、山間に点在する小部落のこととて、特に目ぼしい文化遺物とてなく文書資料に至っては散逸して殆んど皆無に近い状態であることを知った。こうした条件の下で短時日の調査によって地元の要望にも答える何らかの成果をあげることは甚だ困難に思われた。

然し考えてみればこの一見目立った特徴もないかの如く見える小部落も、そこに生きてきた代々の住民にとっては、かけがえのない故郷であり、父祖の生活の場として喜怒哀楽の歴史が展開されていた筈である。その生活史の一端を可能な限り掘り起して記録に留め、写真と共に集録しておけば、間もなく湖底に沈むであろうこの部落に生を享けて、やがてちりぢりに散じて行く人達にとって祖先の生活を偲ぶ好資料になるであろう。そこにポイントを置くことが、地元の要望に最も応えうる方法であろうと考えるに至った。

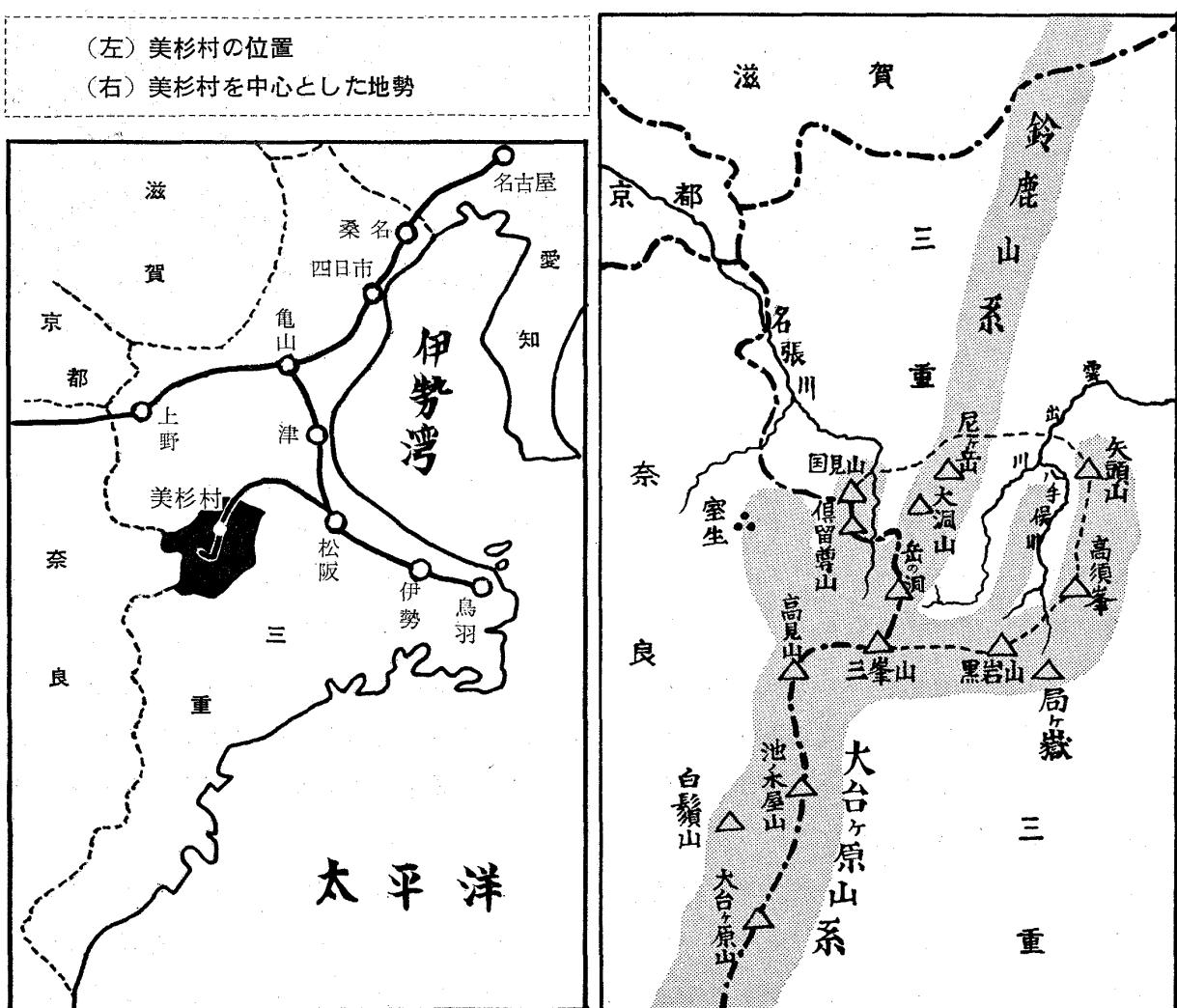
従ってこの調査報告は、一般的な学術調査報告書とやや趣きを異にして、水没部落の人々の家に一冊ずつ保存されて、時々ひもといては往時を偲んでもらえるものを企図して書かれたものである。

I 地理的条件

1. 美杉村の位置

昭和30年3月、旧竹原村以下、八知・太郎生・伊勢地・八幡・多氣・下之川の七ヶ村を合併して誕生した美杉村は、東経136度15分、北緯34度33分にあたる三重県の中部、一志郡の西南方に位置して、行政区分的には、北は伊賀の名張市、名賀郡青山町、一志郡白山町に接し、東方は一志町・嬉野町より南方にかけては飯南郡飯南町・飯高町へ、西方は奈良県宇陀郡に境を接するところの総面積207.27km²を擁する県内各市に優るとも劣らぬ村域を持った山村である

(左) 美杉村の位置
(右) 美杉村を中心とした地勢



2. 美杉村の地勢

美杉村は、鈴鹿山系の南端に位し、村の南端三峰山 ($1,237m$) より西南へ高見山 ($1,249m$)) 池ノ木屋山 ($1,396m$) 大台ヶ原山 ($1,695m$) と、大台ヶ原山系に続き、また西部は室生火山系に接して俱留尊山 ($1,037.6m$) が出現している。大台ヶ原山系が三峰山・岳の洞 ($1,021m$) ・大洞山 ($1,012m$) ・尼ヶ岳 ($957.7m$) の主幹山地となって村内を縦貫して北にのび、鈴鹿山系へ接続し、その西部は村の西境（奈良県との県境）に俱留尊山 ($1,037.6m$) ・国見山 ($860m$) が名張川を懷き、太郎生の山峡を作り出している。東方に眼を転ずれば、南方飯南町地域の局ヶ嶽 ($1,029m$) と村境の黒岩山 ($946m$) より高須峯 ($798m$) ・矢頭山 ($723m$) の山地が雲出川・八手俣川を懷いて、村の中核地帯となっている。また雲出・八手俣の二川は、南方黒岩山の南西庄司越の峠 ($879.4m$) 地帯より北へのびる低い山地にて二分され、竹原地区にて合して北流し、村境を脱してから東方伊勢湾へと注いでいる。

村内の部落は海拔最高三峰山の $1,237m$ より、最低は竹原地区持経の $84.3m$ の間、大体海拔 $500m$ より $100m$ の三河川の山峡の地に分布している。主流をなす雲出川では、上流の伊勢地・八幡部落、下って村の中心八知部落となり、そして八手俣川の合流点に竹原部落が展開してい

る。八手俣川には上流に多氣、鬱山西麓の中流に下之川の二部落を懷いている。一方、村の西部大洞・尼ヶ岳の西麓名張川の沿岸には太郎生部落が展開している。

美杉村は南北に走る四つの山嶺によって三分されてはいるが、概して南西に高く、北東に緩かに低くなっているということが言える。

3. 気温と雨量

津気象台・奥津地点測候による村の気温は

a 気温 (C°)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高	9.0	6.8	11.8	21.3	24.2	25.4	31.1	31.5	27.3	20.5	15.1	11.1
最低	-0.3	-1.1	0.6	10.9	10.3	14.8	21.5	22.1	18.5	10.8	3.2	0.2
平均	4.4	4.0	6.2	16.1	17.3	20.1	26.3	26.8	22.9	15.7	9.2	5.7

(昭和39年度調べ)

b 雨量と降水日数 (10年間の平均)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量(mm)	67	82	113	171	181	251	215	306	439	193	103	62
降水日数	8	8	12	12	12	15	13	11	15	11	8	7

(降水日数は降水1mm以上の日数)

4. 三河川の特質

村の主流をなす雲出川は、三峰山東北麓に源を発し、岳の洞・大洞山東麓地帯の支流を集めて北上しているが、川巾最大80m平均40mを保ち、最高水位5m・最少0.2m、平均0.8m、村内流路延長は21kmで流域面積は三川中最大、村全面積の約半分49%を占める100km²を擁している。

雲出川の支流をなす八手俣川は、村地域内だけとしてみれば、村の東半を占める大河であって、水源を局ヶ嶽・黒岩山・庄司越地帯の村の南境に発し、竹原地区の雲出川と合流点までの流路延長18.5km、川巾最大40m、平均20m、水位は最高5m最少0.2m平均0.6m、流域面積は80km²で村の39%を占め雲出川と村を二分しているといつても過言ではない。

以上二川に対し、名張川は水源を三峰山西麓方面に発してはいるが、村内流路は中流の一部分で、わずか6.2kmである。川巾の最大は40m、平均20m、水位最高4m、最少0.5m、平均0.8mで流域面積は25km²、村全体からみると12%に過ぎない。

5. 君ヶ野ダム

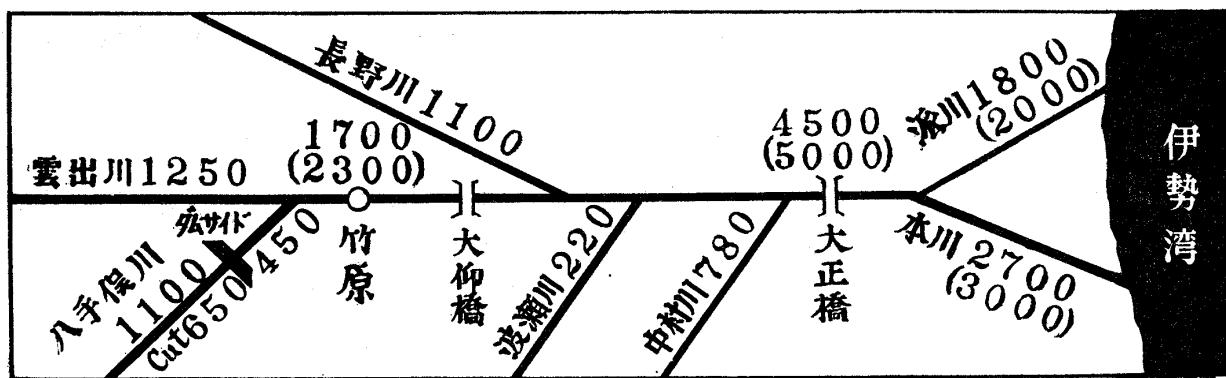
八手俣川は竹原地区の雲出川との合流点近くにて、山峡両岸より迫って咽喉を扼すダム建設

絶好の地形を作すところから、雲出川総合開発事業の一つとして、多目的ダムとして三重県により昭和40年4月現地に建設事務所も設置され、事業費約40億の計画にて建設に着手された。

その趣旨と計画の概要をみると、治水面では、重力式ダムの築造によって、貯水池を利用してダム地点計画洪水量 $1,100m^3/S$ の内、 $650m^3/S$ を調節して $450m^3/S$ に減らし、下流中川・久居間の大正橋附近の洪水量 $5,000m^3/S$ を $4,500m^3/S$ に減少させて宿命的な水害を防ごうとする。灌漑面では、雲出川本流より取水している耕地約 $3,000ha$ に対し、灌漑期に用水の不足する年間480万 m^3 の水を確保して、渇水時にダムの水を補給用とする。上水道としては、普及率及び人口の増加、消費構造の変化に伴い、近い将来において大巾な不足が予想されるので $50,000m^3/D$ の新規水源を確保して、下流市町村への補給を予定する。工業用水面では、躍進する中勢工業地帯に要する工業用水 $200,000m^3/D$ を雲出川より取水するに必要分を補給せんとする。以上の多目的を持ってはいるが先ず治水・不特定灌漑を対象としたダムとして着工し用地買収及び補償については上水道、工業用水も含めた計画で実施する。

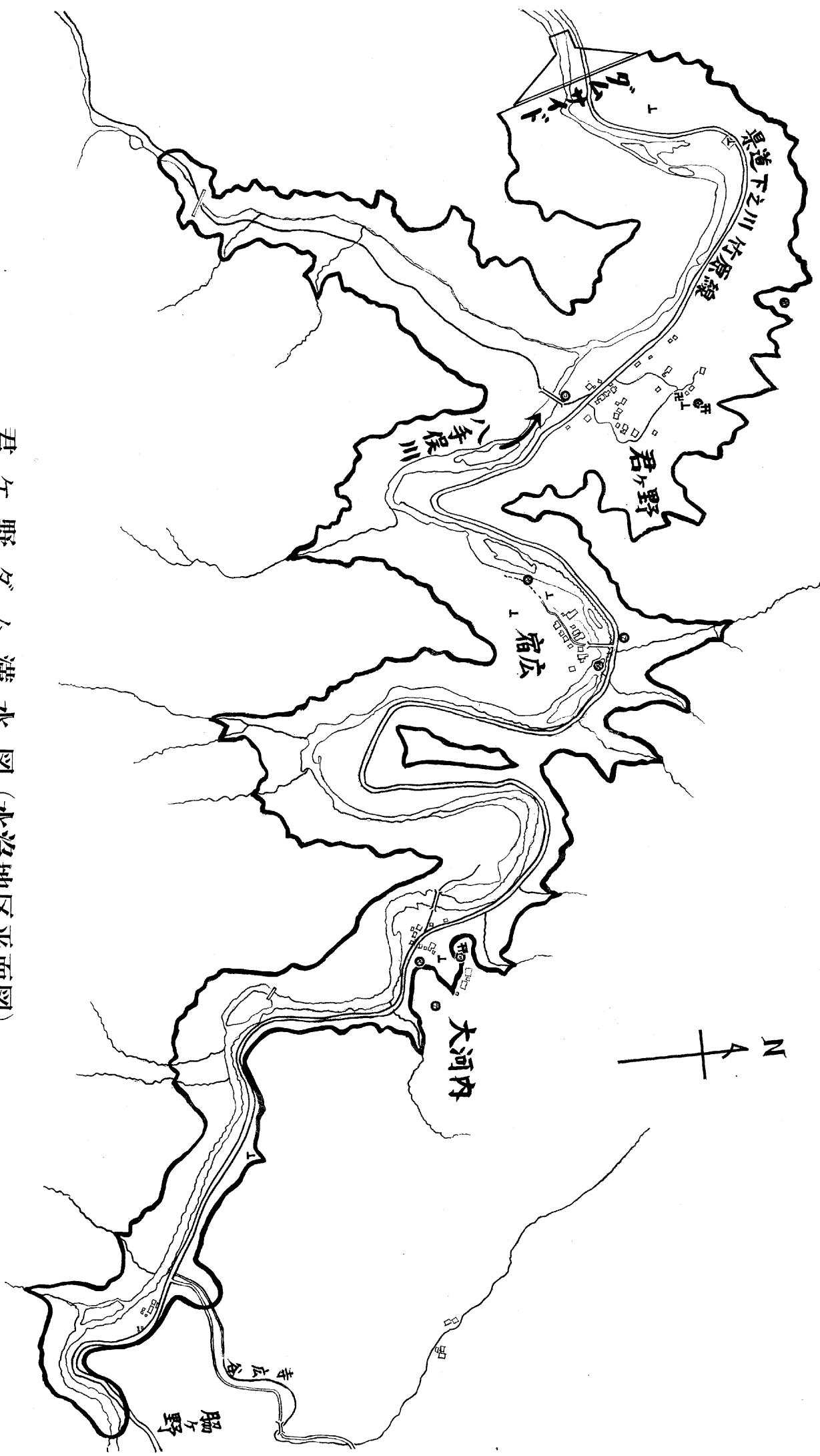
ダムの諸元は	型式	溢流型直線重力式コンクリートダム
	堤高	$73.0m$
	堤頂長	$325.0m$
	堤頂巾	$5.0m$
	堤体積	$356,000m^3$
	上流面勾配	1 : 0.08
	下流面勾配	1 : 0.79
	放流設備	ローラー・ゲート ($10.0m \times 8.0m$) 2.0門 オリフィス ($3.0m \times 2.5m$) 2.0門
貯水池	集水面積	$80.0km^2$
	湛水面積	$0.8km^2$
	総貯水容量	$23,300,000m^3$
	有効貯水容量	$19,700,000m^3$
	洪水時満水位	E L. $160.0m$

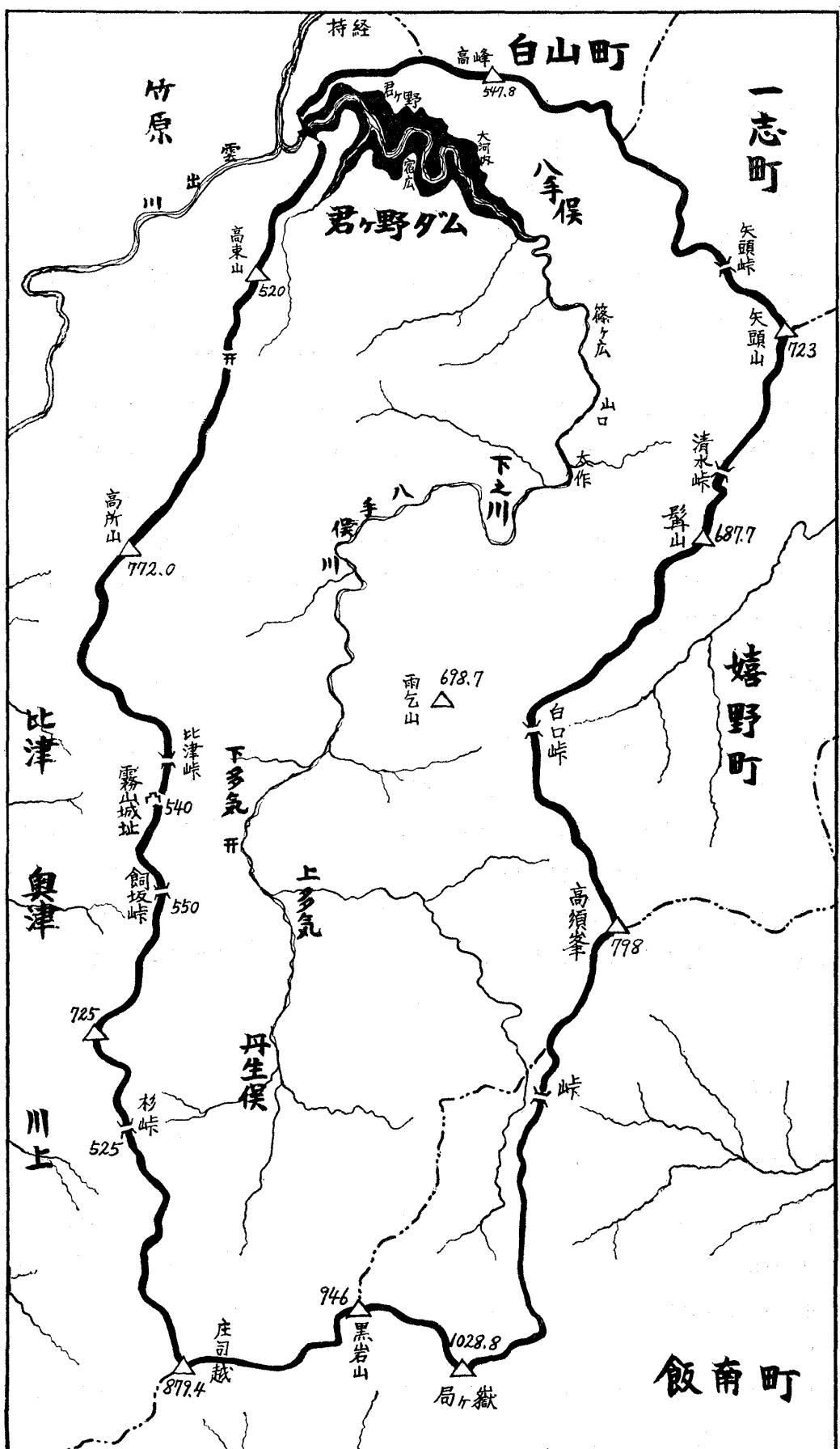
流量配分図



() はダム調節前の流量 単位は m^3/s

君ヶ野ダム満水図(水没地区平面図)





さて、流路延長18.5kmの八手俣川に流入する 80.0km²の集水面積は全村の39%を占める地帯であるが、その分水嶺をつぶさにたどってみると、北は白山町との境に立つ高峰(547.8m)より東南へ、村境と等しく矢頭峠より矢頭山(723m)となって、雲出川の支流波瀬川との分水嶺となっている。嶺線は南下して松阪方面への一つの出口である清水峠より、鬱山(687.7m)と、同じく雲出川の支流で嬉野町を貫流する中村川の水源地帯との分水嶺である白口峠から高須峯(798m)へつづき、ここから嶺線は村外に出て飯南町地区に入り、次第に南下して櫛田川の支流仁柿川との分水嶺を作す「峠」を経て局ヶ嶺(1028.8m)に至る。嶺線ここよりやや西北に走り再び村境黒岩山(946m)に達し、八手俣水源の一角を型づくって西南に走り、庄司越附近に至る。海拔879m程のこのあたりは櫛田川支流との分水嶺をかたちづくっている。嶺線はここから北上して525m附近の杉峠となって丹生俣と川上をわけ725mの高地を経て、飼坂峠となり(550m)上多気と奥津とをわけている。嶺線は再び北にのびて霧山城址比津峠が下多気と比津をわけ、更にのびて高所山(772m)から高束山(520m)となりダムサイドに至っている。かくて南端の庄司越より北にダムサイドまでの嶺線が村内に於ける雲出川との分水嶺となっているわけである。この嶺線内の八手俣川集水面積が80km²であって村の総面積の39%を占めているのである。

6. 水没地区

君ヶ野ダム湛水面積0.8km²の水没地帯は君ヶ野・宿広・大河内部落より脇ヶ野地区に至るダム水低君ヶ野の海拔100mの地点より海拔165mに及ぶ地帯で、海拔115mから150mの間の君ヶ野部落は、17戸と田88アール畑地226アールの大部分を、また全12戸が海拔140m以下にある宿広地区は、部落は勿論のこと田144アールと畑地132アールが湖底に没し、大河内部落も亦海拔150m附近に展開しているので全9戸と田39アール畑地54アールが水没される。脇ヶ野地区は部落が海拔170m以上に展開しているので水没は免れているが、満水時には湖岸の部落となるわけである。

II 沿革

1. 行政区の変遷

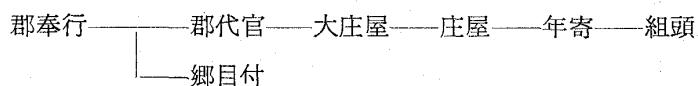
水没する君ヶ野・宿広・大河内の三部落は、脇ヶ野・寺広・梅ヶ広と共に現在は美杉村竹原地区大字八手俣に属しているが、徳川時代から明治22年の町村制実施までは、八手俣村と称していた。その行政管轄の変遷は概ね次の如くである。

(1) 徳川時代

慶長13年(1608)外様大名藤堂高虎が伊勢・伊賀20万石の領主として津に分封されて以後、明治2年(1869)11代藩主藤堂高猷が32万石の版籍を奉還して、新たに津藩知事に任せられるまで260年間一貫して津藩の領地に属していた。

一志郡中の津藩領は62ヶ村（明治2年）に涉っていて、八知・下の川・太郎生・下多氣村等を含んでいるが、隣接の竹原村は奥津・丹生俣・上多氣の諸村と共に親藩紀州領に属していたので現在の竹原地区は、両藩に分轄されていたのである。

津藩の農村支配機構は下図の如くである。



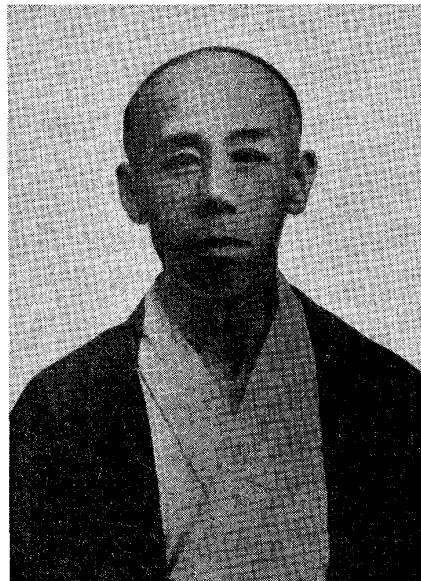
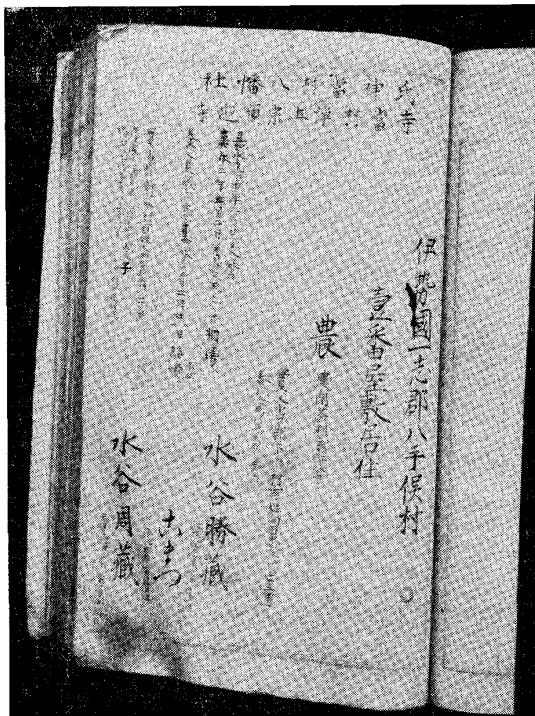
津藩は伊勢領を10区（11区の時もあった）に分け各区毎に大庄屋を置いた。八手俣村は垣内村の大庄屋支配下に置かれた。

庄屋・年寄・組頭は村役人（村方三役）と呼ばれ、一村毎に有力な農民の中から選ばれた。庄屋は村民の監督・年貢納入の立会・田畠質入の加判・勧農等を職務とし、年寄は庄屋の相談・補佐役であり、組頭は小前百姓の代表である。

八手俣村の村方三役の氏名を年次的に明らかにする事は困難であるが、判明したものは次の通りである。

年 次	庄 屋	年 寄	組 頭
寛保元年(1741)	弥三右衛門	市左衛門	伴七
明和二年(1765)	貞右衛門	宗八	政五郎(寺広)
明和三年(1766)	同上	同上	利右衛門
安永元年(1772)	忠治	市左衛門	一
享和二年(1802)	一	源藏	孫右衛門(大河内)
天保三年(1832)	丹藏	左内	甚内(寺広)
天保八年(1837)	同上	一	貞久兵衛
嘉永三年(1850)	萩野市左衛門	貞藏	周治(寺広)
嘉永五年(1852)	水谷貞藏	一	左左内藏
安政二年(1855)	萩野市兵衛	勝蔵	善蔵

上表のうち、寛保～安永の庄屋の家筋は判然とせぬが、天保以後の丹藏一貞藏一勝蔵と続く家系は水谷家で、明治以降戸長や村長を勤めた周蔵一多市郎と続く豪農であり、萩野家と共に庄屋の家筋であったと思われる。この水谷家は大正末年に没落して屋敷も破却されてしまったが、唯一残って脇ヶ野の木村氏に引継がれた土蔵には、庄屋→戸長→村長と徳川時代から明治にわたるこの村の要職を勤めた時期の古文書が山積されていたというが、終戦後水谷氏の子



上 水谷多市郎氏

左 壬申戸籍（水谷家の部分）

孫の手で一冊も残す事なく焼却されてしまったという。

恐らくこの水谷文書は八手俣村の歴史を知り得る唯一の宝庫であったと思われるだけにその忘失によって、も早や村の歴史を文書の上で辿る事は殆んど不可能に近い、まことに惜しんでも余りあることといわねばならぬ。竹原役場支所その他にも若干の寺社関係・土地質入証文以外には藩政時代の資料は皆無に近い。

(2) 明治時代

明治 2年 版籍奉還により引きつづき津藩知事の管轄に属した。

明治 4年 廃藩置県により度会県の所管となつた。

明治 5年 大小区制の実施により、度会県を7大区・72小区に分け、村方三役の制を廃して、大区には戸長、小区には副戸長を置くことになった。八手俣村は竹原・八知等11ヶ村を以て、第五(大)区小九ノ区に属することになり、九小区の副戸長には川尻彦之丞が就任。

明治 7年 度会県の7大区制を改め20大区制とし区には区長を、各村毎に戸長を置いた。八手俣村は第15区(川口村以西5ヶ村)に属し、区長事務取扱所は川口村に置かれ、区長は柴山誠一郎が、八手俣村戸長には水谷周蔵が就任した。

明治 9年 度会県を廃して三重県の管轄とした。

この年12月伊勢暴動が起つた。地租改正における米の標準価格や収穫査定に不満を持った農民達が飯野郡魚見村で戸長を先頭に立てて氣勢をあげたのを発端にして、一万余人が津・松阪・宇治山田等を襲い、学校・役場・戸長宅等およそ官と名のつくものすべてを焼き尽した。松阪で分れた一隊は、一志郡においても氣勢をあげ各村々の農民に参加を呼びかけた。此の時竹原村からも権現野辺に多数の隨行者を出し、暴動鎮定後安濃津裁判所で、「其方共儀明治9年

12月中兇徒ニ隨行スト雖モ勢ヲ助クルニ足ラサルヲ以テ改定律例第六条ニ擬シ呵責候事」と戸長以下66名の大量処罰者を出した。八手俣村においても、聞取りによれば若干の隨行一処罰者を出した模様であるが地元文書資料だけでは判然としない。何れにしても此の山村の農民を巻き込んだ、おそらく唯一の大事件であった。

明治11年 聯区・組合制にかわり、第14・15区を合して第11聯区とし、区扱所を久居に置いて区長(1名)、副区長(1名)、筆生(1名)を置き、更に第15区を竹原組と中ノ村組に分け、竹原組(竹原・八手俣・八知等10村)扱所を竹原に置いて、戸長(1名)、副戸長(5名)、用掛(12名)、筆生(2名)を任命した。戸長は藤川忠、用掛の中に水谷周蔵がいる。

明治12年 郡治区画制により、一志郡役所を置いてこれに属する事とし、官選郡長を任命。更に従来の大小区制を廃して、竹原・八手俣二ヶ村聯合戸長役場を竹原に置いた。

明治13年 町村会規則により、竹原・八手俣連合村会が開設された。又戸長を官選とした。戸長は岩脇貞助。のち15年から岡田市郎右衛門となる。

明治17年 聯合戸長役場の管轄区域を更定し八知村を加えて、竹原・八手俣・八知聯合戸長役場とし役場を八知に置いた。

明治22年 町村制実施。竹原・八手俣二村合併して竹原村と称する事となる。これにより八手俣は竹原村内の大字となった。

合併理由について次の如き資料がある。

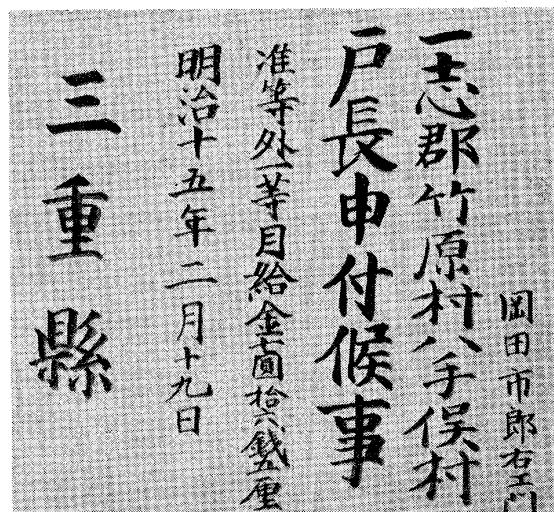
「竹原村ハ他村トノ合併ヲ望マズ、八手俣村ハ二俣村ト合シ一村タラン事ヲ申シ出タリ。(然し八手俣は心中祕かに竹原との合併を望んでいた。) 諮問案ハ竹原・八手俣ノ両村ヲ一区域ニナストノ案ナリシ為、(八手俣側は) 心窃カニ其意想外ニ出ツルニ驚キ、且(心中) 充分ノ満足ヲ表ハス。

固ヨリ竹原・八手俣両村ヲ一区トナスハ其力薄弱ナラン事ヲ憂ヘサルニハアラズト雖モ地形及人情ヲ酌定シ、暫ラクニケ村ヲ以テ独立ヲ許シ、後年ニ至リ負担ニ堪ヘサルヲ認メ(たならば、更めて) 隣村ト組合ノ制ヲ設ケントスルノ意見ナリ。」(カッコ内は筆者加筆)

村役場は竹原に置かれ、初代村長には岡田市郎右衛門が就任した。

明治44~45年 第3代村長に八手俣の水谷多市郎が就任した。

昭和30年 3月15日竹原・八知・太郎生・伊勢地・八幡・多氣・下の川の七村を合併して、美杉村と称し今日に至った。



戸長辞令

2. 人口の推移

A. 八手俣の人口

美杉村八手俣地区の江戸時代の人口については、現在のところ、それを知る手がかりは見当らない。「人別は石高百石百人、家数廿軒程中の村也」といわれる説からすると、八手俣村の石高は文禄三年に「高百四十石六斗壱升」（「伊勢国検地高帳」一志郡史）や元禄十三年の「高百四十石六斗壱升六合」（「伊勢国郡村莊録」同）あたりから推計して、140人程度となる。ところが、当時の石高人口密度は、海辺や山間部では高いという実情から、この八手俣地区の山村的自然条件によって、200人程度とみてよいであろう。明治22年に総人口274名（一志郡町村分合一調出表類、三重県庁）の八手俣地区の人口は、君ヶ野ダムによって水没する、君ヶ野、宿広、大河内で明治5年から19年にかけて、人口が50%ほど増加していることから逆算しても、八手俣地区全体の明治初年の人口を200人前後と逆算してもよかろう。江戸時代の人口増加の停滞性からみても、この推測はほぼ妥当であろう。（表1）

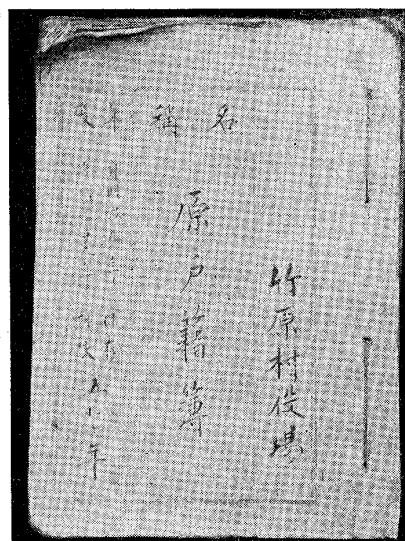
このように江戸時代、ほぼ200人前後の人口をかかえた八手俣地区も、前述の如く、明治22年には274名、大正2年には375名に達している。これは、水没地の君ヶ野、宿広、大河内の三部落のみについても、同様の線であらう。この三部落は、八手俣全区の人口、戸数の約1/2ということになっている。

明治4年新戸籍法の発布に伴って、翌明治5年1月末日現在で全国各戸洩れなく、人口調査が行なわれ、それに基づいて全国的に造籍事業が実施され、各戸毎に住所、族籍（職業）、戸主、家族の氏名と続柄、生年月日が記録された。いわゆる「壬申戸籍」と呼ばれるもので、当八手俣区の戸籍も、写真の如く、「原戸籍簿」50年保存という形で、美杉村役場竹原支所に保管されている。なおこの「壬申戸籍」は、明治19年まで継続して、その後の移動が書き加えられているので君ヶ野、宿広、大河内の明治5年と明治19年現在の人口を知り得るわけである。

なおこの壬申戸籍には各戸毎の氏神、寺も記載されている。君ヶ野の氏神の全戸千方社、宿広、大河内共に全戸当村八幡社、寺は君ヶ野10戸は浄土宗十輪寺、5戸が八ツ山村山田野、真宗高田派清光寺、宿広、大河内では浄土宗順迎寺、若しくはその本寺の松阪新町の浄土宗樹教寺となっている。

明治5年現在、この三集落の戸数、人口は表2の如く101名を数える。これは江戸時代の推

	八手俣地区	
年 次	明治22年	大正2年
人口 男女	不 明	199 176
計	274	375
戸 数	54	70
一戸当たり人 数	5.1	5.3



竹原村壬申戸籍

(表2)

	君ヶ野			宿広			大河内		
年次	明治5年	明治19年	昭和41年	明治5年	明治19年	昭和41年	明治5年	明治19年	昭和41年
人口 (男)	32	50	35	14	15	27	6	17	9
人口 (女)	33	46	32	11	12	23	5	12	16
計	65	96	67	25	27	50	11	29	25
戸数	15	15	17	5	6	12	3	4	9
一戸当たり人数	4.3	6.4	3.9	5	4.8	4.2	3.7	7.3	2.8

(表3)

	三集落計		
年次	明治5年	明治19年	昭和41年
人口 (男)	52	82	71
人口 (女)	49	70	71
計	101	152	142
戸数	23	25	38
一戸当たり人数	4.4	6.2	3.7

計による八手俣全体の $\frac{1}{2}$ に相当するから、旧藩時代と大差はなかろう。明治19年になると三部落の人口は1.5倍の152名と増加する。この段階では戸数はほぼ変化をみせないので、一戸当たりの人数が4.4人から6.2名と増加する。人口収容の自然条件の限度以上の、この急激な人口増加は、人為的な人口抑制の旧習が絶たれたことに起因するのであろうか。あるいは、また外部からの社会条件に原因するのであろうか。しかし、これは当三集落のみならず、八手俣全区、

ひいては全国的な人口の動きの中でとらえねばならない。そして、さらにこの人口増加が、内面的にも農村の経済構造に変化を加えるきざしとなり、以後の人口増加をはたまた促す原因ともなったであろう。

殖産興業を旗じるとする近代化の波は、封鎖的であり、自給的であるこの山間僻地にも及んで、流通経済を万遍なくゆきわらせ、商品作物の栽培を促進していった。そして労働力の一部も、近代産業の労働力に転化していく時期でもあり、他村から新しい労働力が入りこんでくることもあった。後述するように、明治初期の20年間にほとんど変化しなかった戸数の移動はこの、明治中期以後活発になっていき、人口の動態も、年々増加をみせていく。大正2年には、八手俣区全域では、明治22年に比して40%の増加となり、いわゆる農村の過剰人口が、深刻な社会問題となり、流通経済にとり残された貧窮者、微動だもしないような経済力を誇った旧家の没落が話題にのぼる時期を迎えたわけである。昭和に入って、太平洋戦争で労働力の減少傾向は一時的にみられたが、農村の二、三男対策は此の地にも問題となつた。

ところで、われわれが、この地域を調査した時点においては、今度は著しい他地域への転出が続いている。昭和37年度、美杉全区での中学卒業者のうち、在村して農業に従事したものが、わずか10名であったという。働きざかりの20代30代の男子は、農業専業から離れていく。

宿広地区では明治19年に比して、昭和41年の人口は約2倍弱になっているが、君ヶ野では0.7倍、大河内では0.86倍となり、結局、三部落を合計すると152名から142名となり、さらに籍はあっても在村しない者も、この142名の中に十数名含まれている。現住者の職業も、判明分35戸のうち、農を主にした兼業農家は12戸にすぎず、他はほかの職業が主で、農は従になっている。さらに非農家も10戸以上もある。大河内の一戸あたり2.8人の人数はこの間の事情を端的にものがたっているようだ。

世帯主の職業

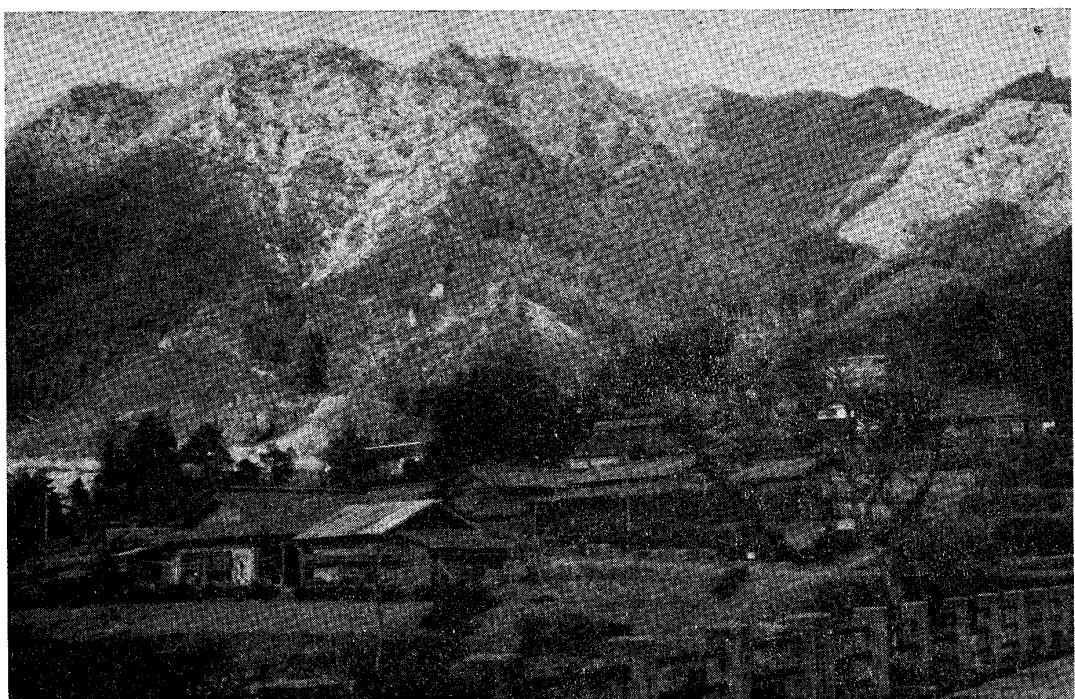
職業	農業	山林労務	公務員	運転手	大工	建設労務	その他	計
人数	12	8	4	3	2	2	4	35

農家戸数

部落名	戸数	田	畠
大河内	3	アール 39	アール 54
宿 広	10	144	132
君ヶ野	10	88	226

B. 三部落の人口

前述の如く、維新後の急激な人口増加と、現在、全国的に展開されている人口の、農村から都市への移動の洗礼は、君ヶ野、宿広、大河内にあっても同様に受けた。しかし、この三集落は詳細にその内容を眺めてみると、地域的格差も三様で、その個性的特徴もかなり顕著に現れている。



君ヶ野部落

(1)君ヶ野 位置は八手俣全体からみると、東部にあたり、八手俣川の一番下流にあたる。す

なわち、地域的にもっとも竹原地区に近いし、竹原村と八手俣地区の合併以来、八手俣地区的玄関口になった。山腹の傾斜が、やや緩やかになった右岸に人家が点在し、田畠が階段状に開かれている。八手俣川の対岸にも耕地がみられる。

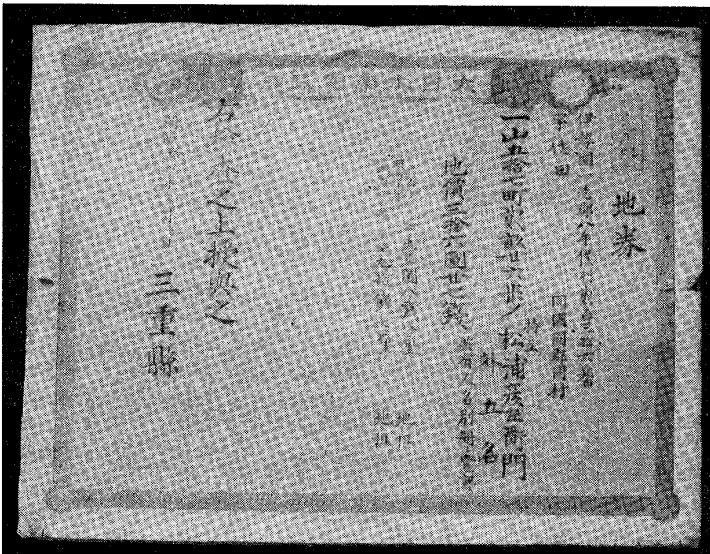
明治はじめ、この地には、萩野市郎右衛門後家ちか、松本善五郎、萩野与五兵衛、植山勘蔵、長谷川貞次郎、萩野房吉、松本忠蔵、萩野長蔵、萩野為蔵、宮田吉太郎、萩野繁次郎、水野要次、松浦彦左衛門、松浦茂一郎、松浦才次郎、松浦才次郎方同居人藤井聖阿の計15家族が住んでいた。なお旧藩時代の記録として、十輪寺回向帳に

両大師打敷	二枚	施主	孫三郎内
			又次郎内
本尊前打敷	大小二枚	施主	萩野甚四郎
天保十四年卯年			
本尊前打敷	大小六枚	施主	萩野市左衛門
弘化四末十二月			
本尊前常花片シ		建立主	同上
嘉永六丑十二月十五日建立之			
仏前大幢	一流	施主	松浦又治郎ツマ
			喜佐女
天保十五辰十二月			
如来前大燈	一封	建立主	萩野市左衛門

とあるうち、孫三郎は松浦彦左衛門の先代にあたり、萩野甚四郎の後継は不明であるが、萩野市左衛門は萩野長蔵の先代である。

また松浦又治郎の系図も不明であるが、萩野氏、松浦氏が維新前より姓を持った有力者であったことになる。萩野姓が、明治はじめには6戸、松浦姓が3戸あった。他に松本姓が2戸、宮田姓、水野姓、長谷川姓、植山姓がその他に1戸ずつあった。十輪寺回向帳に、什物の施主となつた萩野市左衛門の相続者と、松本両家、植山、長谷川家の檀那寺が、家城村の北にある山田野村の真宗高田派の清光寺であったのは、何を物語っているのであろうか。

明治中期になると、世代は交代する。明治36年度、八手俣道路改修費収納簿から、当時の君



共有林の地券

ヶ野地区各戸をとりあげてみると次のようになる。

戸主	(明治初年戸主)	所有山林面積(反)
萩野房吉	(同人)	0
松本伝松	(善五郎)	0.316
植山辰蔵	(勘藏)	0.308
萩野繁次郎	(同人)	2.905
松浦才次郎	(同人)	1.527
長谷川喜之助	(貞次郎)	0
萩野才助	(ちか)	1.014
松本忠蔵	(同人)	33.115
萩野正人	(?)	172.221
萩野為蔵	(同人)	0
宮田吉太郎	(同人)	24.815
宮田鉄次郎		0.110
松浦彦左衛門	(同人)	3.900
松浦徳松	(茂一郎)	0.012

の如くなる。水野家はすでに離村し、長谷川家は明治39年に下の川村へ転出する。そして萩野正人の名が現れる。当時地租額20円余、山林所有の面積17町歩の萩野麥山、正人父子が、明治20年代に大三村から転入している。古老に聞きにいった時、この部落の庄屋にあたる人は誰だったかと尋ねたら、萩野正人氏だと答えた。旧藩時代の庄屋については不明な点が多いが、萩野正人家はそれに近い存在だったようだ。八手俣地区で最大の分限者は脇ヶ野の水谷多市郎氏が群を抜いているが、萩野正人家はそれに次ぐ存在だった。この明治30年代に、前述の萩野市左衛門から長蔵へ続く一家が、消息を絶っている。十輪寺を支えた資産をもった一家と、萩野正人家と何らかのつながりがあるのだろうか。

ところで、明治初年に一戸当たりの平均家族数が4.3人であったのに対し、明治19年には6.4人に増加している。にもかかわらず分家の形態が殆んどないのは、次男、三男以下の流出を物語っている。この地区の経済程度は、二村合併後の竹原村の中でも、大体水準なみであったことは、次の数字からでも理解できよう。

明治30年代地租納入額段階戸数

地域	全戸数	100円以上	50円以上	10円以上	5円以上	2円以上	1円以上	1円以下
竹原村	460	1	7	67	60	81	30	214
(%)		(0.2)	(1.5)	(14.5)	(13.0)	(17.6)	(6.5)	(46.5)
君ヶ野	14	0	0	1	0	5	3	5
				(7.1)		(35.7)	(21.4)	(35.7)

宿 広	6	0	0	0	0	2	1	3
						(33.3)	(16.7)	(50)
大河内	5	0	0	0	1	1	1	2
					(20)	(20)	(20)	(40)

君ヶ野地区の現在までの動勢では、明治から続いている家は10戸で、うち一戸は分家である。7戸は、明治後半から昭和の戦後の各期に入村した家であり、戦時中疎開してきて、そのまま居着いた家も2戸ある。現在、苗字で主なものは、松浦が4戸、萩野2戸、松本2戸、宮田2戸、その他7戸となり、例の萩野正人一族の消息が不明なのは、やはりすでにこの村から去っているからである。

(2)宿広（シキビロ）君ヶ野の集落が、ゆるやかな傾斜地に、点々と散っていたのに比して、宿広の集落は、県道から岐れて、八手俣川にかかる宿広橋を渡ると、そのたもとに民家が集まっている。集落のある場所は平坦な地形で、車の乗り入れもできた。明治初年には、水谷彦兵衛、芝田忠次、西村甚松、芝田又三郎、水谷長兵衛の5戸であり、人口は25名であった。かつて順迎寺を支えたのは、この部落であり、当寺の仏涅槃図については（現竹原区真福寺）

元治式年丑春二月仏祥日 表具施主女人講
中

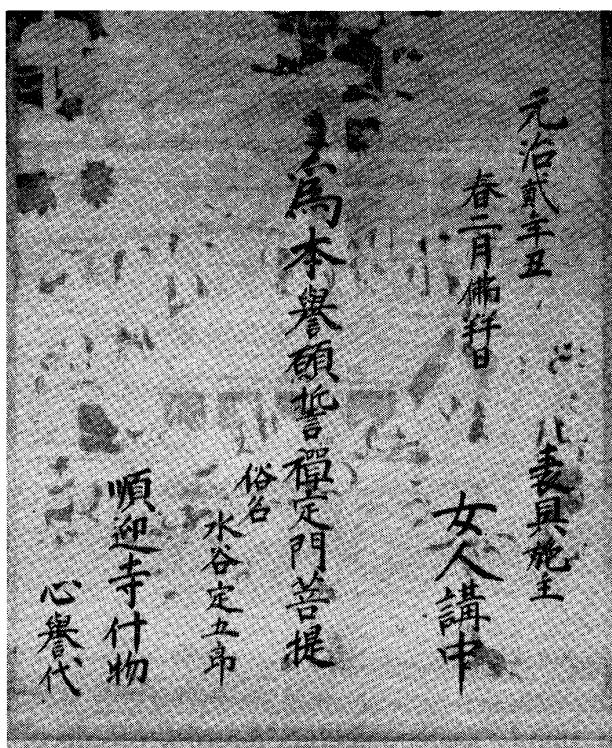
為本誓願誓禪定門菩提 俗名水谷定五郎
とある水谷定五郎は、彦兵衛の先代にあたる。
水谷家が旧藩時代、苗字をなむ有力者であ
ったと考えてよいであろう。例の八手俣道改
修工事寄付金収納簿からも推定できる。

氏名（明治初年戸主） 所有山林面積(反)		
水谷亀吉	（長兵衛）	0
谷田六蔵		0
佐藤栄太郎	（不在）	0
水谷音松	（不明）	3.329
水谷彦兵衛	（同人）	3.329
芝田音松	（忠次）	2.309
西村庄次郎	（甚松）	0.025

となる。（この地域では山林は入会林が主で

あった。水谷彦兵衛他4名による共有林は、137.725反あり、君ヶ野地区の入会林も宿広にあ
った。松浦彦左衛門他5名、山林、303.416反）。戸籍簿の調査では、水谷音松の系譜は不明
である。

やがて谷田六蔵一家はこの地を去ったが、戸数は増えていった。この中には、君ヶ野から分
家した家、大河内の姻戚に基づいて入居してきた家、戦後の入居者を加えて12戸、人口も50名



旧順迎寺涅槃図裏書

となっている。一般に農村の収容力は、自然条件、つまり農業経営の規模によって決定される要素が大である。要するに耕地面積の割合に比例すると考えがちである。しかるに、この宿広（江戸時代には宿平尾と呼んでいた）の地名に似ず、きわだつて多いとは考えられない。君ヶ野の一戸あたりの耕地面積より少ない。さらに、宿広における人口の動きは、現在、隣接する君ヶ野、大河内では明治19年より減少しているのに、かえって明治19年より2倍にもなっている。この事は、農村の土地人口収容力の基本原則が、今や通用しないことを現わしている。現にこの集落の主産業が山林労務に移行していることを立証している。

(3)大河内 旧藩時代には小河内とも書き、発音すれば、オーゴチとなる。八手俣川を更に上流へ進むと、大河内の部落があり、県道をはさんで、人家が寄りそなうように、数戸建っている。山が迫り、「天王さま」と呼ばれた須賀神社の境内地の杉木立が古めかしい。この土地の一戸当たりの耕地所有面積は宿広より更に少ない。天王様が竹原神社に合祠されない以前には、その祭礼に近在の村々から善男善女を集めて、見世物小屋まで立ち並んだという面影は、今は殆んど見当らない。

明治初期には、永納新太郎、永野万吉、永納新助の3戸があり、まもなく永納新助家に分家ができる（明治7年）。明治30年代になると、

氏名	(明治初年戸主)	所有山林面積(反)
永納末松	(新太郎)	95.908
佐藤恒吉		4.503
永納万吉	(同人)	0.006
永納房吉	(新助)	16.618
永納茂七	(新助分家)	0.323

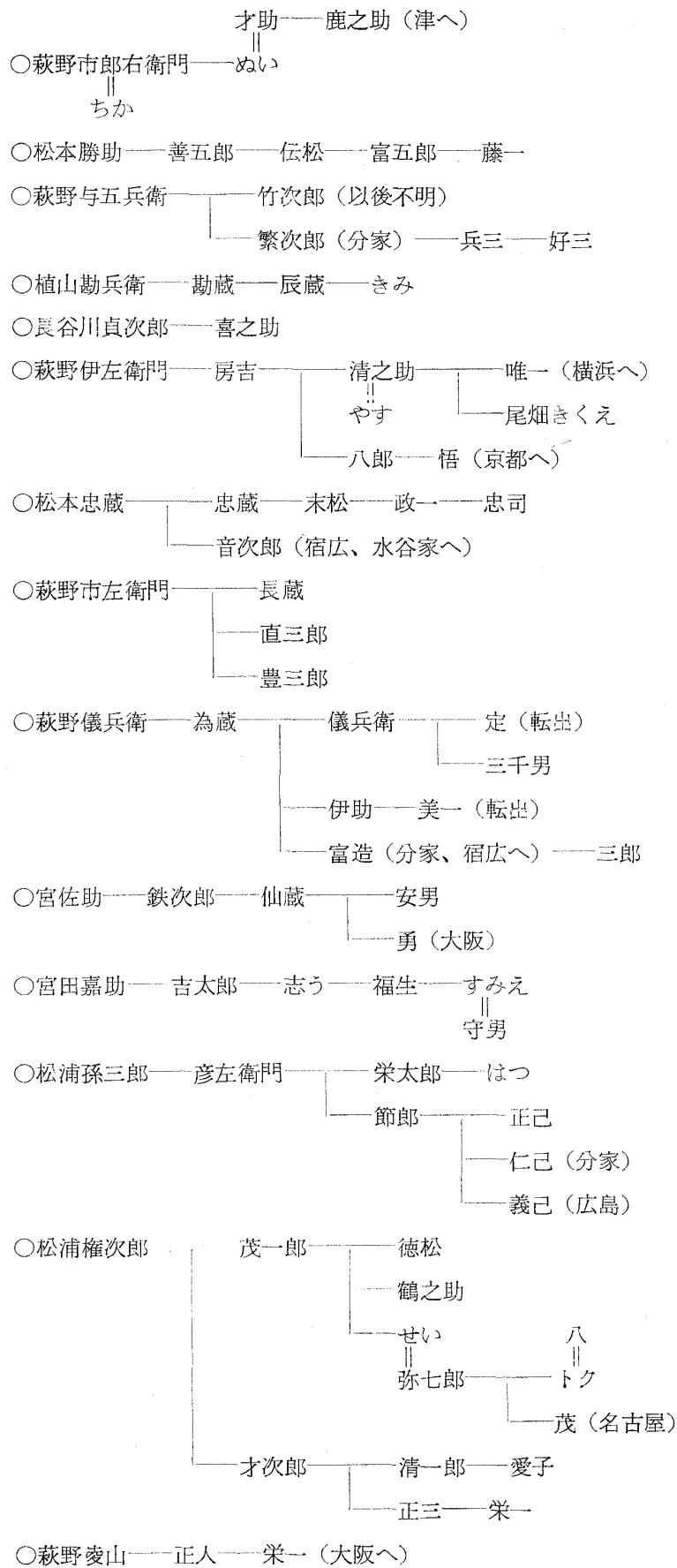
（共有林 永納新太郎他3名、27.025反）

旧藩時代に名を留めた記録が現存していないので、この部落の有力者は不明である。なお佐藤恒吉氏については、別項教育篇を参照されたい。

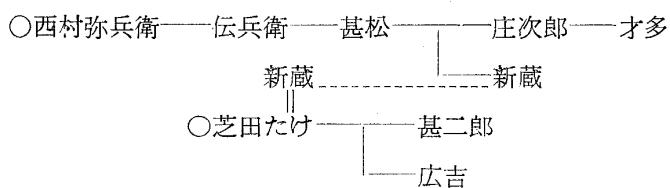
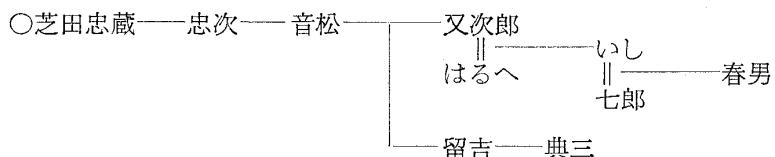
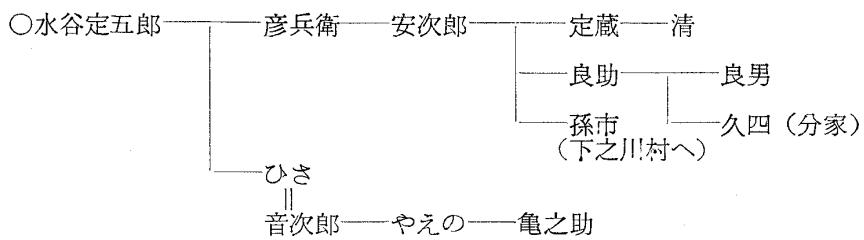
現在、その家系はいずれも存続し、家族の別居している例も含めて9戸になっているが、都市への移動が行なわれていて、この集落の一戸当たりの家族人数も2.8名となっている。貨幣経済の浸透、さらに地租や、村税、また部落行事にかかる寄付金、道路、橋の建設、改修の負担は自給的な村の経済構造を大きく変えた。また各種出稼により、消費生活を覚えたこと、そして町からやってきた山林ブローカの手管にろうせられ、先ず何よりも資産であった山林の殆んどは他所者の手に移っていったことは、この三部落にとって致命的であった。国鉄名松線の開通、八手俣道の改修による交通の発達は、森林と、茶、桑、米の三集落の分解を早めるに、一層の役割を果したことであろう。

最後に君ヶ野、宿広、大河内地区にある各家の系譜を示しておこう。

(君ヶ野)

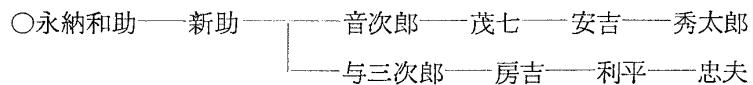
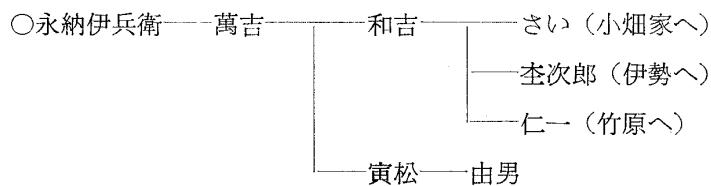
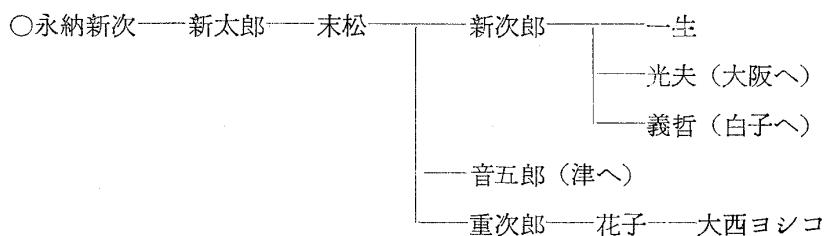


(宿広)



○水谷長兵衛 — 亀松 (吉か) — 久吉

(大河内)



3. 経済生活

A. 山村構造と副業

全面積に対する耕地の割合がほぼ20%を下廻ると山村としての構造を示しはじめ、耕地率が更に低くなる程その特徴は一層深められる。

美杉村各地区の耕地率を算定すると概ね次の如くなる。(次頁の表参照)

太郎生を除いては典型的な山村というに価しよう。

八手俣地区中の大河内、宿広、君ヶ野部落は行政区分の上ではほぼ全村平均に近い耕地率(15%)を示す竹原地区(14%)に属してはいるが、位置・地勢上からは隣接の下の川地区に

地区名	耕地率
太郎生	% 33
伊勢地	16
八知	15
竹原	14
多氣	12
下の川	10
八幡	7
平均	15

一層近接しているものと推定され、その山村としての構造的特徴は一層深いものといえよう。

明治10年代以後の断片的に残存する統計表は例外なく、この八手俣地区を竹原地区に含めて合算されているので、八手俣の特徴を竹原全体の統計から直接的に引き出すことにはやや無理がある。然って下の川の統計を参照又は対比しながら検討してみよう。

山村の特徴は耕地面積の狭さにある。

一戸平均、田3反、畠3反（竹原）、田4反、畠2反（下の川）では、米作は穀米、糯米を合せても農家一戸平均5.5人の自家飯米をやや上廻る程度でしかない。まして八手俣字宿広の田1反2畝、畠1反に至っては自家消費にさえ足りない。

明治22年度竹原村全体で、「農産物中需用ニ不足ノ品」の第一に米があげられていることでもそれは明白である。

従って、「全村殆ド農ヲ以テ生業トスレドモ耕地ノ面積狭少ニシテ純然タル耕種農ニ從事スルモノ至テ少ナク何レモ養蚕・製茶・製炭等ノ副業ニ從ヒ、若シクハ労役ヲナス」（明治40年竹原村）「本村ハ地勢上山岳四周セルノ僻村タルヲ以テ農ヲ專業トセルモノモ製茶・養蚕・炭焼・林業等ノ副業ニ從事セザルハナク、ソノ他ニ木挽・樵夫等山稼ヲ以テ生計ヲ営ム者亦多数アリ。」（明治43年下の川村）を見ても副業への依存度が極めて高いことがわかる。

大正2年を例にとって調べてみよう。

養蚕を副業とする戸数は竹原農家総数の72%にあたる189戸もあり、村全体の産額は32,488円、一戸あたり119円（下の川では116円）となる。

更に桑作は一戸あたり84円（下の川36円）、茶は36円（下の川14円）となり養蚕に次ぐ現金収入源となっている。桑・茶その他の商品農作物の作付面積の合計は村の畠面積の総計を遙かに上廻っている。

桑・茶以外の商品作物中、産額の多いものから順にあげると楮（一戸あたり6円）、蒟蒻芋（4円）、大根（3円）、蚕豆（2.5円）、大豆（0.8円）、茄子（0.8円）、甘藷（0.6円）、里芋（0.5）、牛蒡、小豆、漬菜、西瓜等である。

更に林産物を加えるならば、村全体の産額では板類（8,800円）、木炭（5,040円）、挽割物（2,295円）、丸及角材（1,845円）の四種類が、茶の産額（1,268円）を上廻り、杉皮（800円）、竹材（258円）がこれにつき、又果実として生柿（537円）が蒟蒻芋（598円）につき、密柑（160円）が大豆（162円）について多い。

以上を総合し自家消費品を除いて、副業の順位を10位迄あげると次頁の表の如くになる。

即ち①養蚕と桑作、②木材類、③木炭、④茶、⑤楮、蒟蒻等の商品作物こそこの時期の彼等の生活を支えた副業であったのである。

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
蚕	桑葉	板類	木炭	挽割物	丸角材	茶	楮	杉皮	蒟蒻芋

さて副業への依存度の大きさは、徳川時代から明治・大正期を経て戦後の今日に至る迄殆んど変る事なく、宿命的に山村八手俣の住民達の生活を規制して来たものであるが、時代の推移によって副業品の種類に若干の消長が見られる。主な品物についてみてみよう。

a 養蚕

此の地方への養蚕の導入は、明治初年であったと推定される。断片的な資料しか残っていないので、八知村の統計で補って養蚕戸数の変化を示せば次の如くである。

年次	明 治					大 正										昭 和			
	17	18	19	20	21	2	4	8	9	10	11	12	13	14	15	12	13	14	
八 知 村	戸 90	98	105	123	120	376	351	385											
竹 原 村						189	206	218	211	194	196	203	203	202	204	199	162	170	

正確には摺み得ないが、明治10年代に上向線を辿り、ほぼ明治末年から大正中期に頂点を示し、それは昭和初年迄最盛期を持続するに至ると推定されるのである。

○明治21年 「近年桑園ノ増加シタルハ他ノ農業ニ比スレバ蚕業ノ初益多キガ為メ桑園ヲ開設スルモノ多キニヨル。桑園ヲ増設セシハ從来ノ畠地ヲ以テスルモノ多シ。」

○明治44年 「養蚕業ハ本村民ノ主要ナル副業ノ一ニシテシカモ其ノ副業中最モ収益多シ。」

○大正2年 「養蚕ハ原種ヲ共同購入シ養蚕教師ヲ雇入レ共同飼育ヲナシ各自競争飼育セルヲ以テ組合設置ノ部落ハ從来ニ比シ品質優良隨テ収織額ヲ増シ大イニ発展セリト雖モ未ダ全村ニ普及セザルハ遺憾トスル所ナリ。」

○大正8年 「養蚕業ハ近年益々發展ニ向ヒ養蚕戸数、収益共ニ増加シツツアリ。」

○大正13年 「近年糸価ノ昇騰ハ蚕業ノ利潤スクナカラズ急迫スル經濟ノ命脉ヲ継クモノ主シテ是ニ拠ラザルナシ……養蚕ハ養蚕教師ノ招聘ト一般當業者ノ努力ニヨリ其ノ成績概シテ良好ナルヲ得、織価又好況ニシテ利潤少ナカラズ。」

宿広での聞き取りによれば、「蚕は明治の初め頃から始まり、大正8年頃にはどこの家でも飼うようになった。始めは別に蚕室を造らず普通の居室で飼ったが、大正10年頃織価が上った時、蚕室を新築したり居室を改良した家が多くなった。一番盛んだったのは昭和5～6年頃だった。春・夏・秋の3回で大体一戸で60～70貫は織をとった。人間より蚕様の方が大切で、我々子供の頃は家の中を蚕様に占領されて、蚕棚の下にもぐりこんで寝たものだ。織は明治末から大正にかけては、高岡製糸（高岡村）や武田製糸（八知村）へ仲買人を通じて売り渡した。」という。

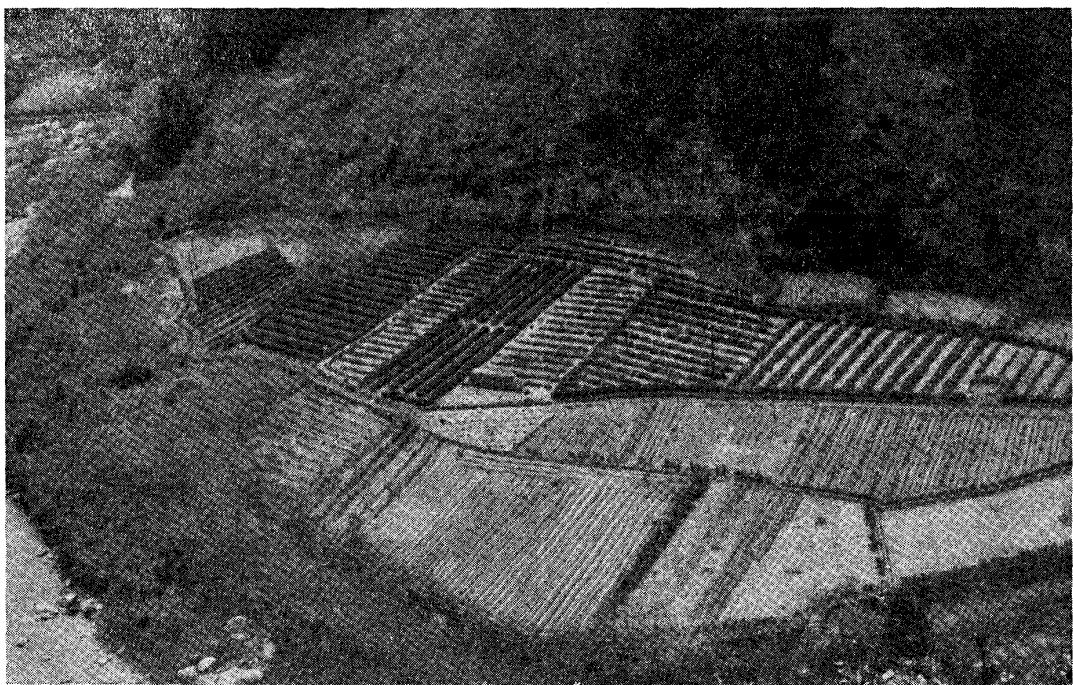
b 木炭

「木炭ノ製造モ本村農民ノ主要ナル副業ノ一ニシテ其ノ産額毎年5,000円内外ヲ下ラズ」
 (大正4年)

	明 治		大 正					昭 和		
年次	23	44	2	4	8	9	10	12	13	14
竹原村			7.2	6.8	5.7	6.3	5.8	12.1	14.3	15.8
下の川村		5.8	4.1	5.4						
八知村	万貫	18.0	11.2	8.3	14.2					

これも断片的な統計で、正確には判定し難いが、大正期に位べて昭和期にやや生産の上昇を認められるが、明治以降極端な増減はなくほぼ一定の生産額を維持した如く思われる。

大河内での聞き取りによれば、「農閑期には炭焼きを行った。原木を買いとて運搬し炭木作りをして竈で焼く。これを朝は6時頃から山に入り、男だけでなく女・子供も手伝った。」



大河内谷間の耕地

c 茶

「製茶業モ又本村農家ノ主要ナル副業ノ一ニシテ其ノ収益亦多シ。」(大正4年)

製茶戸数の増減を見れば(次頁表参照)大正初期を頂点として大正末年には急速に副業としての地位を失って行き、明治以来茶摘み時期になると他郡・他村から茶摘み女がそろって来るという光景も見られなくなった。

年次	大正										昭和	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
竹原村	48	47	47	33	39	16	16	17	11	9	2	2
下の川村	99		109				33			17		
八知村	191		181				96					

d 茹蘿芋

「疲憊セル農家ノ経済ノ展開ヲ期スルニハ主トシテ副業ニヨル利益ノ増進ニアリ、近年茹蘿芋ノ需用激増シ市価ノ騰貴ニヨリ栽培利得潤沢ニシテ殊ニ本村ノ地勢ニ適シ将来益々有望ナルヲ思イコレガ生産ヲ獎勵ス。」（大正13年）

茹蘿芋栽培反別の増減は次の如くである。

年次	大正														
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
竹原村	47	49	53	61	62	50	43	43	46	48	58	63	68	72	72

ほぼ大正11年頃から昭和初年にかけて漸増的傾向を示すものと思われる。

大正13年に於ける一反当たりの収穫価格は、茶は45円、茹蘿芋は120円。茹蘿芋は有利な副業として茶にとて代る。

B. 階層分化

明治22年の農家労働の状態について次の様な記録がある。

「冬季ハ終日勉業スルニモ拘ラズ尚夜業ヲモ営ミ、夏閑ハ業務ノ繁閑ニヨリテ一定セズト雖モ概シテ炎熱ヲ避ケンガ為朝夕ノ間ニ多ク勉業シテ日中ニ三時間ハ休息スルヲ常トス。耕転ノ暇ニハ山仕事ニ出デ、山出シ、木挽、炭焼、或ハ川狩リ、筏乗り、駄賃付（馬夫トナリ荷物ヲ運搬スル事）等ヲス。夜業ニハ繩ナヒ、履物造リヲナス。」とあって副業としての山稼ぎなどの労働を認めつつも、なお未だ商品経済の渦に巻きこまれた階層分化の激しさを自らは語っていない。然るに大正2年の記録によれば、「収穫植付等ノ農繁時季ニ於テハ晨出夜帰殆ンド日モ亦足ラザルノ時アルモータビ農閑ノ時季ニ際セバ數日若クハ數十日ニ亘リテ殆ド耕転ノ仕事ナキニ至ルノ時アリ。是レ農業ト副業トノ上ニ至大ナル関係ヲ生ズル所以ナリ。サテ本村農家ノ副業トシテ主要ナルモノヲ挙グレバ製茶、養蚕、炭焼、林業等ノ類ニシテ其ノ年々ノ產額亦尠ナカラズ。由來專業ノ農家ト雖モ其ノ半バハ自己所有ノ耕地ノミニテハ生業ヲ満タスニ足ラズ他人ノ耕地ヲ借リテ耕転スル自小作兼業ニシテ唯能ク勤勉シコレニ加ヘテ余業ノ末ニ至ルマ

デ一意専心孜々トシテ努力シテ倦マズ、従ッテ其ノ生計極メテ質素ニシテ幾分余財ヲ貯フルノ注意最モ周到ナリ。然ルニ小作者ノ如キ細民ハ其本業ニ依リ得ル所ノ利益割合ニ尠キ故ニ一年度ノ豊凶若シクハ米価ノ高低ニ依リ少ナカラザル困難打撃ヲ受クルコトアルヲ以テ自然本業ヲ怠ルカ若シクハ全ク之ヲ放棄シ去リ只單ニ副業ノミニ従事スル者年ヲ追テ増加シ来リ為メニ其ノ本業ニ及ボス所ノ害少ナカラズ今ヤ其兆候歷々トシテ見ルニ足ル。」として副業を媒介として商品経済の渦に巻き込まれ階層分化が進行しつつある山村の様相を如実に物語っている。

大正2年に於ける階層分化の状態は次の如くである。

	耕地率	一戸に付耕作地			戸 数			歩 合		
		田	畠	計	自 作	自 小 作	小 作	自 作	自 小 作	小 作
太 郎 生	33%	5 反	4 反	9 反	58戸	162戸	24戸	15%	75%	10%
竹 原	14	3	3	6	49	156	56	19	60	21
下 の 川	10	4	2	6	63	167	46	23	60	17
八 輜	7	2	3	5	158	57	70	55	20	25

一見耕地率の高い太郎生の方が山村的性格の強い八幡より自作農の割合がずっと低く分解は進んでいる様に見える。

然し自作地・小作地の割合をみてみよう。

	自 作 地		小 作 地	
	田	畠	田	畠
太 郎 生	61%	79%	39%	21%
竹 原	49	50	51	50
下 の 川	50	59	50	41
八 輜	51	51	49	49

意外にも太郎生は田畠共（特に畠に於て）自作地は高い程度に確保されていて、逆に八幡・下の川・竹原の方が遙かに小作地が多いことに気がつく。耕地率の低さを補う為の副業に手を出した事こそ、かえって商品経済の渦に巻きこまれ、階層分化を促進する結果になったものといえよう。

その第一段階は、松方デフレ政策下の明治10年代後半において進行したものと思われる。

「然ルニ維新後地租改正ノ発布トナリ、土地永久ノ売買譲与ノ自ヲ由得ルニ至ルヤ一部ノ富豪者ハシキリニ土地ヲ担保トシテ金員ヲ貸付ケンコトヲ望ミタル結果、心ナキ細民ハ何等考慮スル処ナク漫リニ土地ヲ担保トシテ生計不相応ノ金錢ヲ借リ入レ、明治十年頃ヨリ僅々数年ノ短時日間ニ驚クベキ多額ノ負債ヲ起シ、而シテ之レガ償却ノ方途ニ至リテハ容易ニ之ヲ立ツルコトヲ得ズ止ムナク担保トシテ提携シタル土地ヲ譲リ渡シタルモノ頻々トシテ続出シタリキ、サレバ村内ニ於ケル重要ナル耕地ノ約四分ノ一ハ何時シカ他町村富豪者ノ所有ニ帰シタリ。」

階層分化の第二段階は、最も養蚕その他の副業の伸長した第一次大戦（大正3～7年）の時期であったと思われる。大正2年（戦前）と大正10年（戦後）の自小作戸数割合の対比は次の如くである。

	戸 数			割 合		
	自 作	自 小 作	小 作	自 作	自 小 作	小 作
大正2年	49戸	156戸	56戸	19%	60%	21%
大正10年	66	102	97	25	38	37

自小作層の此の期間に於ける兩極分解は著しい。自小作層中、此の好景気の波にのって副業を有利に擴んだ者は自作農に上昇し、居宅や養蚕室を新增設し得たであろうし、

副業に翻弄されたものは小作層に転落したであろう。耕作地（經營反別）の階層分布は次のように変化している。

	2町以上	1町以上	5反以上	5反以下	計
大正2年	0	12	108	96	216
大正10年	1	14	74	174	265

分解は5反～1町の自小作層を中心に行われ、5反以下層への転落の激しかったことを物語ると同時に、自作19%から25%への増加の内容は実は、5反以上1町迄の間の僅かな

土地集積による上昇を意味するものであった。そして一方の極に經營地2町歩を越す、多少共寄生地主的性格を持つ者が唯一戸ではあるが登場するに至る。

此の時期のほぼ上表に対応する四段階の階層の生活内容は概ね次の如くであった。

- 「1. 耕地反別三町歩内外ヲ所有シ、内一町歩内外ヲ自作シ残余ハ之ヲ小作ニ宛付ケアリ。コレ等ハ一面自作ノ為メニ相当ノ収穫ヲ得、更ニ相当ノ小作米ヲ収ムルヲ以テ生計豊カナル者。」
2. 所有耕地一町歩内外悉皆ヲ自作シ其ノ収益ヲ以テ一ヶ年間ノ生計ヲナス者ニシテ尚ホ其家族ニ當労者多キ者ハ余業ヲ営ミ平素多少ノ貯蓄ヲナシ得ルモ家族ニ労働スル者少ナク老幼者多キ家ニアリテハ種々ノ失費多ク為メニ年々孜々トシテ勤勉スルモ僅カニ生計ヲ支フルニ止マルモノ。」
3. 自己所有ノ耕地三四反歩ヲ自作シ尚ホ其上ニ幾分他人ノ土地ヲ小作シ傍ラ各種ノ余業ニ精励シテ漸ク生計ヲ立ツル者。」
4. 全ク自己ノ所有地ナク只他人ノ土地ノミヲ小作シ傍ラ余業ヲ営ム者ニシテ此ノ種ニ属スル農家ノ中其家族ニ屈強ナル労働者ヲ有スル者ハ余業ノ収入頗ル大ニシテ却ツテ生計ノ安全ナル者ナキニアラザルモ概シテ一般ニ貧窶ナル者。」

一家中に山稼ぎ等の副業労働（余業）に参加し得る者の多いか少いかが殆んど決定的といえる比重で、現金収入源一生活程度を左右している事によって、山村に於ける中貧農の半プロレタリア的性格を明示しているといえよう。

以上大正10年竹原村全体の階層分布を要約すると概ね次の如くなるであろう。

階層	自小作別	所有地	経営反別	戸数	生活程度
①	寄生的地主	3町歩	1町一自作 他ハ小作地	1戸	生計豊カナルモノ
②	自 作	1町内外	1町以上	14	僅カニ生計ヲ支フルニ止マルモノ
			1町以下	52	
③	自 小 作	5反内外	5反以上	25	漸ク生計ヲ立ツルモノ
			5反以下	77	
④	小 作	0	3~4反	97	貧窶ナルモノ

さて、水没地区である君ヶ野・宿広・大河内の三部落に明治年間に住んでいた26戸の家——その殆んどが現在この部落に住んでいる人達の祖父・曾祖父の代にあたる——が、上の分類においてどの階層に属していたのかを検討してみよう。

明治年間の土地所有高を明確になし得ないため止むを得ず、明治35年度の地租納入高によって段階的に分け、竹原村全村と水没三部落の各戸を対比すると下表の如くなる。

	地租納入額	竹原全村	割合	自作別	君ヶ野	宿 広	大河内	等級
①	100円以上	1戸	21%	自作				1
	50円ク	7						2~3
	10円ク	67			•			4~7
	7円ク	22					•	8~10
②	5円ク	38	54%	自小作	• •	•	•	11
	3円ク	36			• • •	• •		12
	2円ク	45			• • •		•	13
	1円ク	30			•			14
	50銭ク	45			• •	•	•	15~17
	20銭ク	54			•			18
④	20銭以下	115	25%	小作	•	•	• •	19~21

これを前掲大正2年度の竹原全村の自小作戸数割合、自作19%、自小作60%、小作21%に近接した割合で分類すると、ほぼ次の様な結果を得られる。

地租7円程度以上を納入する約100戸(20%)程度が自作層に該当し、7円以下20銭程度まで約250戸(55%)程度が、20銭以下の約120戸(25%)程度が小作層に該当するものと見て大体の目安とすることは出来よう。

なお明治末年の各戸の課税等級割表を対照すれば概ね表中の右欄の如くなるであろう。

水没三部落の26戸は1~2戸を除いて自小作と小作層に集中していることが明らかになるで

あろう。そしてその生活の水準は前表の③と④を参照すれば自ら明らかであろう。

これが山村八手俣の山裾に縋りつく様にして生きた君ヶ野・宿広・大河内部落の住民達の明治の生活の実態であった。

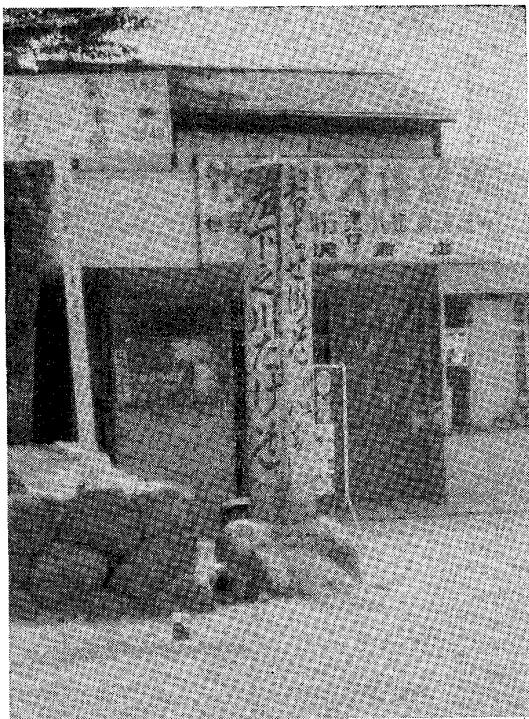
更に明治～大正～昭和の100年間大きな社会的変動の波の中で、どの様な階層的変化を辿ったかを各戸毎に示したのが下表である。内容分析は敢えてここでは行わない。子孫の方々の参考になれば幸甚である。

		明35 地租	明36 資産	明43 等級		大正4 等級		大正10 等級		No.	昭10 年収	昭18 等級	
1	M.H	27.0円	3,658円	6等		6等		9等	↓				
2	S.N	8.7	1,430	7		8		6	↑	10	94	11	↓
3	H.M	6.3	467	14	↓	15		13		4	180	9	↑
4	F.N	6.0	520	17	↓	17		16		11	92	10	↑
5	Y.M	5.8	580	11		11		11		17	40		
6	H.M	5.6	400	14		15		13		2	280	8	↑
7	C.M	4.5	582	12		11		10		1	346		
8	O.M	4.2	287	12		12		10		7	118	8	
9	S.H	4.1	275	12		12		10		3	194	9	
10	O.S	4.0	204	19	↓	19		21	↓	19	26	15	↑
11	S.M	3.3	248	13		13		14		12	90	13	
12	T.U	2.5	158	14		19	↓	(移籍)					
13	D.M	2.3	145	17	↓	20	↓	15	↑	5	178	13	↑
14	T.M	2.2	51	?		21	↓	18		14	74	13	
15	T.S	2.0	175	13		13		11					
16	F.H	1.6	99	16		18		18		9	100	13	
17	K.H	1.3	?										
18	S.N	0.9	60	14		17	↓	17					
19	S.H	0.9	64	14		16		14		15	70	10	
20	T.H	0.7	37	15		16		22	↓	6	148	12	↑
21	M.N	0.6	41	17		19		17		13	76	15	
22	T.M	0.3	24	16		17		14	↑	16	56	15	
23	M.N	0.01	0	18		20		19		18	38		
24a	T.H	0	0	15	↑	(移籍)							
24b	S.S	0	0	18		19		18		8	108	14	↑
24c	C.N	0	0	(移籍)									

C. 八手俣道

大正6年11月21日、飯南郡柿野村、一志郡多気村、同下之川村、同竹原村の4ヶ村は、村長連署して、時の三重県知事、長野幹に県道編入請願書を提出した。それは、当時の請願書によれば、「一志郡竹原村ニテ初瀬新街道ヨリ分岐シ一志郡下之川村ニ於テ多気道路ニ接続スル八手俣道」と「一志郡下之川ニテ八手俣道ニ接続シ一志郡多気村大字上多気ニ於テ中街道ニ接続スル迄ノ多気道路ノ一部」さらに南へ下って「一志郡多気村大字上多気ニテ多気道路ニ連リ飯南郡柿野村大字横野ニテ和歌山街道ニ接続スル迄ノ中街道ノ一部」合せて路線延長約30kmの線であった。要するに雲出川支流八手俣川を逆上って八手俣、下之川、多気の各村から飯南郡柿野村に至る路線である。雲出川支流八手俣川の谷間を通る道路は、杉材その他の筏、年間三万材を越え、その清流には鮎が、散見されたという川の利便さには比すべくもない、一地方道にすぎなかった。

本論の八手俣道は、すでに奈良時代、役の小角が開いたと記録されてはいるが、伊勢国一円から観じても、その屈曲と、急勾配で迫る山地に遮られて、その利用度は極めて貧弱であったと考えられる。八手俣川上流の多気村（現美杉村内）は、南北朝時代から戦国時代にかけて、伊勢の国司、北畠氏の采地で、城下町が形成されて、当然中勢地方に出ずる人馬の往来もさかんであったにちがいない。にもかかわらず、多気から中勢の海岸地方に出ずるには、八手俣川峡谷を利用したとは考えられない。当時の記録によっても、下之川村から矢頭峠を越えて、初瀬に達する初瀬旧街道を利用したと考えられる。江戸時代においても、当八手俣川沿いの道、すなわち、わが八手俣道は、旧図にも細い支道として書き示るされるか、あるいは全く無視されて、道すらも記されていないものもある。（寛政期の一志郡古図——一志郡史、細見伊勢国絵図（文政十三年）——三重県庁所蔵）。かって、八手俣の大河内に須賀神社（天王社）が隆昌を極めたころ、正月のその祭礼には、近在の村々から善男善女を集め、境内地には見世物小屋が、軒をならべたという。現在はそのおもかけすら存在しないが、当時の模様を記憶している竹原在の某女の言によれば、お祭りには人波が続いたがその道は人一人やっと通れるほどの道幅しかない小径で、さらに屈曲の多い八手俣川であれば、天王様につくまでに八手俣川の狭い橋を二度も渡らねばならなかつたという。里道時代の八手俣道は、現在君ヶ野部落の高所に一部残存しているが、改修時の記録にも、「元施設路面巾三尺、実用巾三尺、最強勾配五分ノ一」と述べられている。八手俣川上流の下之川村でも「明治三十七年ニ至リ他ノ一面八手俣を経て新初瀬街道ニ出ヅル道路ニ改修ヲ加ヘタリシガ該道路ハ峻険ナル坂路等ノ困難アルニアラザレドモ津市及ビ久居町ニ至ルニハ 約二里弱ノ迂路ヲ取ラザルベガラザルノ不便」があるから、依然として、旧来の矢頭峠を利用していると述べている。今日、県道竹原大石停車場線と称するこの八手俣道の、竹原地区持経の三叉路に、一基の常夜灯と、多気の北畠神社の社碑が道の両側に建っている。しかし、里道時代には、この八手俣道が、北畠神社の参道であったかどうかは、疑問があるし、常夜灯はむしろ、天王社に関係したものであるようだ。明治中期に



持経の八手俣道道標

なって、産業構造に変革を及ぼす時期がやってくると、全国の各地の道路がそうであるように、この八手俣道にも、おのずと利用の変化がおとずれた。人の往来を目的とする道ではなく、車馬を中心とした利用価値の高まりは、より勾配の緩やかで、より道巾の広さが要求され、将来の地域開発という、他のいかなる反対理由をも圧しつぶす大義名分によって、道路の改修が強行されていった。すなわち、前記県道編入請願書にも、改修後のこの道路を「路線ハ初瀬新街道和歌山街道又同時ニ熊野街道トヲ連接スル唯一ノ重要交通路線ニシテ八手俣及多氣道并ニ多氣村地内中街道ハ拾数年前既ニ一志郡道ニ編入ヲ受ケ飯南郡ニ属セル中街道ノ一部路線ニ於テモ近ク明年度飯南郡道法制定ノ暁ハ直チニ同郡道ニ編入ヲ見ルニ至ルハ同郡既定ノ問

題ハ云フ憚ラズ」とその重要性を増していることを物語り、さらに「吾人多年ノ素志タル南勢横断ノ目的ヲ全カラシムルニ至リ人馬交通ノ便、貨物運輸ノ利ヲ得ル上ニ其必要甚大ナルコト今畠々ヲ用フルノ余地ナク」と述べられるに至るのである。明治中期に入って、八手俣地区を含んでいる竹原村では、重要な幹線道路の二本の大改修工事が行なわれた。その一本は、初瀬新街道（明治26年）で、他の一本が明治35年から約3ヶ年を要した八手俣道であり、その費用は、仮之県税補助金、郡費補助金の援助はあったにしても、その主要なものは村費でまかなわれ、八手俣道改修工事に至っては、戸数60戸足らずの八手俣村民の負担においてであった。岡田直次郎氏の書いた時の竹原村長岡田市郎右衛門氏伝にも「明治26年本村ニ道路改修ノコトアリ。経費実ニ九千円ニ垂ントシ、村民其負担軽カラザルニ苦心ノ色アリ。是ニ於テ氏ハ又日夜心志ヲ勞シ、或ハ説キ、或ハ勧メ、一方ニ於テ利源ヲ整理シ、遂ニ村会ノ決議ヲ経テ経費ノ一切ヲ悉ク村民一般ノ寄付トシテ出願セリ」「氏ハ又明治卅五年ヨリ三ヶ年ニ亘リテ八手俣道ヲ改修セリ。本村大字八手俣ハ戸数六拾ニ充タザル小部落ナレドモ、能ク壹万五千百余円ノ負担ニ堪エ」と述べている。八手俣道改修費の捻出には、特別税設置ニ付一部賦課ノ義許可稟請を行ない、明治35年度には、特別税（強制寄付）地価割を地租同額、戸別割を一戸につき4円、山林反別割を一戸につき40銭として徴収、さらに明治36年には第二期工事分として、やはり八手俣道沿いの各家に地価割を地租額一円につき32銭、戸数割一戸につき3円50銭、山林反別割を一戸につき20銭の割で納付させている。その上、有力者には指定寄付を求め、改修費に当てたわけであった。明治36年度工事支出方法書によれば、地価割の総計で65円56銭5厘となっていることからもうかがえるような、この地区の経済度においての、この八手俣道の改修費

は決して軽いものではなかった。なお付属施設の橋梁、さらに道路の維持管理に支出される年々の負担の累積は村民の生活にも大きな影響を与えたにちがいない。現在、三部落には、明治35年ごろには存在した各部落の共有林がほとんど見当らない。聞込みでも、その原因を多分飲み食いの消費と道や橋のために売渡したというような事であった所から判断しても、いかに明治30年代の道路改修工事が、村民の生活に大きな係りを持つものであったか推察することができよう。

この八手俣道改修工事は、明治35年度に第一期工事として、竹原地区持経から八手俣地区大河内まで6,618mが、第二期工事として、翌36年度から大河内から下之川村界に至る1,400mにわたって、道路巾9尺、最高勾配を參寸八分として行なわれた。しかし、一期、二期とも工事竣工は大巾に延期されている。とくに第二期工事では最後の下之川村界近くで、硬岩にぶつかり、当初の竣工予定37年2月20日が6月20日までかかった。その間、県知事宛延期申請の提出すること、4回にも及び、遂に最後には「改修工事に付御願い」という愁訴となって工事変更を余儀なくされ、勾配を五寸式分と更めざるを得なかった。その上、竣工後20日も経つか経たないうちに、その年の7月中旬、当地を襲った大暴風雨により、10ヶ所の欠所と、7ヶ所の山腹崩落の被害を出して、829円の修理工事となっている。

この八手俣道は、明治38年8月郡道に昇格し、二級八手俣道となる。しかし、こうした多額の負担と難工事にも拘らず、以後、この道を往来した人たちの間でも、なかなか評判はよくなかったらしい。上流の下之川、多気の人々も依然中勢の、久居、松阪、津へ出かけるには、矢頭峠を越える初瀬街道の距離的利便さがよろこばれ、貨物輸送に利用する人たちの間ではその道路管理の至らなさが語られた。すなわち、「説ヲナスモノ或ハ言ハレ八手俣道ノ喰惡（中略）ハ到底県道編入ノ資格ヲ認メズト」とさえ言われた程であった。現在、この八手俣道が県道に編入された正確な日付は確認できなかったが、大正6年11月21日付で編入請願書が提出され、翌7年4月、知事閣下の道路視察の接待に、4ヶ村の村民が眼を回してから、ほどなくであつた。

4. 八手俣小学校

徳川時代、八手俣村に寺小屋や私塾の類が開設されていたかどうかについては文書記録にも語り伝えにも残っていない為に明らかになし得ない。

明治5年 学制頒布により、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン」との主旨の下に全国を大・中・小の学区に分け、大体人口600人を以て小学校一校を設立する基準を示した。竹原においては竹原・八手俣の二村を以て一小学区とし一校を設立する事となった。

明治6年 この主旨に従って、大字竹原の不動院という廃寺に「竹原義塾」という名称で読書算の三課を教授する小学校が開設された。

然るに八手俣からは交通不便で通学する者がなかった為、時運に取り残される事を憂いた八手俣戸長水谷周蔵等は、八手俣に竹原義塾の分校を建てようとしたが、努力を重ねた末、

明治9年 2月に字大河内の廃寺になった長楽寺の建物（一棟24坪）に、「竹原義塾八手俣分校」を設立した。経費は八手俣村民の負担とし、学務一切には水谷周蔵があたった。

明治12年 「竹原小学校八手俣分校」と改称。

明治13年 教育令発布され資格を小学中等科として認められた。

明治16年 12月新任の竹原小学校助手佐藤恒吉が八手俣分校勤務として赴任した。時に年令19才、月俸は5円であった。

明治19年 小学校令発布され、資格審査の結果竹原本校は4ヶ年の正規の小学校として認められず、簡易科（修業年限3ヶ年、授業料をとらず、教員の俸給は地方税で支弁する学校）と指定され、名称は「竹原簡易科授業所」とかえられ、八手俣分校は廃校の寸前に立たされた。おそらくは、設備極めて悪く就学率も極めて低くかったのであろう。

そこで竹原・八手俣両村民代表は連署して、尋常小学校の資格に引直し方を願い出た。

その請願書は次の通りである。

「本年一月県令第四号ヲ以テ小学校設置区域及位置御指定、則チ本郡本当第十六組合学区ノ如キハ簡易科ト御指定相成候ところ、該簡易科ニテハ學事ハ衰頽シ折角中等小学校ニテ授業ヲ受ケシ子弟ノ學業モ一朝水泡ニ帰スル感ナキ能ハズ、實ニ遺憾ノ至リハ勿論本組ハ旧竹原學校ト称シ本校ヲ竹原村ノ中間ニ置キ、八手俣村ニ分校設置コレ有リ候、該分校タル八手俣村ノ義ハ一村ナレドモ里程通ジテ二里十四五町ニ散在セル山間ノ僻地ニシテ竹原村トノ間ハ雲出川ノ大河アリ且ツ谷川所々ニアリテ通路モ極メテ嶮岨ニ付、幼年児童ノ通学スル能ハサル土地柄ニ付、從来八手俣村ノ中央、竹原本校ヲ離ル里程一里半ノ所ニ分校設置コレ有リヨッテ組合人民百方協議ノ末、旧來ノ通リ本校分校ヲ置キ、尋常小学校ヲ設置致シ度キ志望ニ御座候間、左ニ經費及規模ヲ相立候間速ニ尋常小学科設置ノ儀御裁可被成下度人民総代連署ヲ以テ此段奉願候也

竹原村人民総代 岡田市郎右衛門外九名

八手俣村人民総代 水谷周蔵外五名」

此の請願は県庁の容認するところとなり、

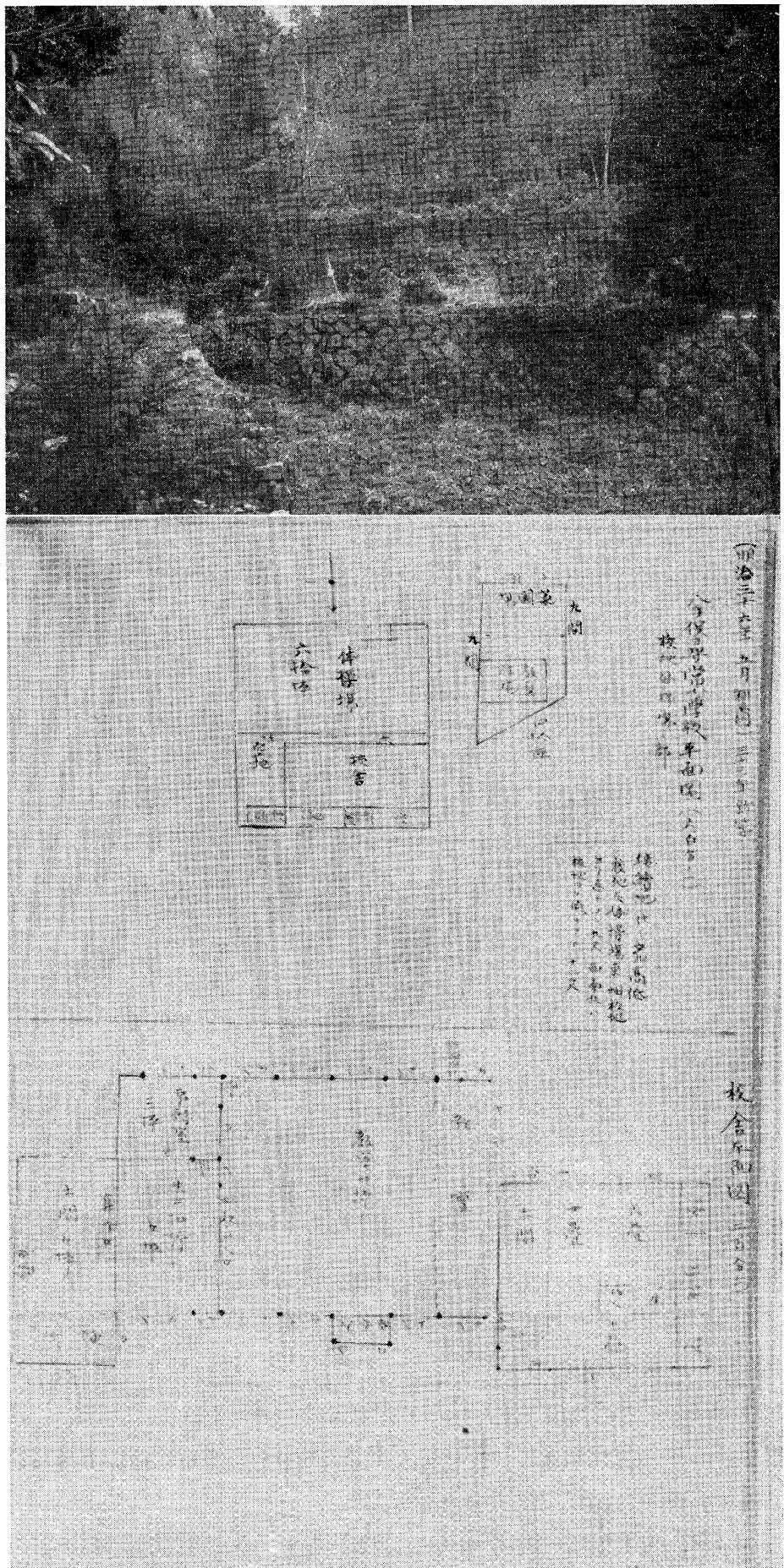
明治20年 7月「竹原尋常小学校」・「同八手俣分校」と改称された。

明治27年 寻常科の教課に裁縫が加わった。

又竹原本校に年限二ヶ年の補習科が併設。

明治33年 八手俣選出村会議員水谷多一郎（周蔵の長男）は長楽寺の旧本堂を転用した分校々舎の甚だ不完全なのを憂い、校舎の新築を決意し、「新築に要する木材は全部自分が寄附するから、工事費のみは竹原村全体で負担されたい。」との建議を竹原村会に提出した。然るに村議会の容認する所とならなかつたため、水谷は八手俣区民と審議を重ねた末、木材は絶べて水谷が寄附、工事費は区の負担と決定し出願・許可を得て新築に着手。33年7月に完成した。

敷地120坪に35坪の校舎（教室20坪、生徒控室5坪、事務室3坪、土間5坪、他に御真影奉安室と便所を附設）と別に40坪の敷地に旧校舎（長楽寺）を改修して教員住宅とした。（図面



参照) 時価420円の建物であった。

同年 8月2日「八手俣尋常小学校」の開校式を挙げここに分校は独立した小学校となつた。

この日県庁その他のからの参列来賓の宿泊・休憩はすべて水谷が自宅を開放して周旋をした。

以後、昭和16年3月八手俣分校が閉鎖になる迄42年間にわたって、八手俣小学校は、この土地に生れ育ったすべての人達にとって忘れ難い学び舎となるのである。

以下いくつかの角度から、八手俣小学校の状態を考察してみよう。

1. 通学区域

大字八手俣全域を通学区域と

旧八手俣学校趾

八手俣校平面図

定めたが、地勢上から字梅ヶ広の学童のみは竹原小学校に通学する方が便利であるとされ、同校に依托することとした。（依托料は年額一円、明治41年以後3円となる。）

2. 教科課程（明治33年度）

課目	毎週時間数	第1学年	毎週時間数	第2学年	毎週時間数	第3学年	毎週時間数	第4学年
修身	2	道徳の要旨	2	同左	2	同左	2	同左
国語	10	発音、仮名及近易ナル普通文、読み方、書き方、綴り方、話シ方	12	日常須知ノ文字及近易ナル普通文、読み方、書き方、綴り方、話シ方	15	同左	15	同左
算数	5	20以下ノ数ノ範囲内ニ於ケル数へ方、書き方及加減乗除	6	100以下 同左	6	通常ノ加減 乗除	6	通常ノ加減・乗除及小数ノ呼び方、書き方及加減(珠算加減)
体操	4	遊技	4	遊技 普通体操	4	同左	4	同左
図画				単形		簡易ナル形体		同左
唱歌		平易ナル單音唱歌		同左		同左		同左
裁縫						運針法、通常ノ衣服ノ縫ヒ方		同左
手工		簡易ナル細工		同左		同左		同左
計	21		24		27		27	

3.教師

○佐藤恒吉 明治33年8月25日付で竹原尋常小学校准訓導から八手俣尋常小学校に転任、引きつづき教鞭をとった。翌34年訓導、ついで校長を兼任。以後大正5年に退職するまで前後33年間にわたって八手俣小学校在校生全員を手塩にかけ、更に養蚕の指導にも当り此の部落の人達に大きな影響を残した。元治元年生れ。津市変則中学私塾出身。

○佐藤ことよ 佐藤恒吉の妻。明治40年から大正5年迄裁縫代用教員として女子に裁縫を教え又学校の小使役を兼任して学童の世話をした。

○中山八郎 明治33年9月～34年4月ごく短い期間代用教員として奉職した。

○長谷川修一 大正5年3月31日付訓導兼校長として、又八手俣農業補習学校助教諭兼校長として佐藤について大きな影響を残した。大正14年3月退職。

○長谷川すへ 長谷川修一の妻。大正5年～大正14年代用教員として主として裁縫を教えた。

4. 学校経費

明治35年度		明治41年度		
訓導給料	円 144.00	訓導給料	円 204.00	正教員月俸16円、裁縫教員月俸1円、12ヶ月分
使丁給料	1.20	使丁給料	2.40	使丁1ヶ月20銭
雑給	13.66	雑給		
1.旅費	11.22	1.旅費	16.30	校長出張陸路延40里、1里12銭、日当15日分、1日30銭、宿泊10度、1度70銭
2.職員慰労費	1.00	2.諸手当	12.00	農業補習教員手当
3.恩給基金	1.44	3.特別勉強者慰労金	2.00	教科書(修身、読本) 郡役場カラ硯
需用費	21.16	需用費		
1.備品費	1.00	1.備品費	11.00	備品破損修繕費
2.器械費	2.00	2.器械費	30.50	教授用器具、器械、新調費
3.書籍費	3.00	3.書籍費	22.00	教授用書籍代
4.消耗品費	12.16	4.消耗品費	21.80	筆、紙、墨代7円、炭代75銭 新聞代6円、茶、白墨代
5.祝賀費	3.00	5.通信運搬費	50	郵便税、運搬費
修繕費	2.00	6.生徒賞与金	1.00	成績佳良ナル生徒ノ賞品代
1.校舎修繕費	2.00	7.式日費	3.00	三大節諸費
		修繕費		
		校舎	3.00	
		予備費	2.50	
		計	円 335.00	

5. 在校・卒業生徒数

年次	在校生		卒業生		年次	在校生		卒業生	
	男	女	男	女		男	女	男	女
明治33年	26人	10人	人	人	大正元年	14人	13人	1人	0人
34	25	13	6	1	2	14	12	3	1
35	21	13	5	1	3	14	12	4	1
36	15	9	9	3	4	14	13	0	1
37	11	12	5	2	5	18	21	2	0
38	4	6	3	2	6	16	17	3	3
39	10	9	3	2	7	21	18	1	3
40	12	8	2	2	8	20	20	3	2
41	18	8	2	3	9	24	22	3	2
42	20	9	(年限延長) ナジ		10	26	29	3	2
43	17	7	4	5	11	19	23	3	3
44	17	19	2	0	12	14	22	2	7

(註) 明治42年に卒業生のないのは義務教育の年限が4年から6年に延長された為である。
大正9~10年両年度に生徒数が多いのは水力電気工事の工夫の子弟が入学した為である。

6. 就学率（不就学の原因）

a. 明治期

	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
男	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0		0
女	2	1	2	2	2	0	2	1	1				
理 由	貧窮者 病氣	病 氣	貧窮者	同左	同左	同左		貧窮者 病弱	同左	病 弱			
就 学 率	男							93%	93	93	93	93	94
	女							85	85	85	85	86	88

貧窮者の特に女児の不就学が目立つ。

村当局はその対策として、

「赤貧者ニシテ全然就学シ能ハザル児童ニ対シテハ適當ノ救護方法ヲ講ズルニアラズンバ到底就学歩合ノ好成績ヲ見ル事、実ニ至難ナリ」（明治40年村会議事録）

「女子就学成績不良ナルヲ以テ種々奨励ヲ加ヘ学令児童ノ初期ニ於テハ疾病者ノ他、猶予セザルノ方針ヲトラザル限り就学歩合向上ハ至難ニ有之」（明治43年村会議事録）

と種々苦慮を重ねている。

b. 大正期

	就 学 率		出 席 率	
	男	女	男	女
大正元年	100%	93	97	92
2	100	93	95	93
3	100	92	96	93
4	100	93	91	89
5	100	93	89	82
6	100	95	89	83
7	100	94	92	91
8	100	100	98	92
9	100	100	98	92
10	100	97	98	94

大正8年に至って、就学率はほぼ100%となるが、出席率は、特に女子に於て低い。大正5～6年度の出席率の低さは此の時期の経済生活の困難さの反映であろう。

明治34年 4月竹原小学校に高等科（2ヶ年）設置

明治36年 5月八手俣尋常小学校に「村立八手俣農業補習学校」を附設。

「農業補習学校附設理由

本学区ハ山間僻陬ノ地ニシテ田畠ニ乏シク山林原野ニ富ム故ニ前途望ミヲ属スペキ事業ハ開拓・造林・養蚕等ニアリ。然ルニ区

民ハ専ラ農業ニ從事スト雖モ未ダ以テ学理ノ応用ヲ知ラズ、啻ニ父祖ノ慣用セシ方法ヲ襲踏スルニ過ギズ。此ヲ以テ我区ハ更ニ尋常小学校ニ農業補習学校ヲ附設シ僅少ノ費用ニヨリテ

多大ナル利益ヲ得シトスモノニシテ則チ尋常小学校ヲ卒業シタルモノ及ビ学令経過後ノ児童ニ入学ヲ許シ正教科時間外ノ教授ニヨリ父兄ノ実業ヲ実習スルノ傍ラ学術上ノ智識・技能ヲ得且ツ既習ノ学科ヲ練習補足セシメ遠ク将来ニ斯業ノ発達ヲ慮リ深ク本区ノ富源ヲ培養セシ事ヲ企図スルニ外ナラザルナリ。」

農業補習学校教科表（明治36年度）

学年 教科	第一学年	第二学年	第三学年	毎週授業時間数
修 身	道徳ノ要旨 農業者ノ任務	同 左	同 左	1
農 業 科	農業ノ大意 養蚕法	博物 土壌・肥料大意	作物耕耘 農具・造林ノ大意	5
算 術 科	四則分數	小数・比例・利息	大量・開平・開立	5
体 操 科	普通体操 垂鈴	同 左	同 左	1
裁 縫	通常ノ衣服ノ縫方	同 左	同 左	1

竹原小学校に開設された高等小学校に代用するものとして、単に教養科目だけの高等科でなく、山村の特性に立脚した実用的農業教育を企図した処にその独自性がうかがえる。

進学状況

	竹原高等 小学進学者		八手俣 農補進学者		竹原高等 小学進学者		八手俣 農補進学者		竹原高等 小学進学者		八手俣 農補進学者			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
明治34	3	1			42	1	0	2	0	5	0	0	2	0
35	8	0			43	1	0	1	1	6	2	0	2	0
36	10	0			44	1	0	1	1	7	1	1	1	0
37	6	0	1	1	45	1	0	2	1	8	0	0	3	0
38	3	0	6	2					9	1	1	0	0	
39	3	0	6	3	大正2	1	0	3	0	10	1	0	3	1
40	1	0	3	1	3	1	0	4	0	11	1	0	2	0
41	1	0	2	0	4	0	0	2	0	12	1	0	2	1

女児の高等小学進学は初年度の1名を除いて大正7年迄皆無であるのが目立つ。

明治37年度農業補習学校開設により竹原高等科への進学者は減るが、進学者総計に於て増加

し、特に女児の農業補習校への進学者が少数ながら登場した事は農補校の開設の成功を物語るものであろう。

此処でもまた大正4年～6年頃の不況の深刻さを進学者減少の数字が示している。

大正14年 6月八手俣尋常小学校は再び「竹原尋常高等小学校八手俣分教場」となる。

昭和6年 3月八手俣分教場は尋常3年迄の編成となり、4年生以上は竹原迄通学する事となる。

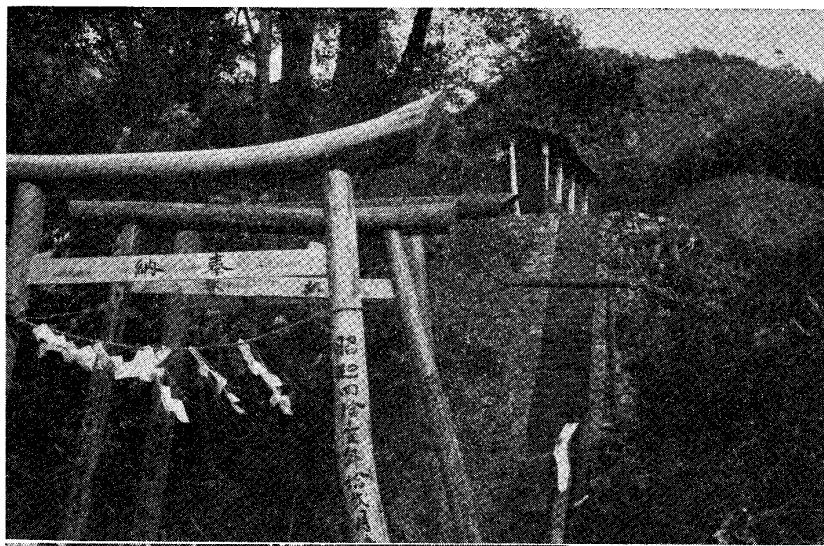
昭和16年 3月八手俣分教場廃止。

ここに明治9年竹原義塾八手俣分校設立以来65年続き祖父・父・子3代にわたる思い出深い八手俣校はその役割を終える。竹原迄の通学は下級生には困難であり、リヤカーや自転車で児童を送り迎えする父兄の姿が目立った。

III 文化遺産と民俗

1. 神社

現存する神社は、君ヶ野の千方神社、大河内の須賀神社の二社である。いづれも明治41年竹



上 左
千 菅
方 原
神 社
社

原神社へ合祀される前には、大いに栄えた神社である。千方神社は君ヶ野の最も高い地域、十輪寺に隣接して鎮座する。しかもそこには多くの境内社がある。即ち神明社、宇氣比神社、菅原社、須賀社、更には三つの山神まで存在する。所がこれらの境内社は、必ずしも最初から千方社境内にあったとは思われない。むしろ村の各地に散在して、村人に親まれていたものと推定される。所が明治新政府の手によって続々と出される神社政策は、この山村の神社にまで大きな変化をもたらすことになるのである。

明治4年5月に諸神社の格

式（官國幣社）を制定した事を始めとして、明治6年3月には境内外区別取調のため内務、教部省員を地方に派遣し、同年6月にはこれに基づいて社寺境内外区画取調規則を定め、その上地すべき者と否との区別方法を定め、更に同年7月には各社の末社を取調差出さしめている。そして明治9年12月15日には教部省達書37号を出すに至る。その内容は、

各管内山野或は路傍等に散在せる神祠仏堂 詞は山神祠 堂は地蔵堂 塞神祠の類 迁堂の類 の矮陋にして一般社寺に比し難く且つ平素監守者無之向は總て最寄社寺へ合併又は移転可為致、尤人民信仰を以、更に受持の神官僧侶相定め、永続方法をも相立、存置の儀願出候はば、管轄庁に於て聞届、孰れも処分済の後、別紙雛形に昭準し、一同取纏可届出此旨相達事……

というものである。

所でここにいずれも明治10年3月20日付の2通の文書が存在する。

(1) 神祠据置御願

一、須賀神社 伊勢国一志郡竹原村字中垣内

祭神 須佐之男命

勧請年月不詳

神祠間敷 縦一尺 橫一尺二寸 敷地坪數十一坪宅地

一、末社 三宇

山神社石祠 山神社 石祠 山神社 石祠

右同村奥谷庄右エ門私有宅地 借地

右者人民信仰に付永続方法相定受持神官竹内与左右相定候に付存置之儀奉願候 以上

明治十年三月二十日

右村組頭惣代 田中仁左エ門

同区八手保村若宮八幡祠掌權訓導 竹内与左右

右村戸長 岡田市郎右エ門

三重県令 岩村定高殿

(2) 山野並路傍に散在せる神祠仏堂無之御届

第十五区 竹原村

今般地甲第三号は御達之趣奉畏度、去る明治八年三月旧度会県官員御派出之節、悉皆合併致し有之候間、当今散在せる神祠仏堂共無御坐候、仍而此段御届申上度 以上

明治十年三月二十日

右村組頭惣代 田中仁左エ門

右村戸長 岡田市郎右エ門

三重県令 岩村定高殿

これらの文書は、いずれも上述の教部省達に対応して出されたものである事は明らかである。これらの史料を通して君ヶ野においても、具体的な方策がとられ、路傍に散在せる神社、祠が、山神をも含めて、末社として、或いは合併の記事が多少気にはなるが境内社として、千

方神社の中に安置されるに至ったと考える。その祭神は神明社が天照大神、宇氣比神社が宇氣比八柱神、菅原社は菅原道真、須賀神社は須佐之男命と伝えられている。

所で中心となる千方社は、興味深い伝説につつまれた神社である。祭神は藤原千方將軍とする。千方將軍伝説は現在も尚、村人達に親しまれているものであるが、その濫觴は「太平記」にあると考えられる。「太平記」卷十六「日本朝敵事」中に、朝敵となって死んだものの先例としてこの千方伝説が、將門伝説と並置されている。煩をいとわず引用すれば、

又天智天皇ノ御宇ニ藤原千方ト云者有テ、金鬼・風鬼・水鬼・隱形鬼ト云四ノ鬼ヲ使ヘリ。金鬼ハ其身堅固ニシテ、矢ヲ射ルニ立ズ。風鬼ハ大風ヲ吹セテ、敵城ヲ吹破ル。水鬼ハ洪水ヲ流シテ、敵ヲ陸地ニ溺ス。隱形鬼ハ其形ヲ隱シテ、俄敵ヲ拉。如斯ノ神変、凡夫ノ智力ヲ以テ可防非ザレバ、伊賀・伊勢ノ両国、是ガ為ニ妨ゲラレ王化ニ順フ者ナシ。爰ニ紀朝雄ト云ケル者、宣旨ヲ蒙テ彼國ニ下、一首ノ歌ヲ讀テ、鬼ノ中ヘゾ送ケル。

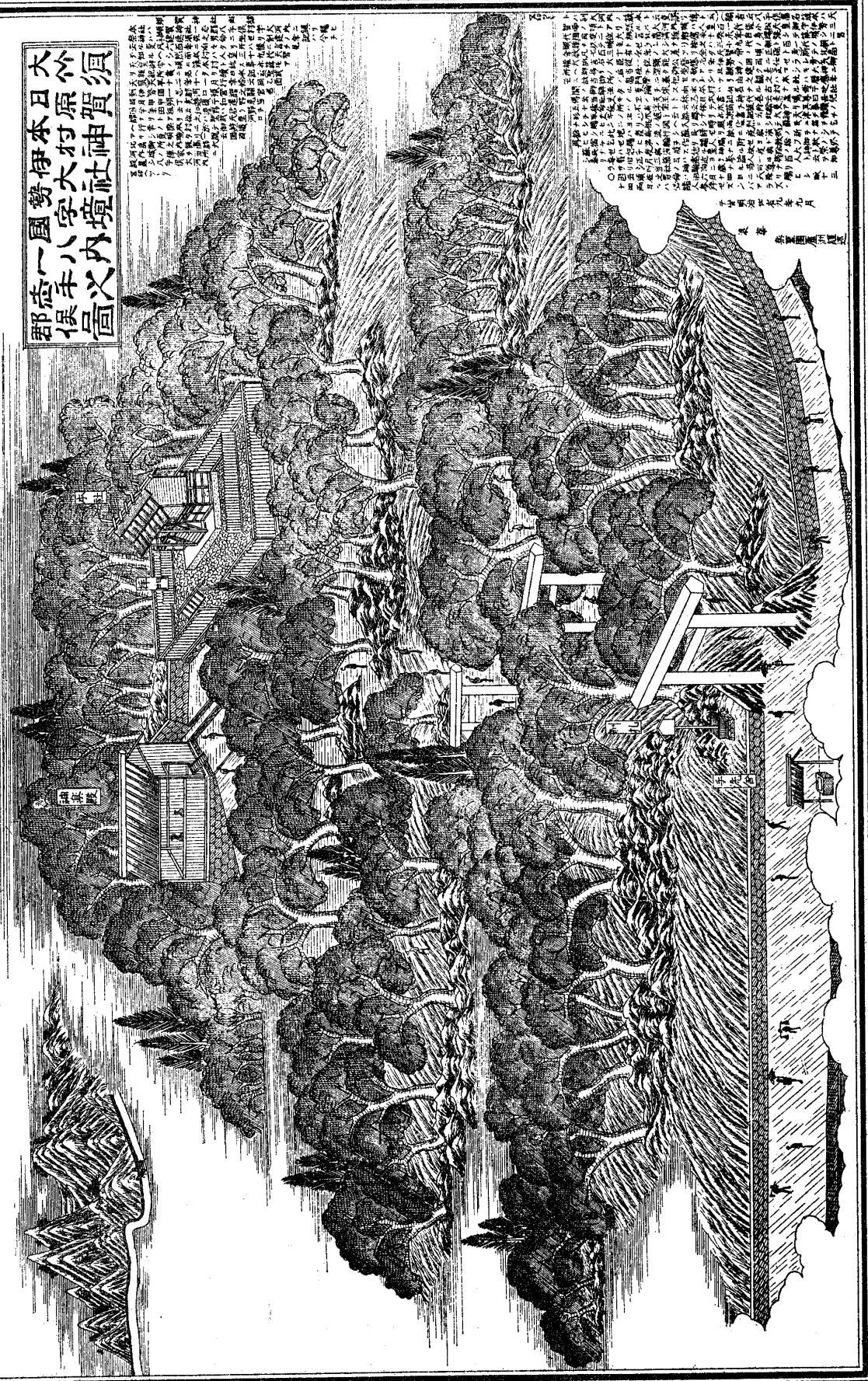
草モ木モ我大君ノ國ナレバイヅクカ鬼ノ棲ナルベキ 四ノ鬼此歌ヲ見テ、「サテハ我等惡逆無道ノ臣ニ隨テ、善政有徳ノ君ヲ背奉リケル事、天罰遁ルル処無リケリ。」トテ忽ニ四方ニ去テ失ニケレバ、千方勢ヒヲ失テ軀テ朝雄ニ討レニケリ。

とある。更に村人達の伝説は、千方將軍が家城に来て奇景の淵で酒宴中を対岸から紀友雄が一矢で斃した。友雄は首を切って胴と共に雲出川に捨てたが、胴は川口に到り、首は川をさかのぼった。それが君ヶ野に行き、そこに千方神社が建てられたと、益々興味ある話として展開する。しかし千方については、「准后伊賀記」などに従い村上天皇時代としても、全く歴史上の人物として確かめる事は不可能である。「尊卑分脈」によれば、秀郷一千常一千方百図があり、「実者千常舎弟」と注し、鎮守府將軍とする。更に秀郷流系図の白河結城系図などにも秀郷の孫に智方（或いは知方）があるが、いずれも時代が合わず、反逆の史実も確めえない。謡曲「田村」に「昔もさるためしあり。千方といひし逆臣に仕へし鬼も、王位をそむく天罰にて千方百つれば、忽ち亡びうせしそかし。」とあるのも、恐らく先学の推測の如く、太平記によったものであろう。となるとこの伝説の発生は、或いは志田義秀氏のいわれる如く、秀郷の滅した平将門などから逆に作為されたものかも知れぬ。ではかかる逆臣千方がどうして祭神として祭られるようになったのであろうか。この問題は大河内の須賀神社（天王社と呼ばれてゐる）と共に、大変興味深い民間信仰の姿を我々に示してくれる。この問題の考察に先だって、大河内の須賀神社の考察から始めよう。

大河内はかつて八手侯の中心であった。そこには八手侯分校もあった。須賀神社の1月1日～3日までの祭礼には、近在より多くの参詣人を迎える、大変なにぎわいを示したという。しかし明治41年の竹原神社への合祀後はとみにおとろえ、今は荒れはてた小山の頂に小さな社と、恐らく明治9年の達しによって移された山神と、「享保16年亥二月吉日、小こち村施主徳吉」の銘をもつ庚申塔があるに止まる。かつての繁栄の姿は、永納氏所蔵になる明治29年7月の記載のある銅版にのみその姿をとどめる。尚これには神社の由緒をも刻んでいる。それによれば、

大河内永納由男氏藏

大竹原村伊勢大字境内一郡志年號圖



本社ハ須賀神社一志郡八手俣村大河内ニ鎮リ賜ヒ、祭神ハ神建速須佐男命ニ坐セリ、創建ノ年記ハ今ヲ去ル六百年ヲ経タリ（中略）斯テ北畠權大納言右大臣從一位顯能公暦応元年伊勢ノ國司ニ任セラレ多氣御所へ御移リシ後当社ヲ深ク御崇敬ナリ且該神健速素戔男命ハ大神ニ坐ス故当御所ノ鬼門除ニ奉祀セラレンナリ。（中略）御教ノ儘蘇民ナセバ忽チ疫病消滅ス。懸ル皇神ナル故疫病除ノ大神ト崇敬シ奉リ、毎歳旧正月三ヶ日ハ遠近ヨリ參詣人一日幾百人ト云ヲ知ラサリシ即當社ノ神驗誠ニ嚴ナル哉可尊ナリ、

とある。又「勢陽雜記」によれば、八手俣の大河内には天王祠があって、これが千方の首をまつたとあり、千方社との混同があるようである。しかしこれは一面からすると、両神社の性格の同一性を示したものともいいう。即ち結論をいえば、須賀神社（天王社）も千方神社も同じく御靈信仰の上に生れた神社という事ができる。先ず須賀神社（天王社）からいえば、普通一般的に天王社といわれるものは牛頭天王、一名武塔天王、又の名はスサノオノミコトに対する信仰が中心であり、これが疫病や災害の原因である怨靈をなだめ、それから免れさせてくれる最有力の神と考えられており、この神社においても、上記史料はこの事を十分に物語っている。

次に千方神社についていえば、ここに我々は典型的な御靈信仰をみる。御靈とは行くべき所にいきつきえず中有にさまようものと考えられ、このような靈は祭られることによって和められ鎮められるが、もし祭を怠るばあいは害を及ぼし、疫病が毎年の如く発生する事となる。特に非業の死をとげたり、怨みを残して果てた場合には、その靈は必ずこの世に仇をなし、祟をなすものと信ぜられた。御靈信仰は既に早く平安初期京都に始まったとされるが、長い歳月の間に各地へ伝播し、特に病氣の蔓延等は各地でその原因を求めて、絶えず新しい御靈の名が、不安におののく民衆の中から生れてきたと推定される。朝敵となって紀朝雄のため、怨みをいだいて非業の死をとげたという千方伝説などは、恰好の材料となったと思われる。しかしながら御靈の性格として是非注意せねばならぬ事は、これを祭り、その心を慰和すれば、災厄をまぬがれる上に、その保護と恩恵が与えられると考えるようになっている事である。この事が千方神社の成立となつたのであろう。関東各地に散在する逆臣將門信仰も、この千方信仰と全く揆を一にするものと考えていい。

須賀神社（天王社）といい、千方神社といい、上述の如く大変興味ある民衆信仰の姿を示してくれるが、更に千方神社の境内社たる須賀神社、菅原社も同様の信仰の上に生まれたものと思われる。前者は大河内の神社と同様であり、後者は平安京の御靈信仰をかきたてた菅原道真をまつっている点で注意すべきである。周知のごとく、道真と御靈信仰の関係は、道真の死後左大臣時平と一門子女の相次ぐ不慮の死に加えて、清涼殿落雷による延臣の死という事件により、いつしか道真の靈の祟によるとの風評が流布し、かの御靈への畏怖の念が益々高まった。それが北野天満宮建立の起因となつたのであるが、鎌倉中期以後には恐るべき火雷神の性格はうすれ、冤罪を救う神として、更には慈悲救済の神となつたといわれている。

以上の如く、これらの部落における神社は境内社をも含めて、圧倒的に御靈系統の神社が多

いという特色を示している。

明治33年1月12日付の「境内編入願」という史料が現存している。それは次の如きものである。

境内編入願

伊勢国一志郡竹原村大字八手俣字大河内772番ノ1 森林

台帳面積1反7畝1歩

実測面積1反7畝1歩

右は当神社の上地の森林に候処、左記の事由有之候に付、当神社の境内に編入許可相成度、
実測候面相添此段相願候也

請願の事由

右上地は往昔より神社の境内に属したものにして、従って清掃怠りなく、塵間を脱し大に
観るべき者有之候処、明治9年御改租以来境外に属せしめられ、為めに数十年の荒蕪荊棘雜
草暢茂し、神社の風致を損ひ、人家道路に接するの故を以て不清の点多々有之、右にては
到底人民敬神崇拜の念慮を薄からしめん歟、又氏子人民にありても神靈を犯し奉るとの憂慮
に不堪、剩へ本社境内狭隘にして神事祭典に際し困難に候、前条の事由により在来の社地と
境外上地を合併し、神社域内を拡め、清掃を勤め、神社の尊嚴を保全せんとの誠心を以つ
て、上地境内編入を懇願致し候次第に有之候也。

明治33年1月12日

伊勢国一志郡竹原村八手俣

須賀神社々掌 田中兵右エ門

信徒惣代 佐藤恒吉

永納末吉

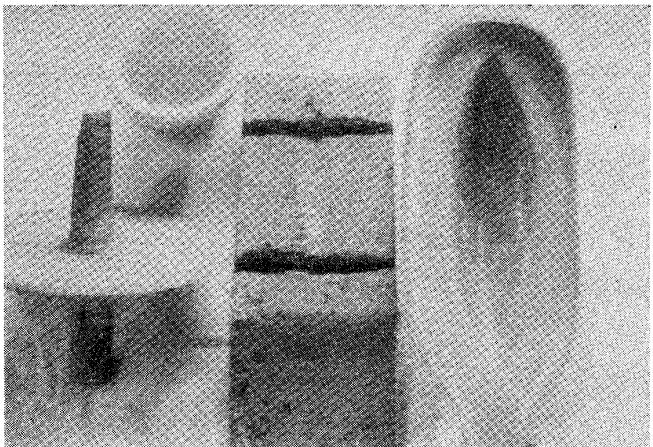
永納萬吉

内務大臣 侯爵 西郷従道殿

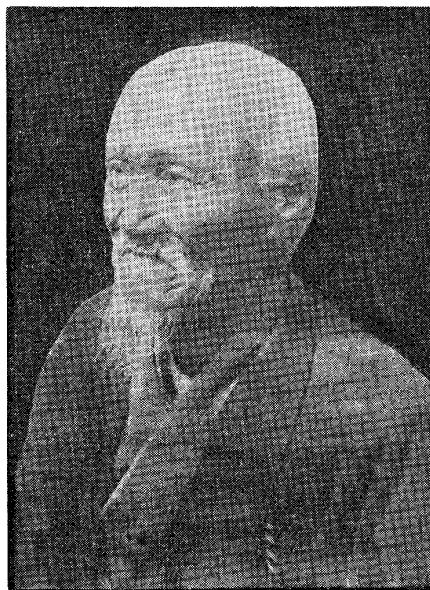
農商務大臣 曽弥荒助殿

同一文面の境内編入願は、樋神社、千方神社に関するものも存在する。千方神社の場合は、
台帳・実測面積が同じく4畝23歩、署名者は、千方神社々掌として須賀神社と同じく田中兵右
エ門、氏子総代として宮田吉太郎、萩野喜十郎、松浦徳松の名が記されている。

ここで先ず注目すべきは、「明治9年御改租以来境外に属せしめられ云々」の記事である。
既に述べた如く、明治8年6月には、境内外区画取調規則を定め、その上地すべきものと否との
区別方法を定めたというが、これが明治9年に至って、村人にはかなり不満足な状態で実施
されたと思われる。それがここに境内編入願という形をとったと考えられるが、この運動の主
導権を握った人は——信徒惣代もあずがって力があったであろうが——これらの神社の社掌を
兼ねていた田中兵右エ門であったように思われる。天保2年8月27日生れの彼は、幕末に江戸
に到り、医学と剣道を学んだという。たまたま師の医者が誤診のため江戸におれなくなったの



上　薬研（田中兵右衛門遺品）



右　田中兵右衛門氏

を同道して竹原村持経に帰り、開業したという。仲々思いやりのある医者として、人々の信望もあつかったと伝えられる。血縁にあたる竹原村持経の山森理喜蔵氏宅には、医者であった彼を偲ばせる薬研等が保存されている。この田中兵右エ門が神職としての史料上の初見は、明治20年6月に八幡神社と千方神社との祠掌兼務願を提出しているものである。爾来大正5年の死に至るまで、竹原・八手俣両村神社の神職として、かなりの影響力をもっていたと推測される。

尚、この明治33年の編入願は、明治38年10月に至ってようやく許可されたものと思われる。千方神社、須賀神社関係の史料は残存しないが、竹原神社関係のものとして、「明治33年1月20日付願境内編入ノ件、実測面積5反6畝27歩ノ内4反1畝21歩ニ限り聞届ク。」とあるからである。

所でようやく境内地拡張に成功した千方、須賀両神社が、今度は殆んどの村民にとってはかなり突然に、明治40年8月の三重県訓令第38号に基づき、翌41年4月28日をもって、凡て竹原神社白山比咩神社に合祀されてしまう。これは古老の話などから推測するに、かなり強引に村の有力者と田中兵右エ門によって推進されてしまったようである。その背後には、既に明治39年8月に出された神社・寺院仏堂合併跡地譲与に関する勅令（第202号）があったと思われる。即ち神社等の合併によって不用となった境内官有地は、官有財産の管理上必要なものを除いて、内務大臣はこれを合併した神社等に譲与することができるようになるというものである。つまり境内官有地譲与がかなりの魅力であったらしく、全国的に考えると明治41年～2年にかけて、約8万の神社の減少を見るが、この地方でもその例外ではなく、大部分村民の微妙な感情は無視され、この合併が推進されたと思われる。

この結果、蛻の殻となった神社の衰微は著しく、前述した如く特に須賀神社（天王社）はかつての隆盛時代を回顧するよすがもない程に荒廃してしまった。しかしながらそこに住む人達にとっては、竹原神社は何としても遠く且つ不便である事から、再び千方、須賀神社を氏神的



上 千方社水鉢
左 千方社神前灯籠
右 千方社鳥居



なものとして現在に至っている。

現存する遺物は、千方神社の登り口に水鉢があり、「奉寄進、宝永七寅天」の銘があり、又竹原神社には、合併時に移転した千方社の鳥居、神前灯籠がある。鳥居の掲額には「千方大明□」とあり、鳥居には、「施主□三郎、太右門、与右エ門、市左エ門、貞享元^甲子年九月吉日」とある。更に灯籠には「貞享三年十二月、施主岡田伝左衛門」の記載がある。

2. 寺院

元禄～享保年間に浄土宗諸寺の沿革縁起を集大成した「蓮門精舎旧記」によれば、元禄の年における伊勢国の総寺数344寺、そのうち松坂樹敬寺末は、一志郡の11寺を筆頭に、渡会5、多気4、飯野2で、更に孫末寺まで加えると合計38寺の多きを数える。そしてそのうち10寺もが現美杉村に存在し、八手俣地区には、君加野十輪寺、宿平尾順向寺、小河内長楽寺の名がみえる。又宝暦10年藤堂元甫撰による「三国地誌」によれば、上記寺院の外に大満寺を加える。

所が、これら寺院の凋落はいちじるしく、現在においては大満寺については知る術もなく、長楽寺は殆んど記憶から脱落し、順迎寺又宿広と大河内にその寺跡をとどめるのみである。ただ十輪寺のみ面影を残してはいるが、無住で荒廃し、君ヶ野の集合所と化し、その僅かに残る史料さへ雲散霧消直前の状態にある。何がこれらの寺院を廃絶にまでおいたんだかについては種々原因が考えられようが、第一には人口の少い事があげられよう。寺の経営が殆んど檀信徒の寄進に依存しなければならない以上、絶対人口の少ないこの地域のみではその維持が非常に困

難であった事、まして大檀越であった水谷家の没落転居が、これを決定的にしたといってよいであろう。次には浄土宗教化の不徹底さがあげられよう。一向宗の布教が、かっての民間俗信仰を異端として徹底的に打破しつつ行われたのに対し、浄土宗のこの地域への侵透は、むしろ民間信仰と妥協しながら推し進められた—その事が極めて多様な民間信仰を残しており、浄土宗教義がそれに融和埋没して、大きな独自の影響力を失ってしまったことによるのである。

小河内の長楽寺は、明治初年既に廃寺となっており、その寺号は古老の記憶の中にもないようであるが、前述の史料から、少くとも元禄9年には存在しており、爾来隣接する須賀神社と共に、この地域の信仰の中心となっていた事はまちがいない。廃寺後の状態については、明治36年5月に記された「学校沿革誌」に、「明治10年時の総代役水谷周蔵氏の尽力により、初めて竹原学校の分校を此地（字大河内長楽寺を以て校舎とす。今教員住宅は其寺院の後なり。）に設立云々」とあり、小学校校舎に転用された事を知る。この点に関し古老の記憶は、おぼろげながら校舎内に薬師さん（？）があったようだとする。尚、現在かっての寺地は畠地となり、僅かの礎石を残すのみとなり、寺の規模は明治36年5月の八手俣分校平面図中の教員住宅から、ほぼ推測しうるに止まる。

順迎寺（和光山・無生院）については、前掲「蓮門精舎旧詞」によれば、「八手俣谷、宿平尾村、開山之法名并当寺起立由緒等不知」と記す。寺院明細帳には「享保20年3月創立、寛保3年2月再興」とあるが、創立、再興の年月の接近、史料の信憑性等から考えても、これは問題とするに足らない。所でこの寺の歴史も、前述長楽寺同様全く残されていないといってよい。ただ大河内の草深い寺跡に放置された「元禄4年未天、卯月八日」の銘をもつ名号碑と真福寺にある仏涅槃図裏書のみが、明治以前の僅かに残る記録であり、その具体的な姿をうかがい知る事は不可能である。宿広にあったこの寺が、水谷多市郎氏の尽力によって大河内に移転したのは大正4年であり、長楽寺跡より少し下った場所に、間口5間半、奥行5間の堂宇が建立されたという。その後の寺の歴史も殆んど不明だが、大正14年7月に、時の住職山中謙祐師と檀徒惣代水谷多市郎、永納新次郎、水谷音次郎氏より出された「地所売却願」が残されている。

三重県一志郡竹原村大字八手俣

　　浄土宗　　順迎寺

一志郡竹原村大字八手俣字梅ヶ庄40番ノ1

1. 田 3畝3歩 地価金15円42銭也 売却代金157円62銭也

全所 45番ノ1

1. 田 4畝23歩 地価金21円72銭也 売却代金242円38銭也

全所 41番ノ1

1. 田 17歩 地価金2円71銭也 売却代金43円8銭也

全所 44番ノ3

1. 田 1畝26歩 地価金8円87銭也 売却代金141円92銭也

右之田地拙寺所有に有之候処、大正11年5月水力電気会社道路設置の為め水利と耕農の不便を來し、尚又近時小作問題の影響を受けて小作者無く、大正11年同12年の如きは檀徒の労役を以て耕作したるも、寺より40丁余遠隔の土地なる故に不便多く収支償はず云々
といふもので、理由はともかく、斜陽の寺の姿を彷彿とさせる。昭和2年には十輪寺の檀家8戸をあわせて24戸となつたとあるが、昭和13年7月水谷勝氏の東京移転に及んで、寺門運営は



上 旧順迎寺本尊弥陀三尊

右 同 涅槃図



急迫の度を加えた如く、昭和17年には遂に真福寺へ吸収合寺された事になった。現在、真福寺にはその本尊であった弥陀三尊像が安置され、前述の仏涅槃図が保存されている。

その裏書には 元治貳年丑 表具施主
春二月仏祥日 女人講中
為本誓願誓禪定門菩提
俗名
水谷定五郎
順迎寺什物
心誓代

とある。大河内の跡地には大正期宿広から移された前述の名号碑と、明治35年建立の永納氏の墓碑一基が雑草に覆われ、宿広の地は、現在畠地に変じ、境界の土塁や石組に僅かに往時をしのばせる。

十輪寺（巖樹山）についてみると、前述「蓮門精舎旧記」からは、元禄9年当時既に存在した事のみしか知りえないが、回向帳によると次の如き歴代の名が明らかとなる。

中興 当寺 開山	元禄二巳八月十五日寂 衍蓮社航誉上人空体善貞大和尚
二世	元禄十三辰六月廿六日寂 大蓮社衍誉是秀上人
三世	宝永七寅七月六日寂 嘆蓮社讚誉上人弁廓和尚
四世	享保十七子年八月廿五日寂 誓蓮社光誉法爾伯玄和尚
五世	宝曆六子七月三日寂 章蓮社憲誉秀徹和尚
△	教隨和尚
六世	宝曆七丁丑十一月十一日寂 哀蓮社愍誉上人覺通闡英和尚
△	安永八 明蓮社法誉上人
七世	安永八亥六月廿四日寂 漸蓮社東誉專榮和尚
八世	文化七午十月二日寂 功蓮社勲誉上人誓阿唯端詳印
△	隨譽順教和尚
九世	文政十一子十一月廿一日寂 薰蓮社香誉上人真阿誠光澄全
△	天保五年十月十四日寂 心蓮社性誉上人広海和尚 神戸善導ニ而寂
十世	開蓮社翻誉上人光阿放道學順

これによれば、中興開山の記載は多少気になるが、元禄2年寂の航誉上人の在職年数、十輪寺に附属する墓碑銘等から考えて、十輪寺の歴史は、少くとも貞享頃より始まったとはいいうようである。その後の歴代の事蹟については殆んど知る事ができないが、第8世勲誉時代、第10世翻誉時代に関する史料が多少残存し、特に10世時代には、この寺がかなり整備充実した事を推測する事ができる。

第8代勲誉に関するものには、寛政5年の什物扣が現存する。更に興味あるものには同寛政5年の祠堂回向帳である。それによると檀家からの施入金は、月牌・日牌の祠堂金及び7月15日の施餓鬼料、5月百万遍油料などがその主なるものであり、当寺歴代の祠堂金が「作米之内」から支出されていることや、それら祠堂金が

右之金子六両壹分者 徒

御役所御触ニ而 御領分一統ニ金子

貸付之分不残寛政九巳之年ニ相廢候
 右之六両壹分者他所江貸付候処御触之
 通相成 尤資(祠)堂金当村江貸付候金子ハ
 其時六分之利足ニ而差出 其後資(祠)堂
 金者壹割貳分ニ而相定候 仍為後日

如件

寛政九巳極月定之 勲 誉 代

とある如く、貸付金として転用されていることなどから、その状況や地域社会との経済的結びつきが推察されよう。

第10代翻誉は三河国加茂郡衣今村（現豊田市大字今）に板倉与吉の伴として生を受け、のち同國御油宿の御津山大恩寺光蓮社放養願阿普照学道上人の弟子となり、天保3年11月8日に十輪寺第10世として入院した。

当代に至って詠歌講（女人の講）松坂在に講元をもつ蓮友講等の信仰的講集団が組織され、念仏講と共に急速に村落組織のなかへ浸透していったらしい。そして各機会を把えて寺院と講員との意志疎通が計られ、協調の気運が育てられていったことが察せられる。一例として10代翻誉代に整えられた什器類をあげると

什 器 名	数 量	建立・寄附年代	施主及び願主	備 考
両大師打敷	二 枚	—	施主 孫三郎内 又治郎内	
本尊前打敷	大二枚 小	—	施主 萩野甚四郎 檀中	
本尊前打敷	大小六枚	天保十四卯年	施主 萩野市左衛門	
如来前大灯	一 対	天保十五辰十二月	建立主 萩野市左衛門	如月院猶光露身童女 為 真光院幹養操然理廓大姉 菩提 抓心院覺流智見童子
観音勢至茶湯器	—	弘化二巳七月吉日	施主 詠哥講中 願主 当寺一代翻誉	(③仏像、什物、12)参照
本尊前常花	片 シ	弘化四未十二月	建立主 萩野市左衛門	護心院琢養 菩提 為 覓心院性空
仏前大幢	三 流	—	萩野市左衛門	
三尊如来并両大師十王再建	—	嘉永二申冬	施主 萩野市左衛門 檀中 願主 翻誉	
仏前大幢	一 流	嘉永六丑十二月十五日	施主 松浦又治良ツマ 喜佐女	逆修 念養貞心善女 為 現當二世築
本尊前花瓶并菊灯	一 対 同台共	—	施主 檀中 願主 翻誉	
仏天蓋建立	—	安政五戌年七月 仏歎日		為 宗祖上人六百五十回報恩

前立地蔵尊	一 軀	安政五年午年七月	寄附主 關蓮社翻薈	(③仏像・什物1)参照
花 麾	四 流	文久二戌六月	施主 松浦孫三郎妻	智顔麗玉童子 空月乘凡童子 一薈究竟乘蓮士 逆修 大薈淨屋貞雲女
曼茶羅図	一 幅	文久三亥八月仏 歎日	施主 關蓮社翻薈上人光道學順	(③仏像・什物4)参照
仏涅槃図	一 幅	元治元甲子年二月 仏歎日	寄附主 松浦奎治良 同理志女 願主 十世翻薈	(③仏像・什物5)参照

などがあげられ、この表に表われた範囲においては萩野市左エ門の六件について女人を施主とするもの5件を数え、次いで檀中が3件翻薈自身の2件となっている。即ち翻薈を中心とする萩野市左エ門と講中の合力によって当寺の主たるものはこの時期に整えられたといってよい。

翻薈の寂年については伝えるものがないが、慶応2寅年の「十輪寺什物品々之覧」の巻末に
翻薈上人命終後、後住様江改渡

とあることから推して、その近い時期であったろう。後住については記録が無く明確さを欠くが、翻薈の法事・祠堂・茶湯・施餓鬼等諸資料の施主である善誉廉道ではなかろうか。

以上の如く、比較的活発な宗教活動を示したこの寺も明治以後は次第に衰微への道をたどり、早くも「明治35年10月以降には遂に無住時代を迎える」有様で、「8戸の少檀無録の故をもって、維持は困難となり堂宇の修復も思うに任せない状態」となった。

昭和2年に至って桑名郡木曽岬村雁ヶ地遠生庵との間に寺号移転のことが起り、その遂行は当寺兼務住職であった川口村西称寺住職吉水靈信を中心に進められた。

そして両者の取決めは、本尊阿弥陀如来座像1躯及び過去帳1冊は移転地へ送付して奉祀することとし、その他両脇土立像以下の附属仏像及び什具10余点は遠隔地であり輸送困難である上に移転地遠生庵の什器物と重複するため、建造物・境内地と共に売却し、その代金全部を移転地へ寄附しその寺の永続資金とすることを約している。また、檀家8戸は八手俣字大河内の浄土宗順迎寺へ附属せしむることとした。

かくして、昭和3年1月21日三重県知事遠藤柳作の許可を得て、ここに当地における永い宗教活動の幕を閉じたのである。

所が寺号移転時の約定は殆んど実行されなかったようである。或いはその後、新しい話合いができたのかも知れないが、例えば本尊は古老の話によれば焼いたといい、売却の対象となつた什具の一部は現に十輪寺に保管されており、更に建物及び境内地はそのまま区有となっている。特に建物は、昭和5年10月に茅葺を瓦葺に模様替する程の大修理が行われ、寺号売却金120円もその資の一部にあてている如くである。かくして廃絶後の十輪寺は、村の会所として使用され続け、宗教的行事としては、毎年1月24日宗祖法然の御忌会の御遠夜に百万遍念佛を執行し、この事によってのみ昔の面影を伝えている。

尚、現存する仏像、什物は次の如くである。

1. 子安地蔵尊 木造彩色厨子入座像 壱駒

「寛政五丑極月改 祠堂回向帳」によれば

安政五年七月

前立地蔵尊建立 寄附主開蓮社翻舊

為融舊慈眼妙香菩提

行年四拾九歳寂

とある。



びんずる尊者像

2. びんずる尊者像 木造座像 壱駒

3. 観経曼荼羅 紙本着色 一幅

(裏書) 文久三癸亥八月仏歎日

奉書写曼荼羅 一

勢州一志郡八手俣村

巖樹山十輪寺什寶

光蓮社法眷願阿上人

実眷誠心信士

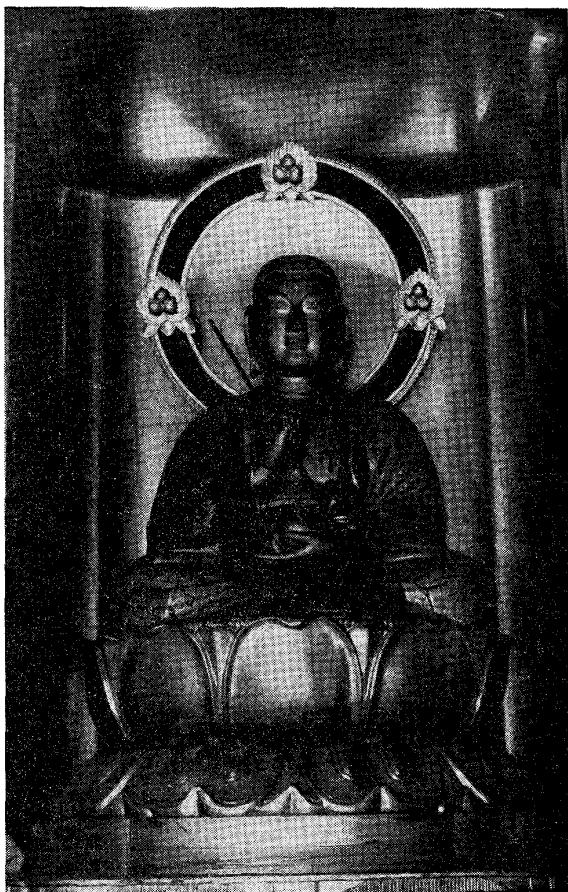
光眷貞心信女

融眷慈眼妙香大師

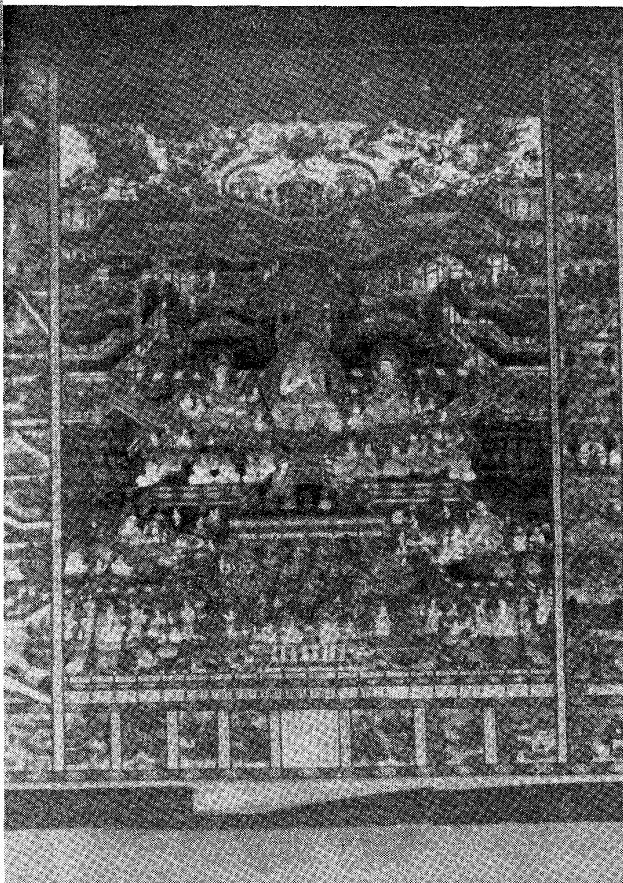
為各々菩提也

寄附主

当山十世



子安地蔵



観経曼荼羅図

- 開蓮社翻舊上人光道
學順
4. 仏涅槃図 紙本着色 壱幅
(裏書) 勢州一志郡八手又也
十輪寺什物
元治元甲子年
二月仏歎日
涅槃像 一幅
寄附主
八代目
松浦奎治良
同 理志女
逆修乗誉一心竟道居士 右依建立
同 元誉乘心智生大姉 免居士大姉号
乗月智海童女
為現當二世安樂願主十世
翻舊
5. 法然上人図 紙本淡彩 壱幅
求心斎永甫筆
-
- 法然上人図
6. 鈸鼓 径10.3cm 壱個
(銘) 聖阿所持 勢州藤原泰知作

7. 伏鉢 径23.4cm 壱個
(銘) 為先祖菩提 施主女中三人
京大仏住 西村左近宗春作
8. 双盤 径37.4cm 檀木、架台共 壱個
(銘) 勢荔一志郡君我野邑
巖樹山十輪寺
安永五丙申歲 常什物
七月吉日
先祖精靈
法名安國喜入信士
施主 俗名文七郎
江戸 為自身菩提
西村和泉守作
9. 半鐘 (無銘) 壱個
10. 百万遍大珠数 一連
11. 茶湯器 壱個
弘化二巳七月吉日建立 施主詠歌講中
連名
觀音勢至茶湯器 お朝
お伸 おつい
願主当寺一代 お舛 おきた
翻舊 おせい おと代
おみを
12. 版木 壱枚
蓮友講定宿心得方
當講取結之儀者、善光寺を始所々之
神仏江諸人安心に參詣致させ俱に功德
を積可為也、依て道中通行仕安起□□
宿錢并中食等ハ其家々ニ而上中下に
□け置下直ニ取計、泊リ之節印鑑改メ其國
所名前を扣置講中持參之帳面へ其家之
名前一々書記可被置、尚遊女飯盛酒等
勧る事堅無用之事。
馬駕籠小阿希諸般下直ニ致世話途
中ニおいて酒手を毛弥だりケ間敷茂無之様

取計又ハ定宿心得違ニ而先々□□之宿へ案内致す族も為之□様成茂一切致間敷。縱令講中之者壱入參リ候□も不取扱無之様、万一病氣・災難等之節ハ其休泊所ニ而深切に致世話可被置之事。

講中之者旅行之節、喧嘩・口論・心得違之儀無之様示し置候、并定之休泊所ニおいて不実之取計有之候節ハ、其趣講元江可被相届旨兼而申諭置候間、無由断万事極寔意を以取計可被致之事。

附リ講元を偽リ相化又ハ祢だりケ間敷儀□□□□難計決而取合有之間敷為念申入置候

右之条當講者勿論定之休泊所永く為繁昌□ニ申□諸事不取計之儀無之様配慮可有之者也

伊勢松坂在小牧

蓮友講元

嘉永三年戊仲春

同 取締方

定宿象中

什物扣は次のものが現存する。

寛政五丑年

什 物 扣

十輪寺

勲誉代改

什物之扣

尊 祖師

一、三そん 二そし

蔵 尊 童 子

一、地そうそん 二どうし

閻魔十王

一、ゑんま志ゆおう

尊 者

一、びんつるそんじや

- 涅槃像掛後
一、祢はんそうかけ物うし路堂そらに有
善光寺
- 一、世んかうじ如来掛物
- 觀音厨子
一、□□□起くわんおんつし入
過去
一、くはこ帳 壱札
- 部経
一、三ぶきゅう箱入
- 机央
一、小津くゑ中をふ
- 三具足
一、みつぐそく
- 柄香炉
一、恵こふ路う 壱つ
- 湯
一、本尊茶とう茶碗
- 御膳
一、同
- 盤
一、常香はん
- 紫銅
一、から金常花
- 双盤
一、そふはん かたし
- 伏鉢
一、婦勢がね 壱つ
- 鑑
一、きん 壱つ
- 本尊水引
一、古キ志ようご 壱つ
- 説相箱
一、勢つそふばこ
- 説法前机
一、せつ法まへ津くへ
- 釣灯籠
一、津里とふ路 四つ
- 綸子模様
一、浅黄里んづもやう付 はた二つ
- 大阪 平野や甚左エ門
綸子模様
一、白里んづもやう付 打敷壹つ 右同人
- 同
一、同 壱つ 右同人
- 絹模様
一、白きぬもやう付 はた二つ 右同人
- 聖紋
一、地蔵尊 ひし里もん 頭布 壱つ
右同人
- 模様絹紋
一、もやう起きぬ小もん 打敷壹つ 弥三郎

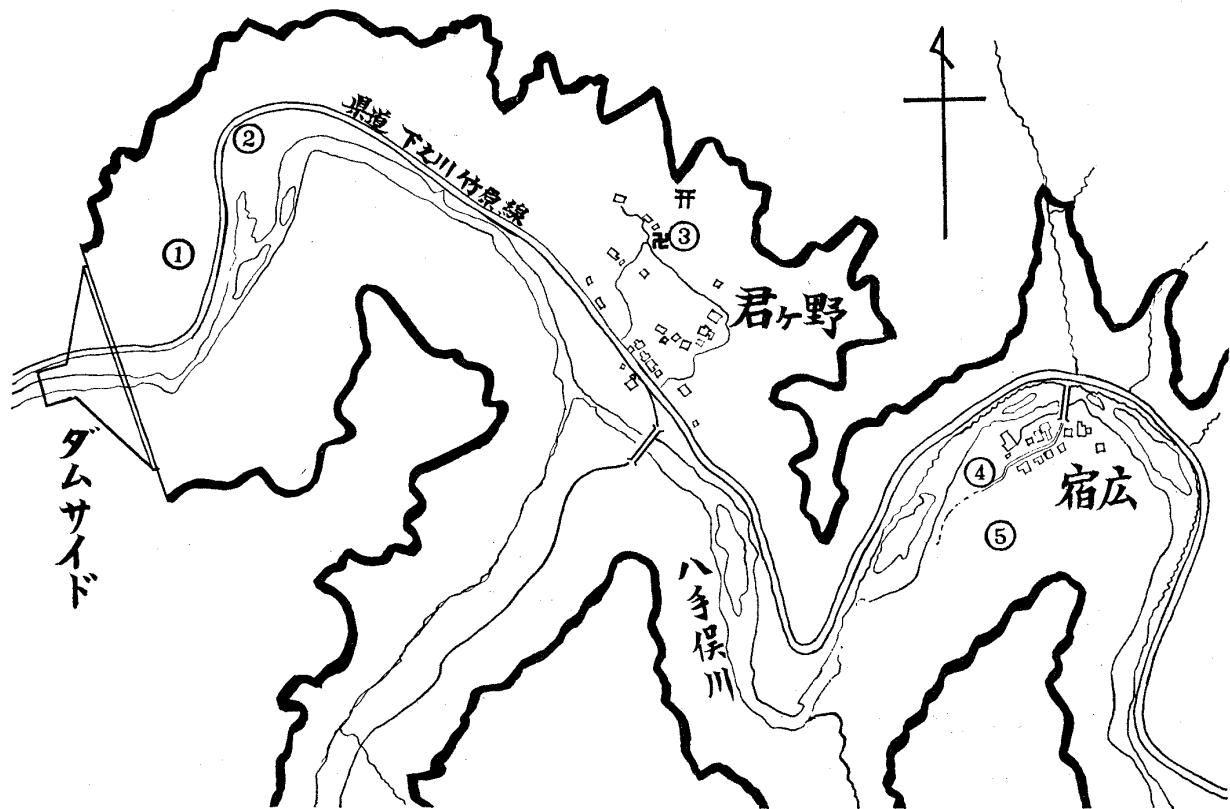
一、花之もやう	打敷壱つ	清六
一、むらさき起浅きそめはけもやう付 縮緬	染別模様	
一、同	ちりめん二而打敷 壱つ	施主付なし
一、同	もしぇもやう打敷 壱つ	宗八
一、もやう起志やみきくから草打敷	壱つ	津大和や新五郎
一、黒ちりめんはた	二つ	大阪平野や甚左エ門
一、ちゃ加満	壱つ	
一、は加満	壱つ	
一、なべ	二つ	
一、古やくはん	壱つ	
一、古かんなべ	壱つ	
一、みそおけ	壱つ	
一、米おけ	二つ	
一、重ばこ	三重ぐみ	二組
一、古めし津ぎ	三つ	
一、せんはん	十人前	津 久保田や十助
一、ちょく	拾人前	尤不足
一、ぼん	壱枚	
一、さら	十人前	
一、同	五つ	
一、みそかめ	壱つ	
一、たばこぼん	三	
一、古小びよぶ	かたし	
一、米びつ	壱つ	
一、津くへ	壱つ	
一、はさびおろし	壱つ	

行燈	
一、あんどん	壱つ
十能	
一、志ゆうのふ	壱つ
箸	
一、火はし	壱連
盃 鶴 模様	
一、さかづき津るもやう付	壱つ
右者	
寛政五丑年改 尤古帳二十印不足	
勲誉代	
右之外 勲誉代	
致出来者也	
慶応二寅年	
十輪寺什物品々之覚	
村中	
○一、茶湯器台付	壱組
湯器	
一、二菩薩茶とうき〃	弐組
一、花餅	〃
○一、盛物台	弐組
きくとう	
○一、菊灯	壱封
○一、仏器	三勺
一、盛花器台付	壱勺
○一、台灯	壱封
○一、前机三ツ具足	壱組
くそく	
○一、前机常花	壱組
しょうか	
○一、鑿子	壱
きん須	
伏鉢	
○一、ふせかね	壱
木魚	大小弐つ
○一、多ばん	壱
引鑿	
○一、いんきん	壱
えごうろう	
○一、えごうろう	壱
百万遍數々箱入	壱
じょうこう	
○一、常香ばん	壱

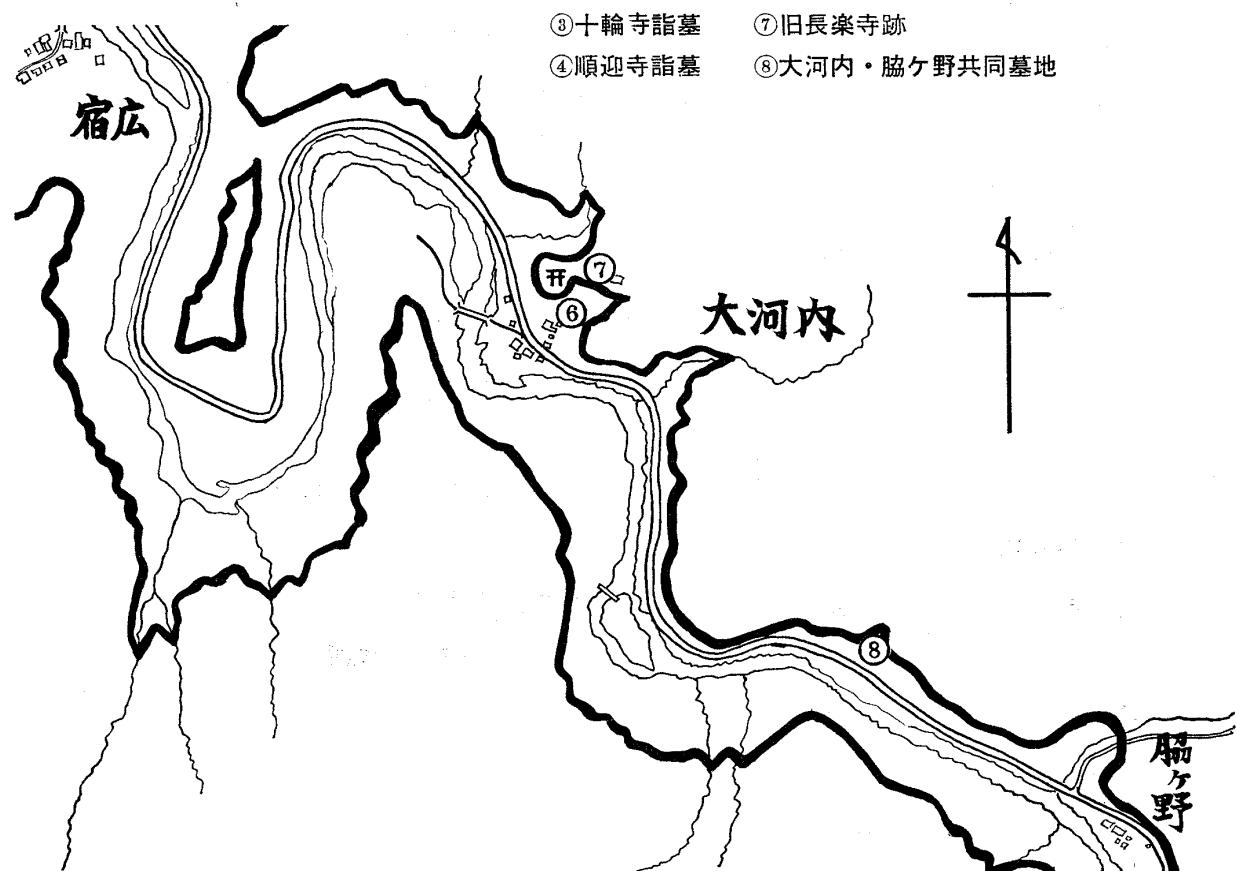
○一、見台	壺
○一、過去帳	壺
○一、三部経箱入	壺部
○一、鉢鉈	三
一、本堂金碗	三ツ組 壺
○一、〃 生御膳養三宝	三せん 高付(杯)十三 飯汁椀付 台打敷共
○一、仏天蓋	壺
○一、鍼金花	大小七勺
○一、唐幡	六流
○一、和幡	弐流
○一、中央染付金欄打敷	大小弐枚
○一、古鈍子大打敷	壺枚
○一、〃 水引	壺通り
翻誉牌前	
一、仏器	壺
一、山田角張	弐枚
両大師前	
○一、三ツ具足	弐組
○一、茶湯器	弐組
○一、仏器	弐勺
○一、盛物台	壺対
○一、打敷	弐枚
曼荼羅前	
一、茶湯器	壺組
一、仏器	壺勺
一、花餅	壺対
○一、盛物台	壺対
一、菊灯	壺対
一、打敷	大小弐枚

善光寺如來前	
一、茶湯器	壺組
一、実□□□之節不見仏器	壺
一、盛物台	壺封
一、打敷	大小弐枚
涅槃像	壺幅
外ニ	
古打敷大小	
水引有	
地蔵堂	
一、前立尊像	施主翻譽
○一、三ツ具足	壺
一、台灯	壺対
一、盛物台	壺対
一、打敷	壺ツ
座 敷	
一、保て以掛物	壺幅
一、圓光大師	壺幅
○一、つし入觀音	壺
(以下座敷、茶之間、台所用道具類多數略之)	
前立地蔵尊	壺 翻譽寄附
三ツ具足	古什物
台灯	壺対 古什物
盛物台	壺対 翻譽寄附
外ニ	
古打敷大小八勺	翻譽代
水引	
翻譽上人命終後	
	後住様江改渡

第1図 水没地区墓地分布図



- | | |
|--------|--------------|
| ①梅ヶ広埋墓 | ⑤宿広埋墓 |
| ②君ヶ野埋墓 | ⑥大河内順迎寺詣墓 |
| ③十輪寺詣墓 | ⑦旧長染寺跡 |
| ④順迎寺詣墓 | ⑧大河内・脇ヶ野共同墓地 |



3. 墓 制

江戸時代初期以来、地区内に十輪・順迎・長楽の三ヶ寺が存在し、明治以降相続いで廃絶したことは前述した。いま「原戸籍簿」からみた該地区の檀家構成を表示すれば第一表の如くである。

第一表 地区別檀家数一覧（明治19年戸籍簿より）

区分 寺院別		君ヶ野	宿 広	大河内	備 考
地 区 内 寺 院	十 輪 寺	10	0	0	昭和2年以降（当時8戸）順迎寺へ附属
	順 迎 寺	0	6	1	明治36年「教育資料」に16戸を記載す。 昭和2年上記8戸を吸収したが、昭和17年竹原真福寺へ合併
	長 楽 寺	0	0	0	明治6年廃寺…当時23戸とあり
区 外 寺 院	清 光 寺	5	0	0	
	樹 敬 寺	0	0	3	長楽寺退転後、その一部が本寺へ転じた ものか
総 戸 数		15	6	4	

各寺院の檀家は、地域的には所在地の住民を主とし、若干他村の住民を混えていたであろう。明治初年退転の長楽寺の檀家構成と以後の動静は詳かでないが、昭和2年十輪寺の8戸は順迎寺に転じ、更に昭和17年に順迎寺合併のことがあって、現在では竹原真福寺に属するものが大半を占めている。

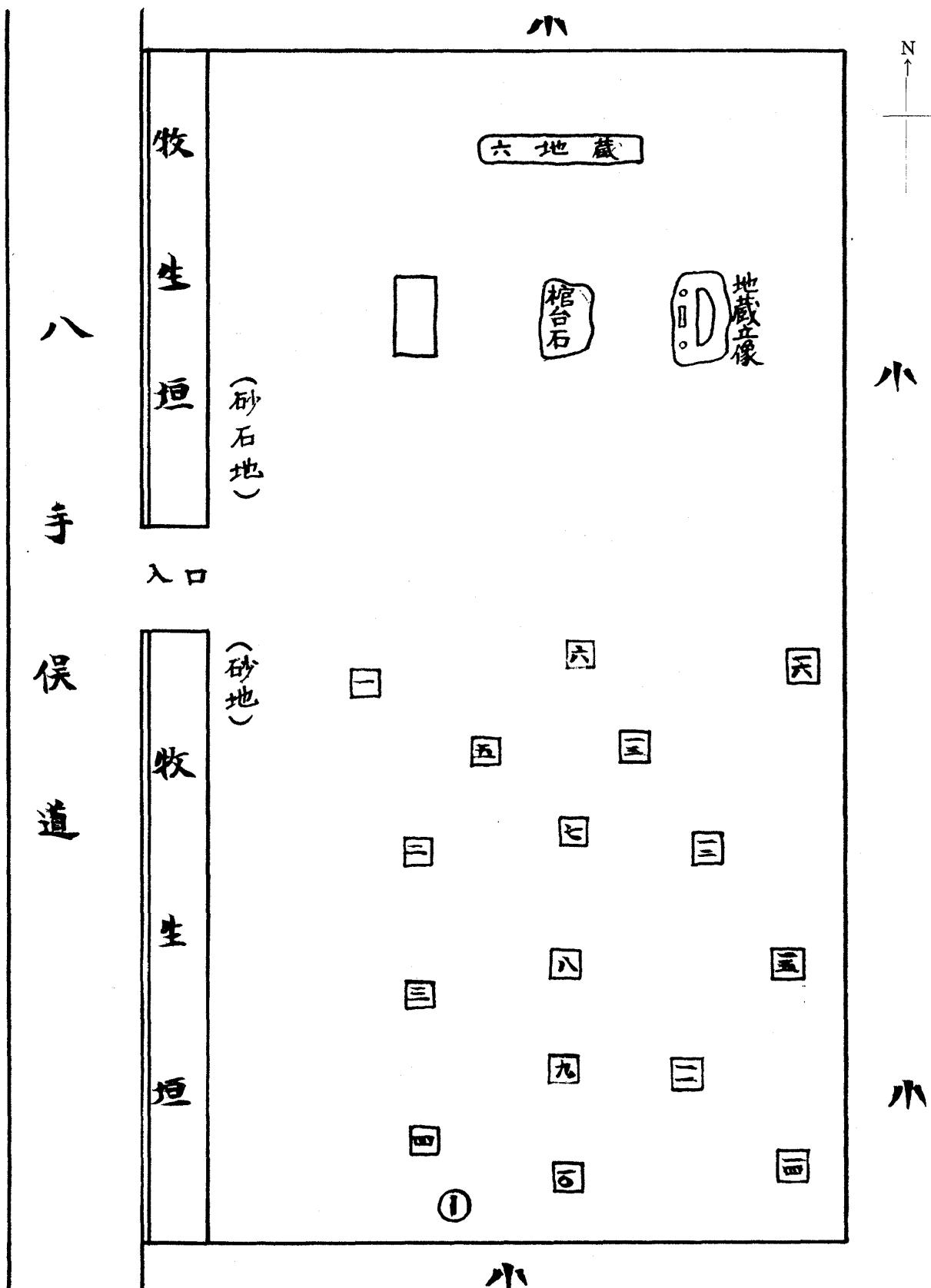
現在、地区内墓地を形式的に綱羅しているはずの「水没区土地台帳」の記載より、地目「墳墓地」とされるものを地区別に必要事項を抜粋したのが第二表である。

第二表 水没区土地台帳記載

所有者	関係人氏名	字	地 番	公薄地目	地 積	部落名	地 番	面 積
谷村 隆	梅ヶ広区有 共同総代 平山新八	梅ヶ広	92	墳墓地	1畝6歩	梅ヶ広	九式	壱畝六歩
君ヶ野区有 同 上	総代 松浦茂一郎 総代 杉浦彦左衛門	君ヶ野 君ヶ野	126 400	〃	4畝4歩 27歩	〃	壱式0番の式	壱畝壱0歩
宿広区有 宿広区有	総代 水谷彦兵衛	宿 広 宿 広	528—5 599—0	〃	2畝24歩	君ヶ野 〃	壱式六番 四〇〇番	四畝四歩 式七歩
大河内区有	共同総代 永納新助	大河内	718	旧墓地	1畝6歩	宿 広 〃	五式八番の五 五式八番の式五	式畝式四歩 壱畝式四歩
						大河内	七壱八番	壱畝六歩

第2図 八手俣地区君ヶ野埋墓墓標分布図

(S.41.8.10.作製)



水没区分として通計6件を墓制という点は無視して一律に「墳墓地」としているが、表中各区共に二ヶ所の墓地を有することは、言うまでもなくその墓制が現在も基本的に両墓制の形態をとっているからである。これら墓地をブロック毎に示したのが第1図である。それらはすべて「区所有」名義の総村入会の墓地であり、個家内至同族別の専用区は存在しない。

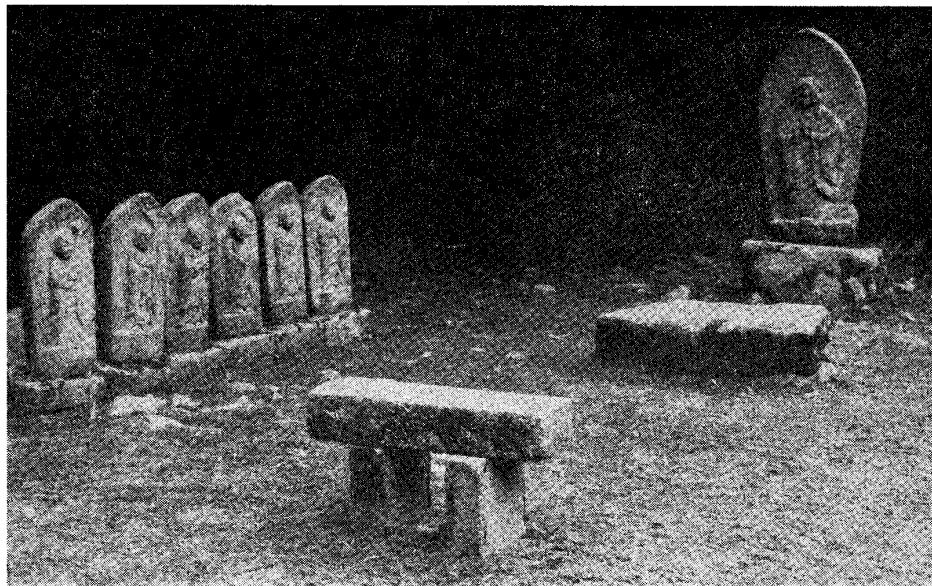
これら部落に限らずこの地域一円では、遺骸を埋める第一次的墓地（埋墓）をサンマイ（三昧）、ハカ、ボチという。「墓」「墓地」の呼称は、遺靈の祭地として建碑する第二次的墓地にもいい、石碑集落の意味にも個々の石碑の意味にも用いられる。埋葬の後木墓標や木灯籠が建立されるが、これが朽ち果てると、土を盛りなおすこともなく残された土饅頭の上に手ごろな自然石が置換られる。置石は八手俣川の礫石を用いることが目立ち、木墓標からの置換えがなされる頃になると、葬地への墓詣りは行なわれず自然消滅に任される。埋墓にみられる墓標（置石を含む）と近年地を接して石碑区を設けているものがある。これを埋区別にまとめて

第三表 (昭和41.8.31.現在)

区別 標示別 (地図上記号)	君ヶ野	梅ヶ広	宿 広	大河内
木墓標(□印)	16	17	2	33
置 石(○印)	1	51	0	35
石 碑(△印)	0	6	0	24
計	17	74	2	92
備 考	地蔵尊立像 並六地蔵尊	石造名号碑		自然石名号碑 六地蔵尊

みると第三表となる。これら木墓標・置石は特定個人のため、また石碑が個人・個家のために造立された中にあって唯一の例外は、多く墓区入口に位置する石造阿弥陀名号碑或は地蔵菩薩像で、これだけは特定戸のものではなく、いわばその墓地の象徴的存在とみられるものである。

君ヶ野の埋墓入口に立って先



君ヶ野 埋墓

ず目に入るのは、景観が左右に判然と二分され、この異った二つの部分が整然とした一つの埋墓を構成していることである。第2図から知られるように、入口から左半分は舟型光背地蔵尊立像の大像を中心に、前面に棺台石等が配置され、左脇近くの六地蔵とで

構成される墓葬礼用の部分と、墳上に立てられた木墓標の立並ぶ埋葬部である。木墓標の高さ1m内外、幅10cm程の三角頂方柱型で、多くは故人の戒名を単記し形状は極めて類形的である。埋葬に際しての建標は、奥まったところは朽木化し、順次手前に新しくなり、最前列手前には木灯籠一対と送り膳が供えられ、5、6枚の経木塔婆が置かれた真新しいものが建立されてある。他地でみられる石墓標の同居は全く見られず、君ヶ野の入会埋区であるこの埋墓には、石製の墓標・墓碑は設けないという慣行原理が歴然として支配していることを物語っている。木墓標16基の造立は、埋葬時から年数を経て立朽れ、完姿も墨銘も殆んど失って紀年・記名とも判別困難なものが少くない。紀年銘を存するもので最も古いものは、昭和32年で以後9基である。これら紀年銘はほとんどすべてが没年であって建立年ではないから、実際の造立は銘記の年から若干ずつおくれる。木墓標で現在なお地上に姿を止めること自体、いわば一種の紀年の上限を示すものであり、これらはやがて礎石への置換えが予定されているものと、有縁、無縁を問わずその動機を失っているものとがあるであろうが、いずれにしても最初から永久標示を予測しない木墓標の立ち並ぶ姿を示している。墳丘17の中に木墓標16を占めることは、人口に比して土地狭少の為であり、土地の余裕がなくなれば、自然消滅を待たず、時には置石化以前に重葬される可能性の濃いことが、置石残存頻度から知られる。石碑・石墓標の建立が全く行われないのも、個人が永久に占領して他人の重葬を排除し得る余地が周辺部に期待できないために、入会で後日他人から重葬される危惧を犠牲にすることを余儀なくされ、埋地（被葬者）への執着を示す石墓標を持てなかったのと、埋墓・詣墓のもつ旧来の両墓制の観念一墓碑と墓標とは異なるという意識一がまだ村民の間に可成り強く生きているからであろう。

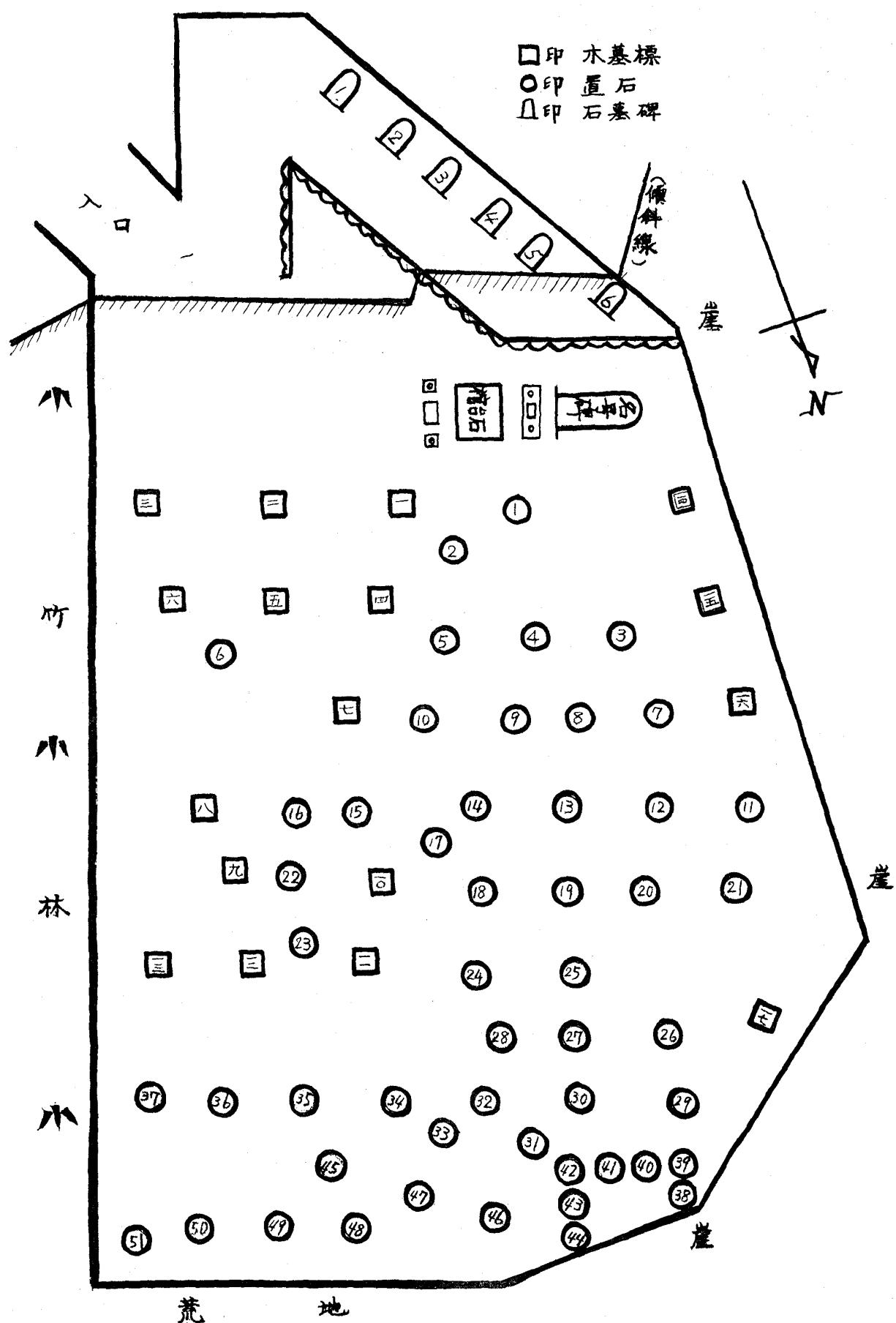
梅ヶ広埋墓はやや状況を異にしている（第3図）。三昧は詣墓とは異なり、これまで総墓的なものを除いては、永久性ある個家の石碑類の建置は一切行なわれなかつたむしろ規制が許さなかつた一所であったが、大正3年以後埋地区域内とみられるところに石墓碑を建てる事が始まる。数からは6基と少ないが、従来の純粋な両墓制の形が、その一角から変化し出したと言える。この現像は何に起因し、何を示すものであろうか。これをもって両墓制から单墓制への地すべりと見ることは早計で、碑地を埋地に接して設けたものと解すべきである。相異なる性格を持つ二者が地を接すること自体大きな変遷であるが、山肌を削って細長い平地を生み出し、埋地とは一段高く立地する6基の建碑地は、性格的には詣墓区とみるべきであろう。尚、当埋墓の埋跡所在標示別をみれば、別表（第三表）の如く木墓標17基、置石51基で、君ヶ野の16基、置石1基に比して、総数もさることならが置石による標示率が75%を占めて目立つ。即

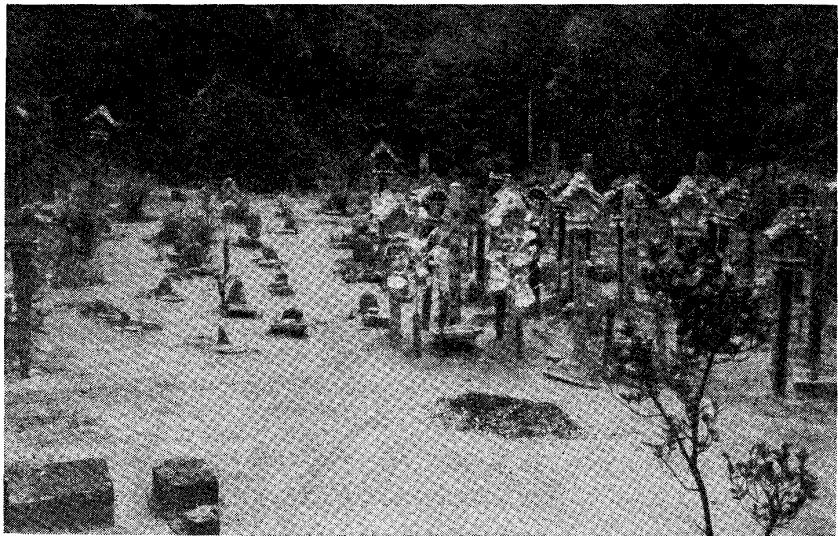


新亡埋葬

第3図 八手俣地区梅ヶ庄埋墓標墓碑分布図

(S.41.8.10.作製)





梅ヶ広埋墓

ち置石残存率の多寡は重葬の頻度を示すものとみてよいかから、梅ヶ広埋墓における重葬度の稀薄即ち、既埋地に対して後日他人による再葬が少なく、人口に比して可成りの余裕をもつていることを物語るものである。

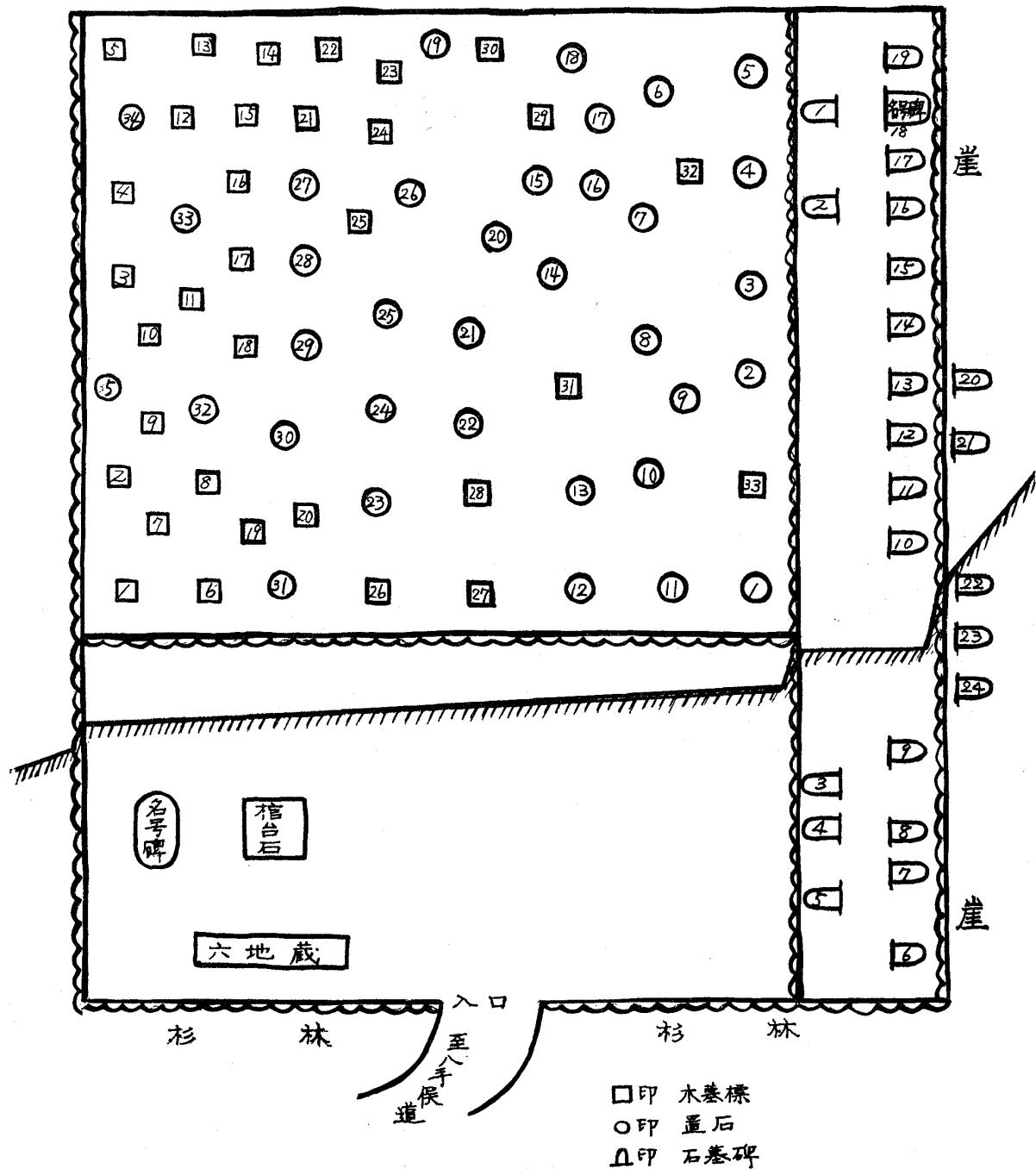
近年の自然災害によつて、その景観を大きく変じたのが宿広・大河内の埋墓

である。宿広は八手俣川の氾濫原にのぞんで立地し、集落に続く下流の砂石州に1畝24歩の規模で埋墓地をもっていたが、昭和34年の伊勢湾台風によって流失し、現在では全く原形を留めていない。それ以後山寄りの現在地に新設されたが、現在2基の新墓標を存するだけで、ここに述べるような景観をもたない。

大河内は宿広から更に八手俣川の上流にある渓間の小部落で、埋墓地は隣村脇ヶ野との区共に有地として、両区のほぼ中間、県道から山寄りへ杉林間に少し登った所に展開されている。山腹を切り展いた一段高い所に墓石がならび、その下に広く埋墓が展開する。この全体の配置を略示したものが第4図である。この埋墓について、「昔は脇ヶ野製材所の下手の河原や各所にあったが、度々の出水毎に流失するので、四十年程前所々の墓石共々ここへ移し集めた。」と古老はその成立を物語っており、宿広埋墓と軌を一にしている。墓標基數、面積共梅ヶ広と全く同規模でありながら、埋地と広場の間が明確に区別され、墓地と広場に可成りのスペースが割かれて、実際に利用される規模が少なく密集している。墓標と置石の比は相半ばし、重葬の度は可成り高く、しかも基數は梅ヶ広と同じであることから、墓参の通路すら得られない混雑を呈している。これを他地の分布密度に改めれば、置石の占める率は更に低くなり、木墓標の林立する景観となる。通覧して、山側に置石が多く谷側へ次第に木墓標が多くなり、中程の置石間に通路を塞ぐ形をとつて新墓標が分布する姿は、埋墓の方向を示すと共に、既に収容力を超していることを示すものである。たまたま墓参に来た老婆の語るところによれば「山側石垣の下2~3列は、主に子供を埋める。」という。これは山側ほど岩盤に近く、埋葬深度が浅くなるためで、奈良県北部大和高原一帯に見られる「埋葬墓を被葬者の社会的地位、性別、年令によって区分する」風習、即ち段階式年令区分による子墓地の別置又は区分とは異り、自然の制約によって生じた区分である。今回の調査で扱った埋墓地について、特定の区別があるか各墓標について被葬者の同姓・年令・職業・性別をもつものの埋跡の位置を追跡したが、各項目共区内全域にわたって全く無秩序に散布する。即ち、当地区各埋墓の現況に関する限りにおいて

第4図 八手俣地区大河内・脇ヶ野共同墓地墓標石碑分布図

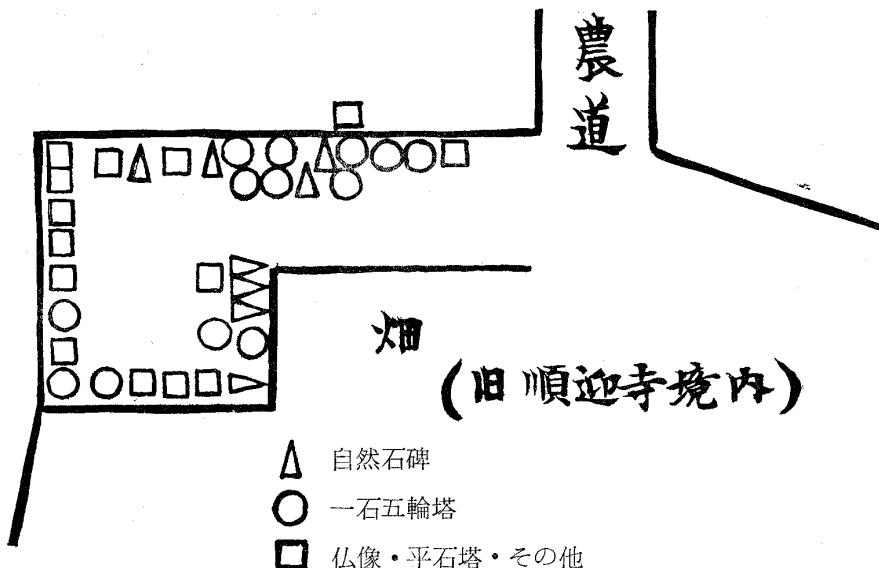
(S.41.8.31.作製)



ては、それら各区分によって埋葬地が一区画内に集められるという傾向は全く見られず、その慣行は各結合区分とは無縁で、埋葬の都度適宜空地を占定するものとしている。

次に当地区においては第二次墓地（遺靈の祭地）を「ハカ」と呼称され、廃十輪寺境内に接する君ヶ野詣墓地など、第1図に示す如く3ヶ所を数える。しかし、宿広・大河内の両区は、区内寺院の廃絶に伴なって、有縁の墓は多く附属された真福寺へ移され、独り君ヶ野においてのみ「区有地」として現在に至っている。宿広の旧順迎寺跡は、現在畠として耕作されているが、転用の折寺地の北東隅にあった墓石を北西の一隅に集めた無縁墓だけが残存し（第5図）

第5図 順迎寺墓地石碑分布図 (S.41.8.11.作製)



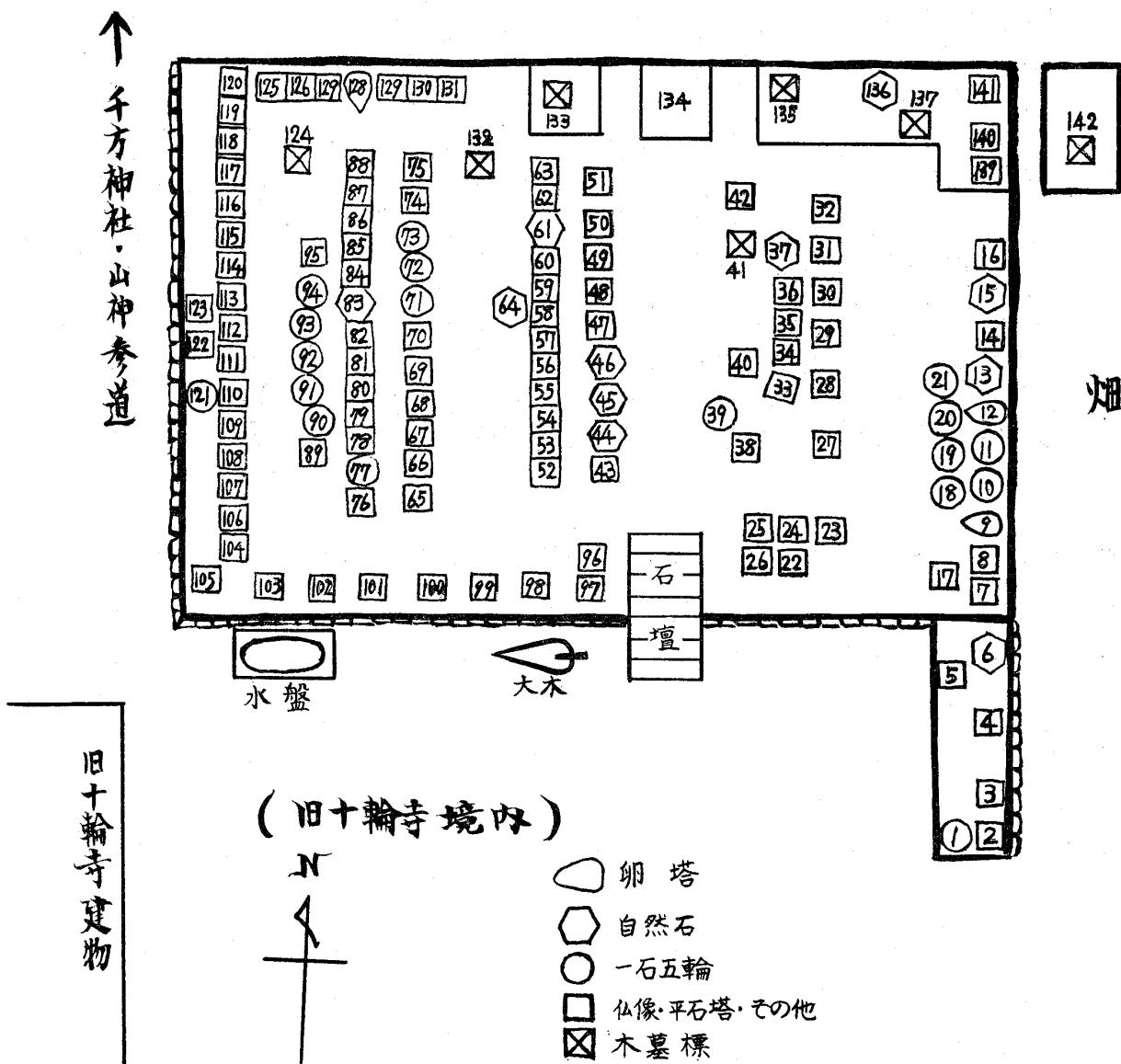
旧順迎寺(宿広)墓石

大河内名号碑

往時の状況を復元する資料を持たない。又現在の建碑は全て真福寺墓地になされており、ここに明治以降の紀年銘碑は存在しない。また大河内は、その位置、大河内旧順迎寺跡の入口に当るが、廃滅当時まである期間寺地に石碑を擁したから、ここは墓地への入口に相当するところであったろう。現在は元禄4年銘の三角頭花頭凹面蓮華紋付平石名号碑と明治35年永納氏の建立にかかる平円孤頭花頭凹面方柱塔の2基を残すのみで、これが大正4年宿広より移転の際移建されたことは、現存する古の記憶にほぼ確かである。又前述の大河内共同埋墓地に隣接する碑区は、石碑24基の配列が各戸毎に集中され、段地には建立年代の新しい完形品が多く、古碑・折損塔が後部崖縁に整然と配置されていることや、一般に総墓的意義をもった平石名号碑が戸別墓区の中に混入していることなどから、山林・田畠の一角、河原等に散在していたもの

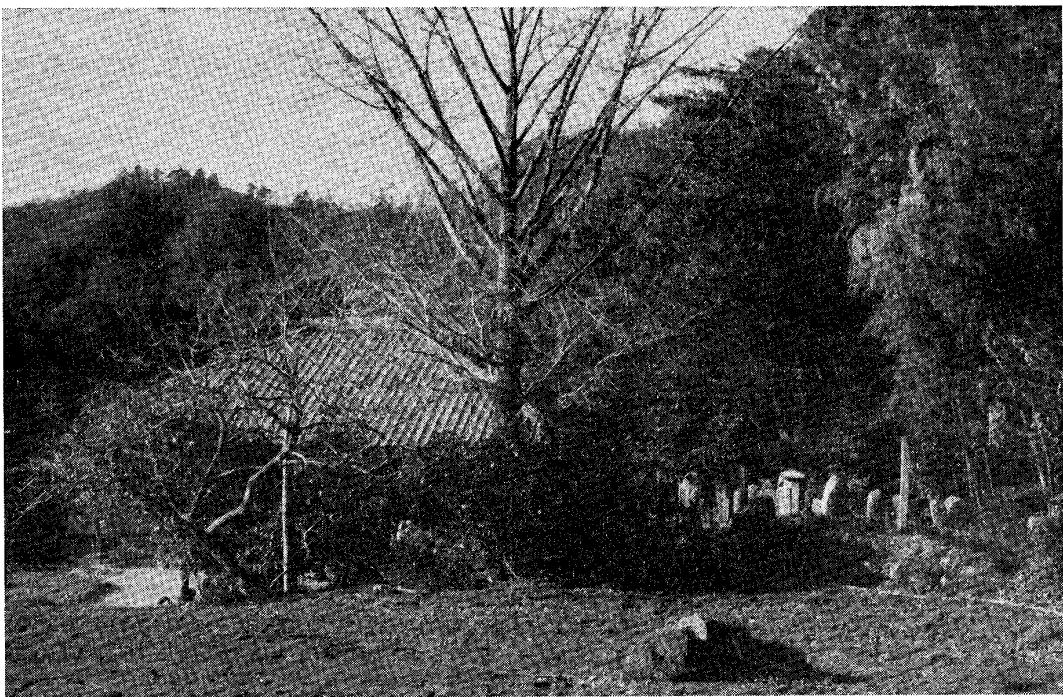
を、後世埋墓に接して整理されたことが知られる。その時期は三昧設定の頃とみるべきであろう。従って、墓制検討の対象としては或る程度古い状況を残す廢十輪寺詣墓の石碑群についてのべる。

第6図 十輪寺墓地石碑分布図



君ヶ野区有の十輪寺墓地の配列を略示したのが第6図である。現在の景観は、旧十輪寺の敷地に接した山腹傾斜地に、積石壇をもって一区を画し、壇上に中世末～近世期に特徴的な一石五輪塔や折損した諸輪部から近代的な碑形まで、新旧様々な形式の墓石が群をなして造置されている。ここには埋葬の痕跡も慣行も全く見られない。即ち無碑を慣例とする埋墓を一方とし、他の半身としての詣墓の標識として存在しているものである。

積石壇の表面積は新旧の全石碑を塔載するのに必要且つ充分な広さを意識して設計されたものであろうが、現在では密集著しく余地は全くない程で、墓石の年代的交差状況の不統一や、年代的に逆上る一石五輪塔などが可成り新しい造立にかかる墓石間の余地や配列前部の通路に



十輪寺全景

面して集中している現在の墓地景観は、その一部がある時期（明治維新以降）に別地から移建された形跡が認められる。ここに江戸時代に存在しなかった墓石の混入をみると、墓石の年輪的累積の迹を遡源しようとする企ての対象としては不適当なものとなっている。

この地区の墓制は上述の如く入会の両墓制をその基本体系とし、村戸の石碑の大部分は十輪寺の詣墓に集結しているのであるが、厳密にみれば、近年真福寺への建墓が行なわれているので、埋墓に対する詣墓は2ヶ所が存在する。詣墓は言うまでもなく多数の石塔から成っており、石塔はその布置形式・銘文等にその墓地の成立の歴史を年輪的に刻んでいる。

この詣墓の形式による年代別遺存状態を表示したものが第四表である。形式の古いものは石質の永続性が略々極限に達して、文字は風化し読めないものが多く、しかも遺物の多くに破損・折損が目立つ。殊に五輪塔にはそれら各輪の合体が行なわれて全く異形のものが出現している。これらは作表に際して地輪の数により、多くの不紀年銘碑にその数を加えた。従って配置数と異なる遺物数となった。

同一形式の年代による流行の頻度は、大体ケトレーフの法則によるものと考えられている。しかし、実際は扱う数字が少ないため、両端に少なく中央に多い配列とはなるが数学的曲線とはならないで、遺物の頻度曲線は別の自然曲線となるように見える。寛文頃より墓に石塔を営んで戒名・没年・俗名等を彫刻する風が見られるようになって、墓石は段々に大形化し、これまで供養の建碑が主であったものが墓標が主となつたことは、紀年銘のあるものが各地に多く認められるようになったことからも判る。明治以降の造立件数が極めて少なく、殊に宿広においては全く見られないのは、墓地の余地が無くなつたことと十輪・順迎両寺の廃絶に伴つて、竹原への移転・建墓が行なわれるようになったことを念頭におけば理解される。例数の制約はあ

第四表 君ヶ野（宿広）墓地碑形別年代一覧

	仏像 蓮台 丸彫	舟形 光背 半肉 影像	舟形 光背 欠像	一石 五輪 塔	光背 五輪 塔	自然石 名号	平 石 塔						方柱形 屋根付	無縫 円弧頭	その他の 純方錐頭柱	合計			
							三 角 頭	花頭 四面	三角 木爪 四面	木爪 平面	円弧頭 花頭 凹面	木爪 平面							
1650—74 (慶安3—延宝2)			1				2(1)	4			1	1	1				1		
1675—99 (延宝3—元禄12)							1(2)	1	2			4(1)					11(2)		
1700—24 (元禄13—享保9)											1(1)	2					8(3)		
1725—49 (享保10—寛延2)			(1)								2	4				1	4(2)		
1750—74 (寛延3—安永3)											4	3					6		
1775—99 (安永4—寛政11)											2	1	1		1		7		
1800—24 (寛政12—文政7)											3(1)	1	1				5		
1825—49 (文政8—嘉永2)											2(1)						5(1)		
1850—74 (嘉永3—明治7)											1	3					3(1)		
1875—99 (明治8—明治32)																	4		
1900—24 (明治33—大正13)											1						1		
1925—49 (大正14—昭和24)															1		1		
1950—(昭和25—)														1			1		
無記年銘 (不読銘を含む)	1(2)	1	3	8(4)	1	6	2(5)	9(1)	2	5	1	(1)	8(2)	14(3)	3	1	2	1	68(8)
欠損				8(7)												9(1)	17(8)		
合 計	1(2)	1	4(1)	18(12)	1	6	5(8)	14(1)	2	7	1	3(1)	24(4)	28(5)	5	6	2	2	39(1) 142(55)

註 • 数字は廃十輪寺墓地、() 内は廃順迎寺墓地の基数を示す。

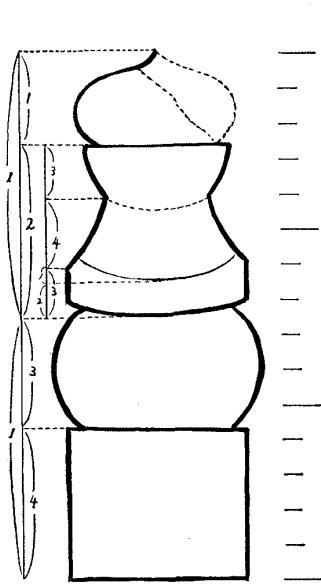
• 半円弧、平円弧共円弧頭とした。

るが、上の形式とその下の紀年配置とが右下りをなす遺物集計の数字配置は、形式の推移を物語っている。

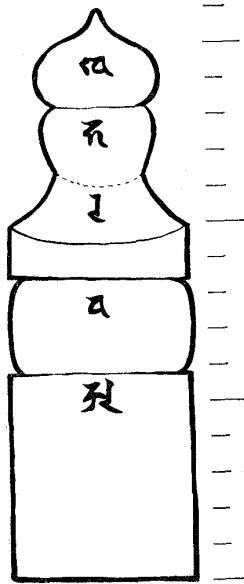
当面の問題として最少限度においてここに遺存する特種の形式についてみなければならぬ。建墓は、これを供養して先亡の冥福を祈るものである。墓はまず供養塔でなくてはならない。古い墓塔はみなこの趣旨に添ったものであった。墓として造顯される五輪塔は、四角な基壇の上に球体を置き、三角形は屋根形となり、半円は受け花となって、その上に如意宝珠形の空穴を頂いている姿となっている。五輪塔は平安時代の終り頃から発生し、鎌倉時代から盛んになり、室町時代になると単に率塔婆といえば、この五輪塔のことであると考えられるまでに普及した。そして大形のものは四石で積上げるように造り、小形のものは一石で切出すようになった。前者を積上げ五輪、後者を一石五輪或は彫り抜き五輪と呼んでいる。

地区内に遺存する石造遺物に宝篋印塔・積上げ五輪のような大形のものではなく、古い形式とみられるものは、小形の一石五輪塔か自然石碑である。

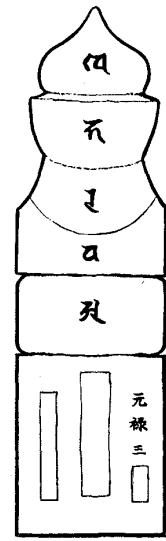
現存する一石五輪塔の構成について略々完形を止める三例（十輪寺No.73.92.93）を挙げ、各部形成を考察すると



No.92(全高45cm)



No.93(全高47.5cm)



No.73(全高74cm)

No.92. 地輪底巾15cm、全高45cm、無銘、風輪部に破損。先ず巾の2.5～3倍の原材を準備し、全高の $\frac{1}{3}$ を地輪底巾とする。全高を二分し、上半を更に3等分して1を空輪に、残りの2を火・風輪に配して、この2を10等分して3を風輪とし、火輪は残り7の内4を屋根部の照りに、更に4の位置から1下げた所を中心の軒先上部として、1の分だけ軒反りを出し、下半は3：4の割で各々水・地輪に分配している。空・風輪は豊満で、水輪巾が火・地輪より大きく、地輪を軒先上部以下の $\frac{1}{2}$ としたため他の例に比して小さく、全体にどっしりした風格をもっている。

No.93. 地輪底巾14.9cm、全高は底巾の3.2倍、各輪は全高の4等分で構成されているが、説明上4の倍数32を等分したものとみた方がよい。中心点より4上げた点を軒先突起とし、以下を軒の厚みと水・地輪に当てる。それら各輪の配分は、中心点より1上部を軒下辺・水輪上端とし、これから略々1：2の割合で水・地輪の境界としている。一方上部は、軒先突起より1だけ下げて正面軒上辺の反りを出し、火輪屋根の部分と風輪の各々を4、空輪を5とすればこの塔形が得られる。この塔の火・空輪高はNo.92と同規模であるが、水輪高が減少して地輪が増大し、屋根先端以下が同平面から形成され、簡単な溝で水輪を区別しているのが目立つ。この変化は後には更に強調されてくる。

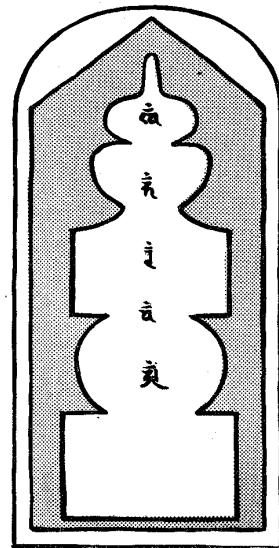
No.73. 地輪巾21cm、全高は3.5倍で、当墓地における唯一の有銘完形品であり、ここに挙げた三例の中で最も新しい形式であることが判る。全高が底巾に比して高くなり、全体の規模が増大していくのに反して空・水輪は次第に縮少されてくる。宝珠は全体から見て不釣合に貧弱となり、下部のふくらみが少なく、丸餅に突起をつけた感じである、火輪上端の狭い部分に風輪下部の円形部を置く手法を継承しているが、火輪屋根部の照りは少ない。軒部は厚みを加え、

更に軒反りを強めて、あたかも一輪部の如き規模をもつに至る。軒の厚みを表わす位置から、これに呼応する下部が同一平面となって、水輪を含めて四角柱となしている。また、梵字が各輪に収まらず、軒の厚みに彫られるようになり、これに従って地輪に記すべき丸を水輪にあげて、五輪塔構成の上で主要な部分の一つである地輪は銘文の彫刻面と化している。これら石造遺物のうち、古いものほどその形が小さいのが一般的であるが、これは輸送に關係するものと考えられる。

これにつぐ光背形三角頂凹面平板五輪塔について一例が遺存する。形式としては珍らしいものではないが、当地区では唯一の遺品である。光背の前面を平面とし、縁辺と五輪塔とを残して周囲を棟札形に平たく凹ましたものである。花崗岩製で地輪の紀年銘は読みとれないと、製作し易く、作品も効果的であることから天文・弘治頃より天正・慶長頃を最高とする遺存例から、それ以後他地より移入せられたことが推定される。近畿地方では、この種のものはおおく四角形蓮華座上に立てられる。この光背形起原が造仏に關係が深い（造仏精神の伝統）と認めるならば、蓮華座があったほうがよいことになるが、これには下縁をつけて区切っており蓮華座を伴わない。また、光背形の中に棟札形の凹面を彫るなかで板五輪を表現し、水輪に丸、火輪にま・え、風輪にえ、空輪に丸を彫刻し菩提門を表わしているが、種字が各輪に填まっておらず、地輪が銘文彫刻の場となって、五輪塔の意味が失われていることは、前述の元禄3年五輪塔とともに五輪塔の末期の性質を示している。更に内縁の棟札形は、関西特有の三角頭蓮華紋平石塔へ構成変化していく経過を暗示しているようで、僅か一例ではあるが形式的研究の上で好例を遺すものとして興味深い。

仏像碑、自然石、五輪塔系に次いで出現するのが、関西系の光背形類から変化した三角頭平石塔である。棟札形の三角頭板塔婆に、花頭形に類する凹面の文字彫刻面があり、その下に米字形八葉の蓮華紋を薬研彫りで表現しているのが特徴である。近世の石塔のうちで最も広く行なわれている形式であることは、年号と遺物件数とを対照してみると、支持者の動向がよく察せられるであろう。しかし、三角頭平石塔の製作にあたって角材から造り出すとすれば、角形よりも円弧のほうが容易であることは言を待たない。製作上の困難→安易への一般的流れを阻止するものがあるとすれば、造仏起塔への精神・伝統だけであるから、これが変移すれば自から変態へ進むことは当然であろう。表現し難い曲線を伴う花頭凹面は木爪凹面へ、更に凹面をもたない平面へ変遷し、三角頭が円孤頭に変化することは、別表に見るとく、元禄期以降諸種の形式が円孤頭に移行して行く原因とみられる。

円孤頭平石塔出現以後、最も新しく登場するのが三段の台石の上に建てられた方柱形である。方柱形の屋根付の遺物が一件だけかけ離れている（貞享五年銘）ことは、これが形の上では方柱であるが、製作の伝統は時代的に連絡のないことを示すものである。この方柱墓の盛行



板五輪塔 (No. 3)

が明治維新と時を同じくしていることは注目すべきで、亡き人の冥福を祈るための造仏起塔の精神は、形式上からは全くその姿を失って遺髪などの単なる納所となり、墓石は唯その所在と所属を示すだけの標識となってしまった。江戸時代以後、建墓の風が展がるとともに祭地は寺院に接近して設けられるようになったが、石塔への関心が意外に薄いことは現在全墓数の65%に当る93基の無縁墓が数えられることや、祖父の死後30年にして祖母の死を機縁に嘉永六年建碑され、しかも正面に祖父母の戒名を、側面にその子であろう戒名を含めて八靈を並刻している如き（十輪寺No.111など）はその例である。一人一塔のものが次第に夫婦墓となり、後には家族墓となり次第に祖先累代墓となる傾向を生じてくると、追葬毎に改築の要がないように計画されるようになり、明治以後は下の4つ組みは納部、その上の中段には納口を設け、上段は蓋石として墓標（多く方柱）の台石を兼ねるようになって現在に至る一般的墓形となった。

以上主として埋墓に対する詣墓における墓碑の形式上の変化を見てきたが、造仏起塔の精神が江戸時代以後になって稀薄となっていることは形式多様化の現象の随所に認められる。即ち、蓮華紋は元来蓮華座から来たものであるが、当地区には子房を表現したものではなく、また散蓮華を用いたものもない。その彫刻法は浮彫りによる蓮華の写生に類似するものもみられるが、薬研彫り（ノミの先が巾の中央でなく一方に片寄っているものが多い。）で表現することが主となったために、蓮華の感じの少ないものとなり、後には線彫りが表われ、次第にその意味を失い単なる装飾となった。また彫刻面も、光背から花頭凹面へ、更に木爪凹面に変わり、遂に凹面を造らないようになること等は、各面で形式の上では全然礼拝供養の対象たるべき何物も遺存しないものとなり、墓石は完全に宗教的意義を備えないものになってしまった。これら建墓における造仏起塔精神が絶無の状態に近くなっていることは、当地区のみに限らず現在各地の墓石に言えることである。

以上の諸点を総合して、この区有入会の各墓区の景観とそれを生み出す墓制は、総供養碑を備える埋墓と、石碑の立並ぶ詣墓とを互に半身とする一具の両墓制であることは、現在もその景観と慣行から明らかである。ただ現在では梅ヶ広など埋墓の一部に建碑という異質要素が上の基本体系の境外にはみ出した形で存在しているかに見えるが、これらは一区を設け隣接する別個のものとみられ、これとても大正期以後の成立である。従ってそれ以前、即ち明治期までのこの地区の景観は、現在の石碑を取去った姿であったと推定される。

以上水没地区の現状を記録することに主眼をおいて、いささか分析を加えてみたが、紀年銘の不正確を補う過去帳や傍証する同時代の文書・記録など直接・間接に墓地・墓制を考察する資料を持たず、現時点を遡源して往時の景観・慣行を分析するまでに至らなかった。

今後の課題は、墓地や墓制を歴史的に村の構造や生活の変遷と関連させて考察することの必要を感じる。

4. 年中行事

年中行事を維持・継承していくための絶対の条件は、それに参加するかなり多数の共同体員が存在する事と、心的態度の継続が行われていることである。君ヶ野、宿広、大河内の三部落中、最大戸数を有する君ヶ野に最も多く年中行事が伝えられている事は当然であるが、太平洋戦争を契機として、特に戦後は人々の心的態度が大きく変化し、年中行事をむしろ蔑視する傾向が強くなった。その上離村人口も年々数を増し、多くの行事も大きく変貌し、又廃止されて殆んど忘れ去られようとしている。しかしながら中年層以上特に古老の人々の脳裏には、幼き日のなつかしい思い出として強くきざみつけられているようである。

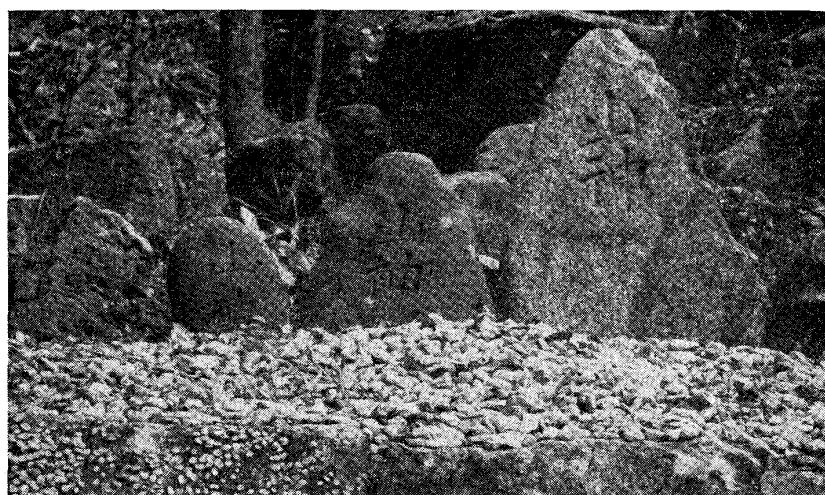
少くとも明治40年頃までの、これら三部落の年中行事は、1月1～3日にわれ行た大河内の須賀神社（天王さん）の祭りに始まった。明治41年合祀前のこの神社は隆盛をきわめ、狭い山道をたどって参詣する近在の人々で大変なにぎわいを見せたという。大河内には神社境内のすぐ下に、かっては長楽寺、後には順迎寺を迎え、更には八手侯分校が存在し、村の中心的役割



左 下
君 行
ケ 野
野 者
行 山
像 神

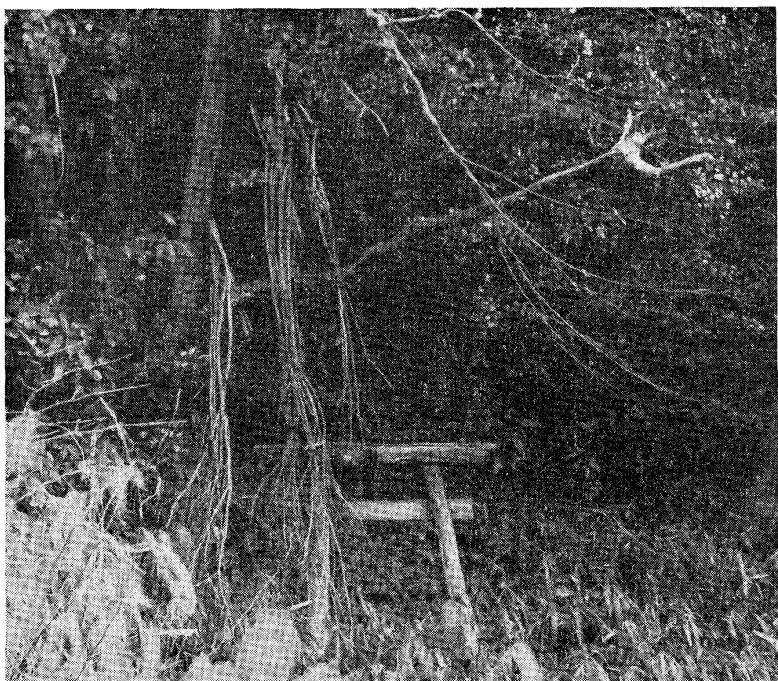
を果していた事もあり、祭礼中参道には屋台店が立ち並んだと古老はいい伝える。所が合祀後はコバウチ（講場内か）でお供えをするに止まり、神社又昔の面影を止めていない。

1月6日には君ヶ野において行者さんがある。村に向って左手の山頂に安置された行者姿の石像への参詣が行われる。翌7日には山の神の祭りがある。これは各部落共、同様の形での行事が行われる。午前5時頃より山神の前に参集した村人達は、持寄った藁で火を作り、薪と藁をたき、神前に火縄を作つてそれに鉤をかけ、全員でこれを引くという。鉤はマメボソ又はウツギの木を切つて作ったも





左 下
宿 広 大 河 内 山 神
右 右



のであり、鉤引きの時には一人が音頭をとり、他がこれに唱和して

天下泰平

伊勢の国の銭と金

伊賀の国の麦と米

大和の国の糸と綿

近江の国の鍋と釜

みなこの処に引きよせよ

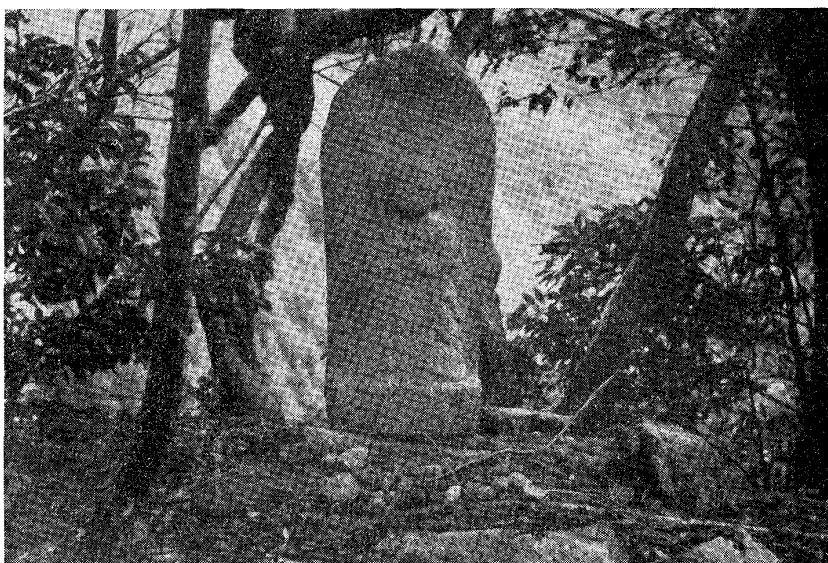
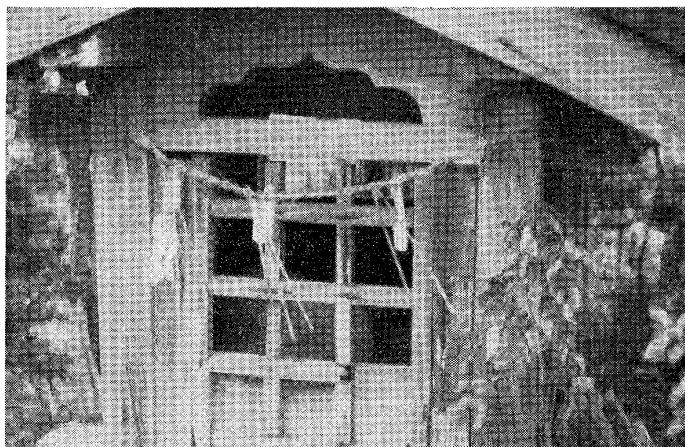
と歌う。その後ここで持寄りの鏡餅を焼いたり、書初めを火にかざしたりする。灰のついた餅を食すると夏病みしないともいわれ、又書初めの紙片が火に高くまう程字が上達すると伝えて

いる。

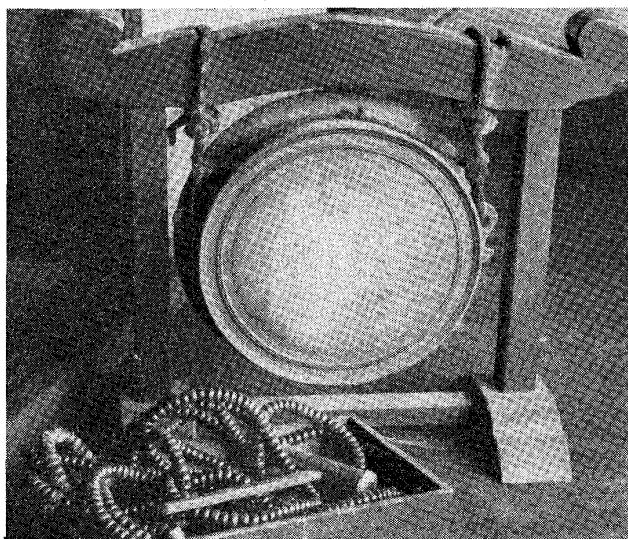
16日には各部落共シメツコ（神明講か）が行われる。オコナイと一般に呼ばれているもので、近畿地方を中心に北陸・中国の一部に及んでいる初春の行事の一つと考えられ、農事祈願の行事とされている。しかし当地ではその意味が全く忘れ去られ、ただ区長宅などで御神酒を飲むだけになっている。

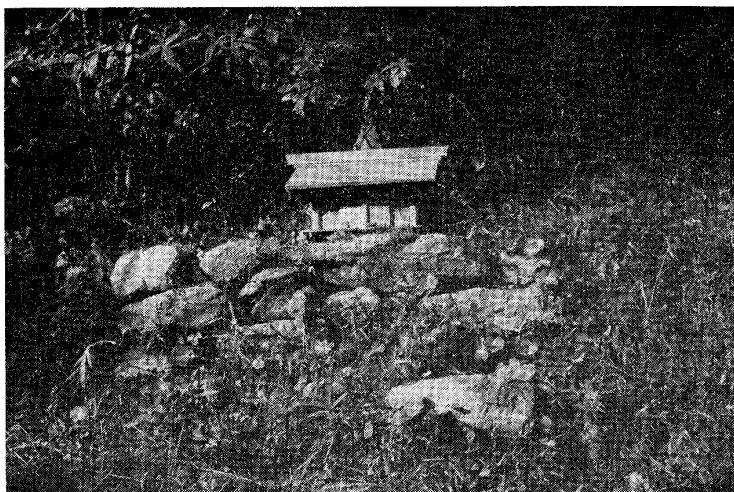
24日には愛宕さん、御忌さんが行われる。愛宕さんは各部落共山頂にまつてあるが、年中行事の形が語り伝えられているのは君ヶ野だけである。ここでは当日参詣するのはいうまでもないが、更に7月以後毎年二人が、ステテコ、カタビラ、カサ、襟に一回一つのスタンプ印を押したケサをかけ、ドロ八丁三条から京都愛宕山に参詣するのを常としていた。そして村人は参詣した人から御札をもらった。参詣の事由は忘れ去られているが、近畿一帯に火防ぎの神として普及し、代参の組織が形成されていたもの一つであろう。御忌さんが行われるのも君ヶ野だけで、本来の由来は忘れられつつあるようであるが、これはこの地一帯が浄土宗の教線地帯である事からすれば明白な所である。行事としては、夜十輪寺には村人達が参集して大きな輪を作り、大きな念珠をたぐりながら、カネをたたき

君ヶ野愛宕社

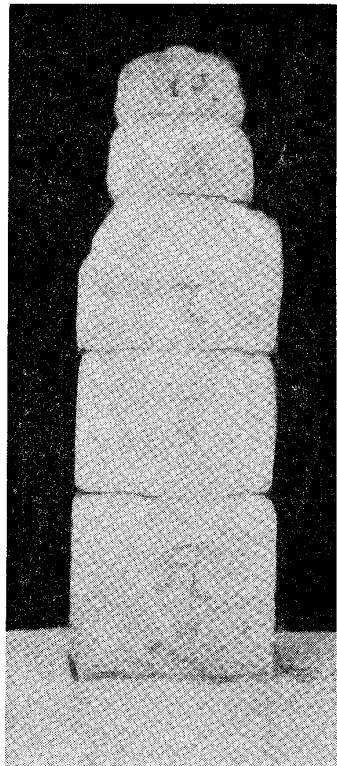


右
上 大河内愛宕
雙盤、百万遍珠數（十輪寺藏）





一石五輪塔（十輪寺）



宿広 天王社

百万遍念佛をとなえる。念珠くりは百回行い、碁石をもってその回数を数えたという。

君ヶ野では6月14日、宿広・大河内では7月14日に祇園祭りが行われる。君ヶ野では十輪寺境内の一隅に五輪塔があり、村人達は提燈をさげてこれに参詣し、寺で杯をくみかわす。一方宿広・大河内では天王さん参りをし、提燈をともす。これは天王信仰と結びついて、疫病流行、病害・虫害防除の祈りをこめて行われる。又6月には宿広で、君ヶ野では7月1日に権現様の祭りをする。宿広では富士講と同一視され、富士登山者が南無浅間大菩薩をとなえ、セツゴオリをとり、かっては一週間位精進し、川原に幣を立てる。君ヶ野では十輪寺に集まって幣を切り、これを愛宕さんと川原に立てる。これは大体野上りをかね、各家庭ではカシワモチを作るのを例とする。

7月15日、最近では8月15日は墓参り、15~6日には施餓鬼を行う。

11月には君ヶ野でイノコ祭が行われた。これは11月の猪の日、3回ある場合には中の亥の日、二回の時は前の亥の日に行うもので、村への登り口にある弁天様にオハギをもって参詣したのだという。弁天様がここに出てくるのはいささか不明ではあるが、全国的に行われたもので、亥の日祭、亥の神祭等とも呼ばれ、一年を十二支に当てるに、寅から数えて亥の月に当るところから、その中の亥の日を以って祭の日にしたと考えられている。もとは種々の行事もあったらしいが、今では亥子餅、亥の日餅などといって、新穀で餅をつくこと等が行われている。これは関東でいう10月10日（トウカンヤ）と同一のものとされ、農神に対する感謝の祭と考えられている。オハギをもって参詣したという点は、まさにかかるかっての年中行事の残存型態と考えられ、柳田国男氏の収録した唄に、「亥の子餅くれんこ、くれん屋のかかは、鬼産の蛇うめ、鬼のはへた子うめ」を考え併せて興味深い。

尚、この村全体としては、ニシメ三品を当番が用意し、区費で酒を買い、お祝いをしたようである。

村祭りについては、千方神社の場合、現在では十二月一日に行われている。合祀後の祭礼では、前に比して如何なる変化があったのかを詳にする事は困難であるが、現存する明治37年の「千方神社祭礼馳走記」と昭和3年改の「祭典献立之定」とを比較してみると、献立表を通じての考察のみでは殆んど変化はない。先ず献立表を示すと次の如くである。

壱人前之膳分

1. 平椀 はべん一枚、青物上置	1. 壺 焼豆腐、里芋、蓮根、ごぼ、莧
1. 汁 赤味噌、豆腐ノ浮	1. 燃物 干物一枚
1. 寿志 一皿 油揚寿志、鰯寿志 各五個	1. 棘身 一皿五拾匁
1. ゆた	1. 煮豆
1. 煮染	1. 莧白糸
1. ごぼのぱりぱり	1. 大根刺身
1. 上酒	1. 御飯

とあり、更に、「当日来訪の子供に甘酒を沸し接待をする事」とある。昭和4年の献立表には、「一般参詣者に菓子二円分」ともあり、親類縁者でにぎわうのどかで平和な村の祭礼を彷彿とさせる事ができる。所でこれらの料理は、凡て当番の家の負担となり、村内に送り膳を行った。そのとりきめには、「右通り相定め祭未加入者以外には何等の名目を以てするも送り膳は絶対に差控への事」とあるが、この負担は大変だったと思われる。この事から、前述の猪祭り等の費用をも含めて、村より宮供物料として玄米1斗、祭加名1人当たり玄米5升を補償した。昭和3年の当番順序は、初回萩野儀平、二回萩野兵三、三回松浦栄太郎、四回松本富五郎、五回松本末吉、五回松浦節郎、七回松浦弥七郎、八回萩野清之助、九回宮田仙藏となっている。所が翌4年になるとこの形式が多少変る。区民三人を以て組とした事である。三人の家が前述の料理を担当する事はいうまでもないが、更に、いつから始めたかは不明の木製鳥居を毎年奉納する。かっての千方神社の鳥居が、合併後竹原神社に移転して後、更に村独自の祭りが再興されており、この方法が始まったのであろう。

宿広においては、君ヶ野同様12月1日に行い、定められた家なみ順に、各宿の家に集まって御馳走を頂くという。

その他の年中行事で注目すべきものには庚申さんがある。君ヶ野の場合は、八手俣川のほとりに、「宝永六丑天六月吉日」の銘をもつ庚申塔がある。この塔は他の庚申塔と異り、三猿の像が刻まれている。これは明らかに猿の信仰と結びつ

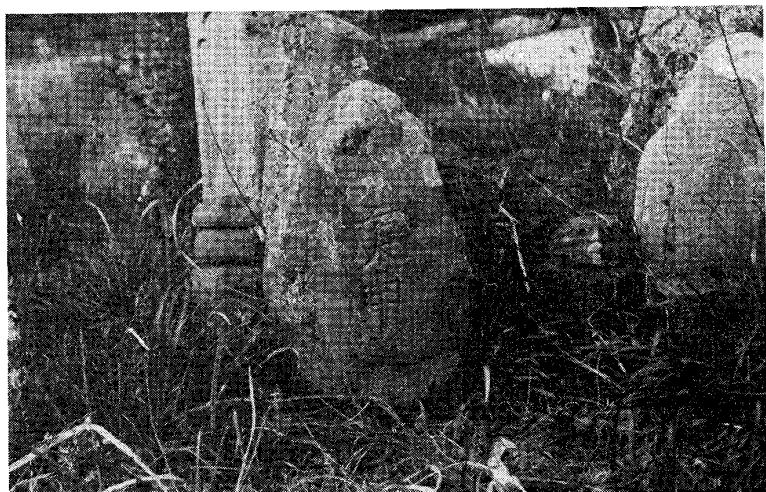


庚申図（君ヶ野部落）

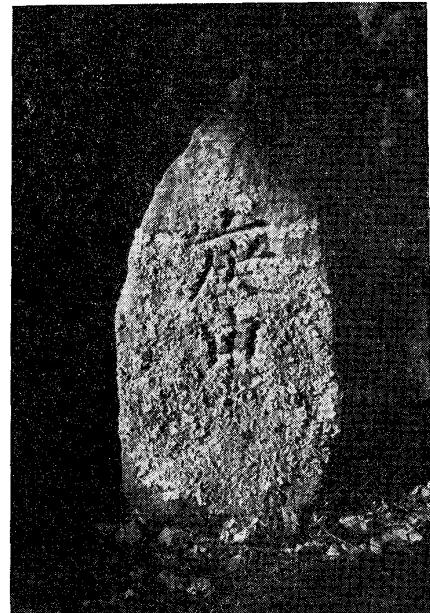
いたもの一もつと具体的にいえば、猿を神使とする山王21社権現の信仰とも連っていたと思われる。一方掛軸となつた庚申図もあり、村内各当番の家を回り持ちする。かくて当番は61日目ごとに川原の庚申塔にアヅキ飯を供え、夜には村中を招待し、庚申図に線香をあげ合掌する。その後は、徹夜して飲みあかすような事も行われたようである。これに対して宿広では庚申塔はあるが全く行事は行われず、大河内にも須賀神社境内に存在はするが、具体的な行事は殆んど跡をとどめていない。



庚申碑（君ヶ野橋畔）

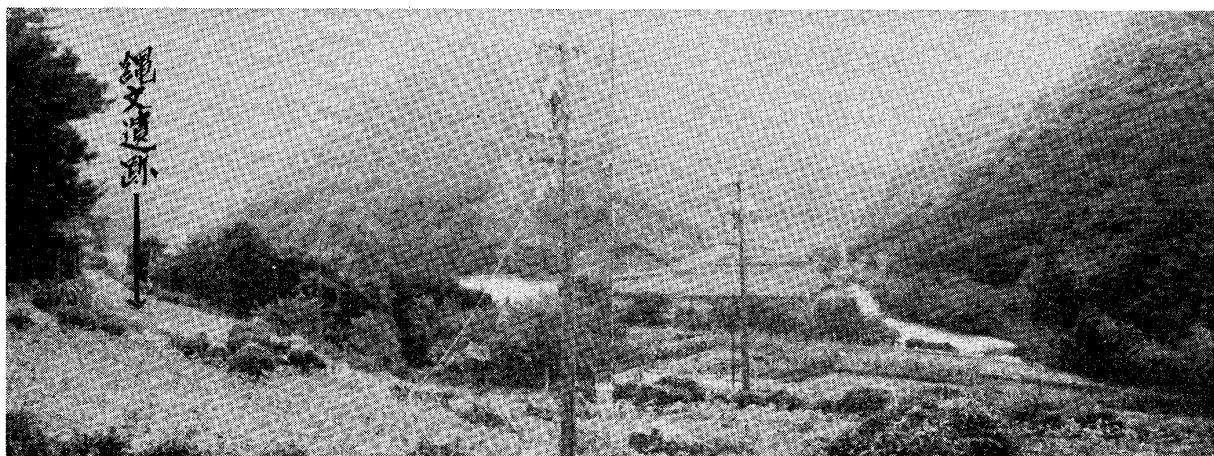


庚申碑 上宿広
右 大河内



IV 原始・古代の遺跡

1. 序 説



君ヶ野縄文遺跡

雲出川は三重・奈良両県境に源を発し、伊勢湾に注ぐ流域面積 540.6 km^2 、延長約 70 km の河川で水源地帯は大台ヶ原山系の北部にあって、戦前戦後の濫伐による荒廃のため、洪水時にはしばしば中・下流で氾濫し、おおくの被害をあたえてきた。雲出川は昭和28年（1953）の13号台風による出水は暫定計画洪水量として、河川の改修が行なわれてきたが昭和34年（1959）の伊勢湾台風は昭和28年を上廻る出水となり抜本的治水対策の必然性が生じ、この宿命的な水害を防ぐために昭和38年（1963）雲出川総合開発事業が計画され、三重県一志郡美杉村竹原に調査事務所を設置し、実施計画調査が行なわれ、翌々昭和40年（1965）4月雲出川開発事務所が設置され、雲出川支流の八手俣川にかんがい・上水道・工業水道補給のための多目的ダムの建設に着手した。この君ヶ野ダムの集水面積は 80 km^2 で湛水面積は 8 km^2 、これによって一志郡美杉村八手俣君ヶ野・宿広二部落の標高 162 m 以下全域は今回のダム建設によって水没される。事実上の水没は昭和45年（1970）の予定である。昭和41年（1966）三重県一志郡美杉村教育委員会の依頼によって東海学園ではそれぞれの学究的立場より担当教官によって水没地区の学術調査が同年8月以降実施された。本論は考古学的立場より同地区の埋蔵文化財についての調査報告であるが、本調査によって君ヶ野遺跡が昭和36年（1961）以降全国的に実施された遺跡台帳作成のための三重県教育委員会の調査結果以上はるかに古いことが実証されたことである。いずれ今年の夏予定されている君ヶ野遺跡発掘調査によってその完壁を期したいとおもっている。水没地区の記録としてのみならず、懐しい故郷を再びみることのできないこの地区の方々にもすこしでも遠い先祖を偲んでいただきつもりで考古学の概説的説明によって其の古さを時代区分的に順をおって解説してみよう。

2. 本論一時代区分から見た君ヶ野・宿広の遺跡について一

〔I〕 無土器（先土器）文化時代

昭和24年（1949）に群馬県岩宿の関東ローム層（黒土層下の赤土）から土器を伴なわない旧石器時代の打製石器が発見されて洪積世にまだ石器のみを使用した時代（10000～15000年前）^①が日本列島にあったことが確認され、その後各地で握り槌、石刃、小形石刃、尖頭器、細石器、搔器などが発見されている。日本の旧石器時代人は今日まで明石原人、葛生原人、牛川原人、三ヶ日原人など断片的に人骨の破片が発見されているが、これらの共通点はいずれも住居趾から文化遺物とともに発見されたものでわなく、石灰岩の裂目などにたまつた堆積土の中から散在して発見されたものが主で、共存した化石獸骨によってその古さを推定するにすぎない。これらの人類は洞窟に住み石をうちくだいてつくった打製石器を用い木や草の実、魚類などの採集のみによって生活したらしく、この無土器文化をつくりだした人類とその社会について詳しいことはまだわかっていない。伊勢湾周辺地帯においても近年かなりこの時代の遺跡が発見されているが、三重県下でも雲出川流域の久居町で剝片石器、小形石核が発見され津市渋町故鈴木敏雄氏が所有されていた。このほか四日市で有柄尖頭器、志摩の諸地点で小型石刃が出土している。愛知県・岐阜県における無土器時代の遺跡の分布状況より推察するにこれらが木曽川・矢作川などにそっていることは、長野県との関連を想わせるし、三重県の諸遺跡はその延長として理解されそうである。^③

（註）

- ① 更新世ともいい地質時代最後の区分である新生代第4紀前半で沖積世の前をいい、海陸の分布は今日の状態とほぼ同じで、動植物も今日見るものの元祖が殆んどで北半球の気候がひどく寒冷となり、到るところで氷河が発達したので大氷河時代ともいわれ、はっきりした化石人骨が初めて現われマンモス・ナウマン象等巨大なホ乳類も盛んに横行した時代である。
- ② 明石原人→兵庫県明石市印南野原、加古川から明石一帯の洪積台地（明石層）から出土。
葛生原人→栃木県安蘇郡葛生町、大腿骨破片。
牛川原人→愛知県豊川市牛川の石灰採石場、上腕骨破片。
三ヶ日原人→静岡県引佐郡三ヶ日町只木石灰採石場、臍骨片、頭頂骨破片。
- ③ 昭和36年5月「伊勢湾をめぐる文化史展」解説 P.18。

〔II〕 縄文文化時代（縄文早・前・中・後・晚期）

無土器時代終末期には細石器が使用されたが2・3000年後の沖積世には食物の貯蔵・煮沸に必要な土器がつくられ始め、土器面に縄の目をつけたものがおおいことから、一般にこの7・8000年の間を縄文文化時代という。土器の文様・型式から時代区分を古い方から早期・前期・中期・後期・晚期の5期に大別される。これらの土器の製作は輪積み法と巻上法の二種類とされ、粘土のつなぎをよくするために植物の纖維を混入したものもある。この時代は採集・狩猟・漁撈によって食糧とし、住居は一般と堅穴に住み5～10人ぐらいの人々が一つの生活単位を

なしていたと思われる。かれらには富の蓄積は餘りなく、貧富・階級の差も少なく、石棒・土偶の存在によって、ある種の呪術・信仰が行なわれていたとされる。無土器時代の人類と縄文時代のそれとの関連については、まだ詳しいことは判っていない。しかし縄文文化時代の人類が生活の変化による進化とほかの人種との混血によって体質の変化を続けながら現代の日本人となったものと思われる。この人種がどのような系統の人種であるか、どこから此の列島に渡ってきたかについて確定は下されていない。日本語の言語学的研究・人骨の人類学的研究を進めて日本人の由来を明らかにすることは、今後に残された研究課題であろう。

愛知県の知多半島衣浦湾側に面した入海貝塚から発見された尖底土器は、土器の上部に刻みをつけた凸帯がめぐらされて、一般に入海式土器といわれているが、これは縄文早期後半のもので、伊勢志摩半島の英虞湾や熊野灘沿岸にまで分布しているのみでなく、琵琶湖南岸大津市石山の石山貝塚にも及んでいて、縄文早期のころ伊勢湾を中心に、漁業文化のひろがりの様相を示しているようである。吉野川流域の奈良県吉野町の宮滝遺跡は、小さな巻貝である「ヘタナリ」によって土器の上辺部に圧痕や凹線文をつけた縄文後期の土器型式のもので、この宮滝式土器が渥美半島の伊川津・吉胡などの大貝塚からも発掘され、縄文後期すでに大和・瀬戸内海東部・伊勢湾沿岸との間に陸路あるいは海路による文化交流がかなり活発であったことが推測される。弥生時代以降大和と伊勢湾との関係がいよいよ密接になっていく歴史的過程は、遺跡の分布によってそのことをしりうる。

(註)

- ① 無土器時代最終末期の代表的石器で幾何学的形態のもの、細刃器のものの二種類あるが系統と性格の違うものとされ、組合わせて道具の刃に使用された。
- ② 約10,000年前から現代に到る時期で川原・三角州・扇状地等川水によって運ばれた土砂が堆積してできた大地をいう。
- ③ 愛知県知多郡東浦町入海神社境内。

(1)早期(9500~11000年前)

尖底土器が作られ始め土器の凸凹をなくするために貝殻や櫛などでつけたものもある。このころの土器は田戸式土器のように手で自由に描いたり、撫でつけたものと稻荷台式土器のようになしに、型をおしつける方法がとられている。このほかに凸帯文・押型(文穀粒、格子目、山形)・撫糸文・爪型文などがある。雲出川流域のこの期の遺跡は一志郡白山町二本木岩井戸・同和遅野・同亀ヶ広の三ヶ所で、今回の水没地区君ヶ野遺跡より下流約12kmの雲出川北岸に連続的に点在する遺跡は、いずれも縄文早・前・中・後・晚期、弥生前・中・後期、古墳時代の長期にわたる総合遺跡である。

(2)前期(6500~9500年前)

胴ぶくれで口縁部が外側にそりかえった深鉢・浅鉢・壺等日常生活の複雑性にともなうそれぞれの用途に適した土器の製作が始まり、初めは植物の繊維を粘土中に混入して補強した土器

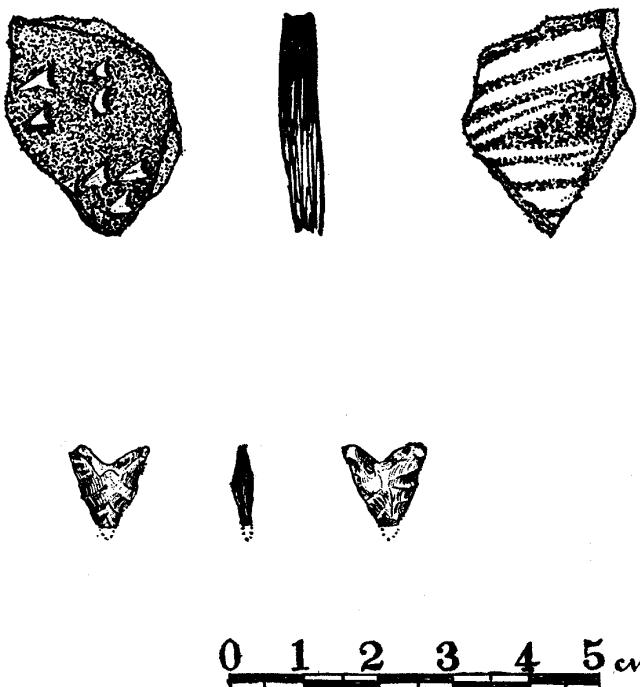
で、次第に装飾性を帯び羽状・斜行縄文の上に平行線・波形・渦巻きが書き初められ本当の縄文文化ができあがった。このほか、へら先で突刺したような施文のものも現われてきた。土器の厚みは一般に薄手である。雲出川支流の八手俣川は源流を局ヶ丘（1028）にはし、上多気・下多気をへて谷合を蛇行して、伊勢竹原にて本流雲出川に合流する。この竹原より上流約2kmの山岳斜面の河川段丘、標高120m、県道下之川竹原線の上位、一志郡美杉村八手俣441の1、441の2、427の畠地と433の1、439の1の宅地などそれぞれ松浦愛子・松浦正己・松本政一所有地一帯は、この期に入々が生活した水没地区唯一の住居地で、宅地化された地域は高さ約2mの土砂がかきとられて、遺跡のある一部は已に破壊されているものと思われる。地籍は正式には八手俣何番地で、君ヶ野の名称は入っていないが、一般にこの地域を君ヶ野といつてゐる。今回の調査によつて、427番地から表面に半裁竹管突刺文が横位に羅列してあり、裏面は横線条文が平行に数本ある黒味がかった薄手の土器細片（図1）を、ダム工事用に急造された遺跡上の臨時取付道路の土砂の中から発見した。この道路は深さ約20cmが掘りおこされて、やや傾斜的に畠地が整地されたもので土砂の移動は僅少とみてよい。この突刺文はこの期でも前葉に属するものである。

この君ヶ野遺跡に最も近いこの期の遺跡は下流約6kmの南岸にある一志郡白山町川口にある大角遺で縄文前・中・後期、弥生、古墳の総合遺跡である。この他久居町戸木羽野地内善応寺山遺跡（縄文・前・中・後・晩期、弥生、古墳）、一志町大字宮野上野山遺跡（縄文・前・中・後・晩期、弥生、古墳）、久居町木造赤坂遺跡（縄文・前・中・後・晩、弥生）などがある。今のところ、君ヶ野遺跡は雲出川流域のこの期の遺跡の最上限といえよう。

(3)中期（4500～6500年前）

この期には日本列島に、著しい海進があったといわれ、集落も比較的高所に多く、山岳地帯の台地上に多い。土器は全体的に厚く、型も大きく立体的で力強く堂々たる隆線文・渦巻文をつけ、あやしげに吾々にせまつてくるものがある。一般に深鉢・皿・椀・つり手のあるもの・台のあるものなどで大きな石棒はこの期のものである。君ヶ野遺跡の441の1松浦愛子の畠地より厚みのある赤褐色無文土器と無柄小型石鎌を発見した。土器は岐阜県各務原洪積台地のこの期の土器と類似し、石鎌はこの期の特色を具有している。石器製作過程に生ずる石屑は、こ

図1 君ヶ野遺跡の土器・石器



の遺跡より数10個を発見した。石質の主たるものは、讃岐石（サヌカイト）である。近隣のこの期の遺跡は、上流地域では今のところ皆無で、下流約4kmの白山町大字家城ミドダニ遺跡（縄文・中・後・弥生）がもっとも近く同町大字口の大角遺跡（前記）、同町大字二本木岩井戸遺跡（前記）、同町大字二本木和遅野遺跡（前記）、同町同字亀ヶ広遺跡（前記）、久居町羽野地内上野遺跡、同町善応寺遺跡（前記）、一志町大字高野上野山遺跡（前記）、久居町木造遺跡（前記住居跡発掘復元）などがある。

(4)後期（3500～4500年前）

縄文の一部を磨り消す方法がとられ、土器は次第に薄手となって製作技術の進歩によって高温焼成が可能となった証拠で、液体が外部にしみでる率もすくなく、飲料用に口付瓶も製作され始めた。鉢・皿・壺・瓶等の土器の種類も多様化した。へら先で直線・沈線を描いたものが多く、縄文文様も小さくなり、石器や骨角器・装飾品も非常に多くなった。美しく磨きあげられた細身の石棒・石剣もこの期のものである。君ヶ野遺跡からは、今のところ、この期の遺物は発見されていない。この地方のこの期の遺跡は、前記白山町ミドダニ遺跡、大角遺跡、岩井戸遺跡、和遅野遺跡、亀ヶ広遺跡、久居町上野遺跡、善応寺遺跡、赤坂遺跡、などがある。

(5)晚期（3500～2300、2400年前）

この期には食糧資源の涸渇か人口の移動あるいは滅亡によるものか東海・南関東・西日本全般の山間部には遺跡は発見されないが、一般的現象として君ヶ野遺跡にも遺物は発見されていない。土器は小形化して美しく装飾されたものが多く、磨消縄文の方法によって流れるような入組文・渦文・雲形文がつけられ、縄文も非常に細かく美しいものとなる。香炉・鉢・甕など縄文土器中一番変化の多い土器が製作された。なかでも安行ⅢCとよばれる土器は縄文は皆無で美しく磨かれている。東北地方に栄えた亀ヶ岡式土器の製作技術が関東地方を始め、その周辺に波及したのもこの期である。東海地方においては、渥美半島の田原町にある吉胡貝塚出土のものは、後期後半から晩期末・水神平式に及ぶ豊富な資料を提供している。雲出川流域のこの期の遺物出土遺跡は前記の白山町岩井戸、和遅野・亀ヶ広・久居町の上野・赤坂・善応寺など各遺跡であるが、白山町のミドダニ、同大角西遺跡からはこの期の遺物は発見されない。以上雲出川流域の縄文遺跡を総括的にみると、君ヶ野遺跡は最上限の遺跡といいうる。

[Ⅲ] 弥生式文化時代（紀元前後の4・500年間）

一般に前・中・後期の3期にわけられる。雲出川流域では上限が白山町家城ミドダニ遺跡で、その下流一帯に散在する。弥生文化がこの地方に波及したものとして、嬉野町権現野から弥生式前期の土器として遠賀川式土器が出土している。この地方への弥生式文化の伝播経路は、どのようにはいったのであろうか。農耕地の少ない君ヶ野からは、この時代の土器は、今のところ発見されていない。弥生式文化の中期には、北九州を中心とした銅劍・銅鉢の文化と大和を中心とした銅文鐸化の二大文化圏が生じ、これら青銅製品はいずれも神聖な神器・宝器の類で、村落共有品であったといわれる。銅鐸の分布は西は島根・香川・高知が境とされてい

たが、北九州からも発見され、東限は石川・岐阜・静岡・長野とされる。津市神戸から発掘された流水文様の銅鐸は、大坂府八復市の恩智発掘の銅鐸と同じ鋳型からの製品とされ、銅鐸を使用した農耕儀式が畿内と伊勢湾沿岸とのあいだに、密接な関係のあったことを意味する。白山町川口の風呂谷から、安政8年に百姓の伴久助が袈裟襷文様の銅鐸を発見した由「銅鉄考」から「一志郡史」に転載されているが、銅鐸は一般に弥生式文化時代の後期のものとみなされている。白山町のミドダニ・大角・岩井戸・和遲野・亀ヶ広・久居町の上野、善広寺・一志町の上野山・向井山・赤坂・嬉野町一志の筒井、津市の小森などには弥生前期以降の土器が発掘され、白山町の算所、一志町の日置、嬉野町下之庄権現野前などからは中期以降の土器がさらに久居町新家・同町牧・津市の島貫・三雲村の肥留・小野江・中道・久米・市場庄など農耕文化も後期ともなれば、さらに耕地が急速に増加していったことを示している。

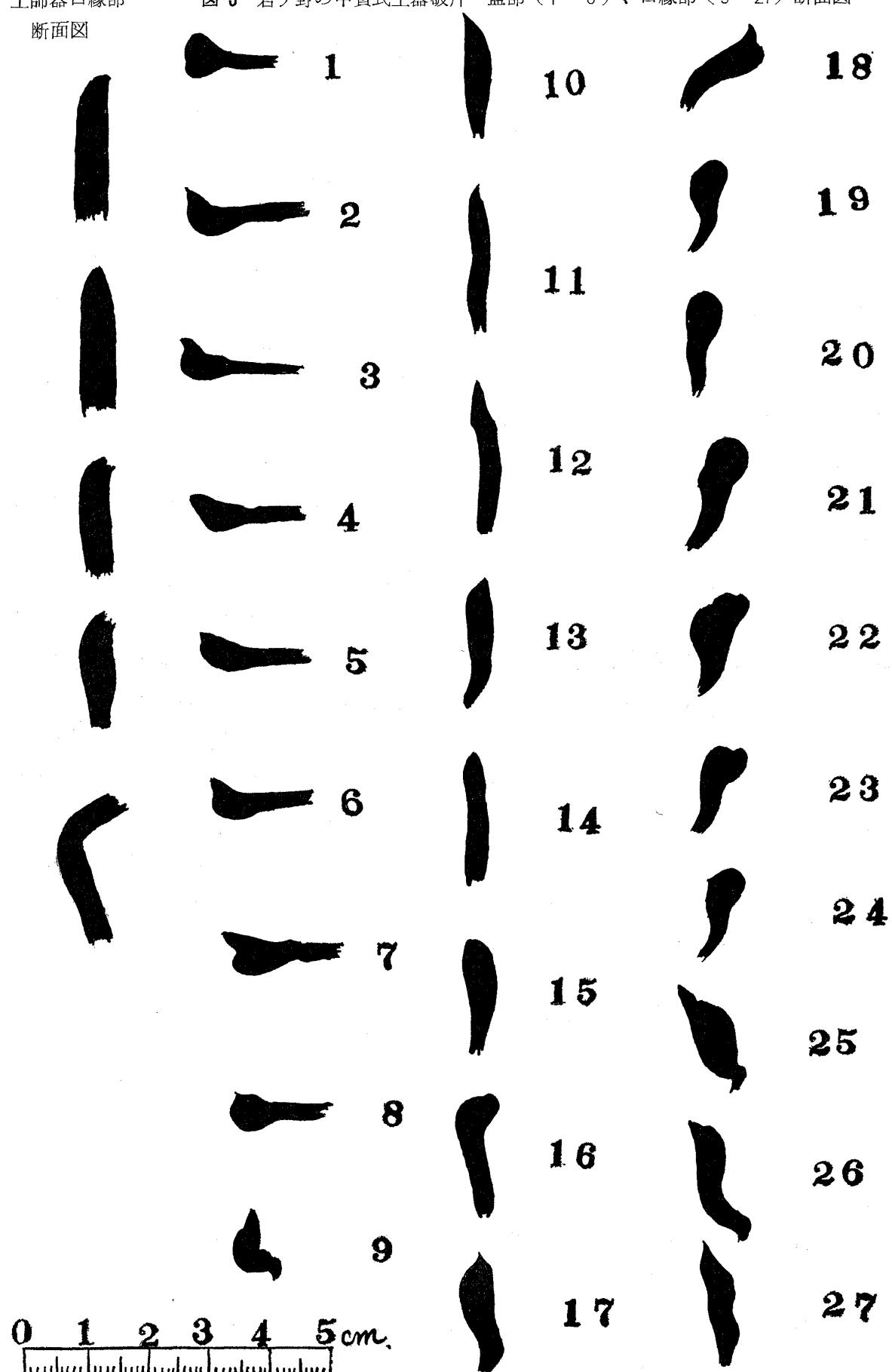
〔IV〕 古墳時代（大和時代）→奈良・平安時代

農耕社会の成立とともに土地そのものが食糧生産の基盤と認められるようになって、その価値観念が大きく変化して、土地の私有化が生まれ、土地の所有権をめぐって、族長間に争いがうまれ、有力族長は次第に他を征服して、小国家を形成する現象が、弥生時代中期から後期にかけて起った。3世紀の終りころ、天皇族を中心とする大和地方の豪族連立の大和国家が成立し、自からの権威の象徴として、壮大な古墳をつくり始めた。この時期は、約400年間7世紀までつづいた。大和国家は次第に地方支配に進出し、次第に小国家を併合統一して、国家構成を拡大していった。かれらは地方国家の豪族をつうじて、地方の住民を支配し、ここに支配・服従の権力を背景に一層支配力を強化し、大和国家の豪族を模倣して、自らの権威を誇示するために、大古墳をつくるようになった。かれら支配者の富と権力の根元は、農耕生産力であって、弥生後期には鉄製農具の普及によって、石器の使用はおこなわれなくなった。中期も後半以降（6世紀以降）古墳も縮小され、大陸から入った厚葬の風に従って、外觀よりも内部に力が注がれ、後期には大きな石を組んだ横穴式石室が設けられ、墳丘は石室を被う程度の小型のものとなり、規模の縮小とともに数が増加し、山間部にまで普通して、小古墳が群集し、また山腹に横穴を掘って墓地とした簡単なものが群存しているが、副葬品も金銀製の装身具・馬具などを納めた豪華な古墳や単に粗品が僅かばかり副葬されたものもあって、その較差が甚しい。前・中期では一部の上層階級だけのものであった古墳も、後期には小部落の長にまでおよんだことを示し、階級的文化の偏差の甚しかったことが知られる。

水没地区の君ヶ野・宿広の須恵器破片は、いずれもかって古墳のあったことを証するもので、この時代後期の小円墳の破壊されたものと推察される。雲出川流域には、前方後円墳と2陪塚をもつ久居町の善應寺古墳と、「一志の君塚」と称せられる前方後円墳が嬉野町一志にあって当方に二大勢力のあったことを示している。集団的に円墳のあるところは、円墳12基うち埴輪を埋蔵しているもの2基を含む一志町の「西山古墳群」、円墳数10基の久居町戸木風早池西方の古墳群、嬉野町「釜生田古墳群」、円墳6基の一志町「西山古墳群」、円墳3基の白

図2 土師器口縁部
断面図

図3 君ヶ野の甲賀式土器破片…蓋部（1～8）、口縁部（9～27）断面図



山町大字二本木の「亀ヶ広古墳」、円墳2基の「馬廻り古墳」、その他白山町家城の「ガガフタ古墳」、同町川口の「メコンド古墳」などがある。縄文・弥生の複合遺跡白山町の岩井戸・和遲野・亀ヶ広、久居町の上野・善応寺、津市の小森、一志町の上野山などの各遺跡からも須恵器の破片が発見されて古墳の存在したことを証している。

(a) 須恵器→古墳時代中期後半(5世紀後半)から鎌倉時代を通じてつくられた。薄鼠色・灰色で1,000度以上の高熱の登窯で焼かれた朝鮮系硬質土器で、祝部式又は朝鮮土器といわれ、一般に盃・盤・壺・高壺などがある。前述の八手俣427畝地・433の1宅地(君ヶ野)八手俣字宿広606畝地・小畠伊助よりこの種の土器破片を採集した。宿広の方は隣接地588畝地水谷亀之助より土砂の移動のあった由。この種の土器は農耕地の少ないこの地方の小首長の墳墓の祭器で古墳時代末期のものであろう。

(b) 土師器→赤褐色の素焼土器で、製作技術など全て弥生式土器から発達したもので、焼き上りを赤くするために、多量の鉄分を粘土中に含ませて、凡そ850度程で焼上げたもので、一般的に弥生式土器より粘土のキメが細かいものが多い。この種の土器には壺・堺・盃・壺・高壺・堺などをのせる器台・甌・甕など食物を煮たり蒸したりするものがある。

八手俣399畝宮田安男4.21畝地松本政一畝地その他(君ヶ野)で標高120乃至130m地区でこの種の土器片を採集した。^① 土師器は古墳時代だけでなく、その後の奈良・平安時代にも盤・鉢・鍋・釜が引き続き製作され、鎌倉時代以降「かわらけ」と称せられて、一般庶民の日用品として使用され、「ほうろく」はこの種のものであり、現在神社の祭器もその系統である。

八手俣339・421(君ヶ野)の標高120乃至130m付近の畝地には、前記土師器の系統でありながら厚み僅か0.25cm~0.3cm程で口径12cm~22cm程の土器の細片が散在し、口縁部に特種の技巧が施してある薄手のもので、特別の口縁部をもつ土師器系のものは、大体平安初期(A.D 800)以降のもので、津市在住の故鈴木敏雄氏は、とくにこの種の土器を「甲賀式土器」と銘名した。^② 蔵集した蓋部・口縁部は細片で器体の全貌を想定することは困難である。

(註)

- ① 土師器口縁部(図2)
- ② 君ヶ野の甲賀式土器破片蓋部、口縁部断面図(図3)
- ③ 一志郡史上巻 P.10。昭和30年7月。

(A) 石製遺物

- ① 打製石鏃……石質讃岐石(縄文中期)(図1)
- ② 石屑(磨石)……讃岐石が最も多く蛇紋岩・石英斑岩など約20数個。

(B) 土製遺物

- ① 縄文土器……①縄文前期(表面半裁竹管突刺文、裏面横線条文、薄手)(図1)
②縄文中期(無文、厚手)

- ⑥ 土 師 器……①口縁部破片 5、その他 2、厚み 0.35cm～0.5cm (図 2)
②甲賀式土器蓋部・口縁部破片多数 (図 3)

3. 結 言

君ヶ野の歴史は古く弥生・古墳時代に己に集落があったものとされていたが、今回の調査によってさらに古く、縄文文化時代前期に、すなわち 8・9000 年以前に人類が生活していたことを証するにいたった。現在までの調査では縄文後・晚期、弥生時代には人間生活の形跡はなく、そのご古墳時代以降奈良・平安とひとびとの生活の場となったものと思われる。文禄の検地帖に、^①「110石 6斗 1升 八手保」とあって、豊臣秀吉の大閣検地（慶長 3=1588 完了）では全国の収穫高 18,509,043 石として田 1 段の収穫が 1 石で米で、4 斗俵 16 貫 (60kg) 、1 石が 150kg 、1 段 = 1 石 = 1 人という式で計算が可能とすれば、八手保地区にある程度の村落の存在を証するもので、古墳時代以降連続的に人々が生活していたものと思われる。

なお今回の考古学調査にあたって三重大学教育学部服部貞蔵先生・白山中学稻生新一先生・名古屋大学文学部考古学教室樋崎彰一先生・一宮市史編纂委員岩野見司氏並びに美杉村教育長宮崎有祥・君ヶ野ダム建設事務所技手黒部儀氏などの方々の御教示・御協力をうけたことを未筆ながら感謝する。なお、今回採集した「君ヶ野遺跡出土品」は、今後東海学園女子短期大学にて保管される。

(註)

① 三重県埋蔵文化財包蔵地一覧表、三重県教育委員会、昭39.7.31.

② 「文禄三年伊勢国中御検地高帖」神宮文庫本。

あとがき

朝 8 時前の近鉄特急に乗っても竹原に着くのが昼近くなる。役場からのジープを待って水没地区迄入って調査に着手できるのはどうしても午後 1 時頃になってしまふ。

大河内、宿広、君ヶ野、竹原役場支所とに分散して仕事をすると相互の連絡は杜だえてしまう。八知の宿舎に泊りこんでみても、ジープの都合がつかないと、何とも動きがとれない。美杉村迄の距離の遠さと、水没地区の孤立性が我々にとって第一の難関であった。そこで調査に能率を上げるために名古屋から自家用車を駆って美杉村に赴き、水没地区→竹原→八知間を機動力によって走り廻らねばならぬとの結論に達し実行にうつした。この長距離運転と調査の二役に献身してくれた方々の労苦が短い期間に何とか調査の成果をあげることの出来た一つの素因である。

第二の難関は文書資料の散逸である。本文中にも記した如く、庄屋一戸長の家筋であった水谷家の没落とその文書の完全な焼却、竹原役場支所の数度にわたる文書棄却によって徳川時代の公文書が皆無という状態では村の歴史を書くことは不可能と思われた。然し僅かでも残った

明治以降の断片的資料を今繕り合せておかなければ、それすら近い中に散逸してしまうであろうことを思って、確実な資料に依拠出来る範囲内だけをとり上げて調べることにした。従ってこれは通史としての体をなしてはいない。考古的出土品・寺・社・墓地・古文書・聞とり等を手掛りにして可能な限り遡及・考証したドキュメントである。

調査は昭和41年夏から冬にかけて6人の調査団員と東海高校生徒数名の助手によって断続的に行われたものである。

調査期間が短かかった為、資料集蒐、調査共不完全な点を残しているし、聞とりも不充分かつ聞きちがえ等無しとはいえない。

調査に協力を惜しまれなかつた美杉村教育委員会・竹原支所・同公民館の方々、その他地元の方々に対して厚く御礼を申したい。

なお、我々は谷間の木蔭にひっそりと立っている五輪塔や庚申塔を撫でている中に、その一つ一つに秘められた歴史を思つて限りない愛着を感じた。これらを空しく湖底に沈めるには忍びない。村当局のはからいによってせめてその一部でも他所に移して保存されることを切に望んで止まない。

原 始・古 代 の 遺 跡

